

環境福祉経済委員会記録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

1) 付託事件審査

①議案第3号 平成26年度光市簡易水道特別会計予算

【説明】：宮崎業務課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】

○萬谷委員

おはようございます。

この簡易水道の会計については、ほとんど牛島ということになっているのですが、今まで、簡易水道は大和町とか伊保木等は水道に統合されたと思うのですが、これの簡易水道のままの理由というか、事情というのをお聞かせいただければと思います。

○宮崎業務課長

簡易水道というのはご存じのとおり、給水計画人口が5,000人以下の小さな水道事業でございます。そのようなこともございまして、上水道のように、地方公営企業法の適用を受けておりません。そのようなことから、ほとんどの簡易水道につきましては簡水特別会計で経営をされているという状況でございます。

光市におきましては、合併当時、4つの簡易水道があったわけでございますが、平成20年と21年に、上ヶ原簡易水道と岩屋、伊保木、大和簡易水道につきましては、施設の統合を行ってまいりました。施設の一本化と同時に、経営の一体化も図ってきたところでございます。牛島簡易水道につきましては、離島ということもございまして、地理的条件により、施設の一体化は図れないということもございます。

今、ご説明をいたしました予算の中におきましても、一般会計からの繰り入れが不可欠であるということもございまして、今のところ、簡水特別会計で経営をさせていただいているということでございます。

○大樂委員

それでは、簡易水道の中の40ページですが、洗浄とかおっしゃっていますが、

その耐用年数と今回どんな洗浄をされたか、お尋ねします。

○森下浄水課長

R0膜は、2系列ございまして、1系列は膜が6基あります。洗浄につきましては、毎月1回、職員が行っております。耐用年数については、1系列を2年で取りかえをさせていただいております。塩害については、塩酸を入れてカルシウムの付着防止を行っていますが、膜にカルシウムが付着しますので、毎月1回クエン酸で洗浄をかけております。また、毎月1回調査をかけておりますし、測定装置がございしますので、林浄水場に毎日データを取り寄せて確認をしております。

○大樂委員

わかりました。ありがとうございました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第8号 平成26年度光市水道事業会計予算

【説 明】：宮崎業務課長、田中水道局次長兼工務課長
～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

【説 明】：森下浄水課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

今の説明で、平成26年度の会計予算書の中で、2ページに載っているのですが、継続費についてお聞きしたいと思います。

今回、継続費で年割額が4,300万円と、一応、なっているわけですね。25年度の予算書の中では1億3,000万円と載っているのですよ。なぜ、このように4,300万円も予算が落ちたのかご説明願いたいと思います。

○田中水道局次長兼工務課長

これは、東荷地区の工事が縮小したことによるものです。これを、当初は、4カ年の事業で計画しておりました。地元の方に対しましてもアンケート調査しまして、給水の希望者がかなり減ったということで、事業の縮小を図りました。当初4年を3年間で、東荷地区を解消していこうということで、これだけの金額の差が出たということでございます。

○大田委員

今、縮小と言われたのですが、東荷地区の未給水地区の改修事業は今後どうなるのですか。

○田中水道局次長兼工務課長

東荷全体の事業説明をいたしますと、当初は、管延長が1万8,053mでした。しかし、事業の見直しをすることによりまして、管延長が1万455mということで、給水対象戸数は331戸から215戸、給水件数は94戸から68戸、割合で言いますと、31.6%と、このようになっているわけです。

懇切丁寧に東荷の方には、我々、水道局といたしましても、アンケート調査、水道事業の仕組み等で説明させていただいたのですが、あんまり要望がありませんでしたので、これ以上は無駄な投資となりますので、東荷におきましてはもうこれ以上やるつもりは全くございません。

○大田委員

予定が1万8,053m当初。それが、1万455mになったちゆうことですか。

○田中水道局次長兼工務課長

1万8,053m、それが1万455mです。

○大田委員

了解しました。それと、戸数を当てるのが、給水戸数が331戸から211戸になったと、間違いはないですか。

○田中水道局次長兼工務課長

215戸です。

○大田委員

215戸ほど、給水戸数があるということですね。今度はパーセントでいうと、31.6%の割合と、今、お聞きしたのですが、331戸から215戸になって、31.6%より多いように思うのですが、そののところはどうか。

○田中水道局次長兼工務課長

3カ年に変更しまして、給水戸数318戸が対象で、給水件数が68戸ということです。ですから、実際に、給水していただいたのが68戸ですから、31.6%の給水率ということになります。

○大田委員

了解いたしました。今後とも東荷地区とられんと思いますが、とられるように努力して行ってほしいと思います。

第4次拡張事業の中で、今後の予定を教えてくださいなのですが、また、1億3,000万円から4,300万円になったと。約9,000万円の予算の余りがあると思うのですよ。その金を未給水地区に持って行ってほしいと思うのですよ。例えば、塩田地区に持っていくとか、そういうような考えはないでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

第4次拡張事業におきましては、平成28年度まではもう計画が全て立っております。それで、実際問題としては、28年度まで計画を立てておりますが、給水を希望されないところにおいてはその事業は省いております。当初計画の事業はほとんど終了しており、1カ所難しいところが残っている程度でございます。ですから、給水の見込みがないところもありますので、第4次拡張事業の計画を見直すべきかと考えております。ですから、まだ、第4次拡張の事業は平成28年度まで残っていますが、塩田地区は給水区域に入っていないのですよ。塩田地区を給水区域にする場合は、厚生労働省の認可の変更という形になるところでございます。

○大田委員

私どもとしては、ぜひとも、塩田地区に認可の変更をいただいってもらって給水してもらいたいと思うのです。塩田地区は、命に別状が出るようなヒ素が出るとかいうのではないのですが、マンガンが出て鉄分が多いのですよね。だから、鉄分の多い水を飲んでいてどうしても体に被害が出ると思うのですよ。だから、光市が出しておられるおいしい上水道をぜひとも飲んでもらいたいといわけです。だから、28年度まであるのだったら、塩田地区に持って行ってほしいと思うのです。まだ9,000万円も余ったお金があるよというお答えです

から、ぜひともよろしくお願ひしたいと思うのです。

○福島水道局長

塩田地区については、28年度までに給水区域とする予定は全くありません。29年度以降については、今後の仮定でございますが、新たな認可を取るなどの作業も必要になってきます。そういうことになれば、また、相当な費用も掛かりますし、相当な要望なり人道的なものがない限りは、当面不可能だろうと考えております。

○大田委員

罪な返事ですね。もう少し、希望を持たず返事をもらいたいと思うのですが、今後ともよろしくお願ひします。また、今、ご説明ありました新会計制度についてですが、よく理解できなかつたのでもう少し質問したいと思います。

まず、財務諸表ですかね。これの影響についてであります。説明の中で、財務諸表の見方が大きくかわつたとありましたが、実際、どのようにかわつたのか、お教えください。

○宮崎業務課長

確かに、説明の中で、このたびの新会計制度移行に伴いまして、財務諸表の見方が大きくかわりますと申し上げましたので、その説明をしていきたいと思ひます。財務諸表には、貸借対照表と損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などがございます。26年度予算につきましては、旧制度と新制度で載っておりますのは貸借対照表でございますので、貸借対照表を比較していただければどこがかわつたかわかりますが、なかなか比較がしづらいので申しわけないと思ひます。43ページをお開きくださいますか。こちらが、26年度が終つたときの予定貸借対照表でございます。これが、新会計制度が適用になつた後の貸借対照表でございます。ご存じだろうと思ひますが、この貸借対照表というのは、ある一定時期の、ここで言いますと、平成27年3月31日時点での水道事業の財政状態を表すものです。ルールは資産イコール負債プラス資本ということで、バランスがとれたものになっております。それと、貸借対照表の中でどこがかわつたかを申し上げていきたいと思ひます。まず、43ページの資産の部でございますが、固定資産の中の影響がありますところは、減価償却累計額というところに影響が出てまいりました。これは、見なし償却制度の廃止ということで、全てが強制償却になりますので、過去の資産において、見なし償却していたものを強制償却するというところでございますので、減価償却累計額が増加するというところでございます。その影響といたしまして、残存価格といいま

すか、固定資産の総額が減少するというところでございます。

次に、44ページをお願いいたします。44ページの中で、新会計制度で影響しますのは、流動資産のところの未収金の下のところ、貸倒引当金でございます。

これは、先ほどもご説明させていただきました。引当金の計上義務付によりまして、上の未収金に対しまして、回収ができない可能性がある部分については、見込んで引き当てたものでございます。次に、負債でございますが、まず、固定負債のところ、企業債が上がっていると思います。これは、もともとの旧制度であれば、本来は、資本のほうに計上されていましたが、このたびは借入資本の表示区分の変更ということで、借金については、民間企業が企業会計でやっているように、当然、負債で計上すべきということで、このたびの改正で負債に計上をするようになっております。

ただ、ごらんいただいたらわかるように、固定負債のところにも企業債がありますし、45ページの流動負債のところにも企業債というのが両方上がっていると思いますが、流動負債の企業債につきましては、1年以内にその償還を迎えるものについては、流動負債で計上するというルールになっておりますので、この部分に上がっております2億5,416万7,000円につきましては、これは27年度分の元金償還分と思っていただけたらと思います。固定負債のほうはその残りということで、26年度末のものは両方足していただくということになるかと思っております。

次に、44ページの引当金のところの退職給付引当金を見ていただきたいと思っております。これは、今までもあったわけですが、退職者が多く見込まれていれば多く引き当てるとか、事業体の任意で引き当てることができておりましたが、先ほど申し上げましたように、年度末に、全ての職員が自己都合でやめた金額を見積もってということがございましたので、このたび、6,252万円しかなかったものを特別損失等で計上いたしまして、2億9,827万7,000円が引当金になったということでございます。この金額につきましては、26年度末に職員が全員やめたときの退職給付金でございます。

次に、45ページでございますが、45ページの真ん中の賞与引当金でございます。賞与引当金につきましても、将来にわたってその支出が見込めるもので、当年度に発生があるものということで、27年の6月に支給する賞与というものは、26年度分に働いた評価といいますか、期末手当分が入っているということで、12月から3月の終わりまでの4カ月分については引き当てて準備をしておくもので、これも新会計制度によるものでございます。

次に、下のところで、繰延収益というものでございますが、これは、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更によるもので、これまでは資本の

ほうに計上しておりました資本剰余金、補助金や一般会計負担金等については、見なし償却というものがございましたので、いただいたらそのまま減ることもなかったわけですが、これからは全て償却していくということでございますので、これを負債に計上して、減価償却見合いのものについて、毎年、収益化していくというようにこのたびの制度でかわっております。

46ページをお願いいたします。最後に、資本の部での影響でございますが、先ほど申し上げましたとおり、旧制度では、資本の部に借入資本金として、借金の部分が資本に含まれておりましたが、それが負債のほうに移行しておりますので、資本がかなり減少しております。それと同時に、長期前受けを説明いたしました但し、47ページをごらんいただきますと、剰余金のところに資本剰余金というものがございます。これが、一般会計負担金や補助金等の過去に積み上げたものですが、この財源で構築いたしました資産については、減価償却をしていくということでございますので、この部分に対応する資産がある部分については、長期前受け、負債のほうに振り分けてあります。この金額を、先ほどご説明しました45ページの下のところから46ページの前段のほうに全部振り分けて、毎年度、減価償却見合いを収益化しているということになりましたので、資本がかなり減少して負債が増加したということになります。

以上が、財務諸表のうち貸借対照表の影響でございますが、ごらんいただきましたように、今回の制度改正によりまして、現金や預金というものが直接外部に、流失はしておりません。ということで、このたびの制度改正によりまして、直ちに、水道事業の実態と申しますか、経営状態がかわったものではありません。このたびの制度改正によりまして、これまで以上に光市水道事業の経営の実態が見えるようになったと思います。

○大田委員

それで、新会計制度、比較的ふえたように見えていますよね。

○宮崎業務課長

そうですね。地方公営企業会計の場合は、発生の事実に基づいて記帳いたしておりますが、お金があるかないかということだろうと思います。そのへんにつきましては、このたび、新会計制度で新たにキャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられましたので、それで説明したいと思います。恐れ入ります、32ページを見ていただきたいと思います。

26年度、26年4月1日から27年3月31日までの水道局での現金の動きについて、こちら記載させていただいております。上から、業務活動によるお金の動きということで、先ほどもご説明しました26年度には、1億1,819万8,000円の欠損

金を生じる予算となっておりますので、これはマイナスになります。

次の減価償却費でございますが、これは実際に支出として執行はするのですが、現金支出を伴わない支出でございますので、水道局の中にお金は残るということでございます。次の固定資産除却費においても同様でございます。繰延勘定償却においても同様で内部に残るということで、水道局からお金が外部に出るということではございません。その下の引当金につきましても、今後将来において出る可能性はありますが、26年度中には、現金は出ませんので、現金に着目いたしますと、これはプラスということで表現はさせていただいております。

次の長期前受け、ここは難しい考え方ですが、ここのお金というのは、過去にいただいた補助金などが、4条予算のほうで、計上されて、お金についてはもう過去に入っております。ただ、先ほど申し上げましたように、収益化を毎年度行っていくというものなので、実態のない収益についてはございますが、長期前受金戻入額として収益のほうに上げることになりますので、現金自体からすれば、マイナスということになります。

そういうことで、最終的には、営業活動でのお金の動きは、33ページの上のところ、営業活動によるキャッシュ・フローのところを見ていただきまして、26年度中に5億4,125万7,000円、現金がふえましたよということでございます。

次に、2番の投資活動によるキャッシュ・フロー。これは業務活動の基礎となります固定資産の取得、工事をやるのにどのようにお金が動いたかを示しております。一番上の有形固定資産の取得、これは工事などで、3億2,400万円のお金を払いますので、現金が出ましたよということでございます。

また、国庫補助については、工事に対してお金をいただけるということで、現金がふえたということになります。一般会計からの負担金も現金がふえたということで、投資活動によるお金の動きは、2億8,320万5,000円現金が減りましたよということでございます。

次に、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、これは営業活動と投資活動を維持するための資金の調達等でございます。一時借入金につきましては、事業運営をする中でお金が足りなくなったときに借りようとするもので、借りればその年度に返しますので、差し引きはないということになります。その下側ですが、建設改良の財源に充てる企業債、26年度の各種事業では1億130万円お金を借りることになりますので、現金はプラスということでございます。最後に、他会計からの出資金、これも一般会計から出資をいただきますので、現金がプラスということで、財務活動に着目した現金の動きは、7,460万6,000円、現金が減りましたよということになります。これを差し引きしま

すと、33ページの下から3段目。26年で、現金がふえたのは、1億8,344万6,000円となるわけでございます。26年度が終わった時点では、現金が一番下のところの金額、7億8,148万3,000円内部留保できているということでございます。例えば引当金の取崩しが同時に起こったとしましても内部留保できているというように、今のところご理解いただけたらと思います。

○大田委員

本当は、それで、退職特別損益で退職金の2億9,000万円ほど借り上げておりますね。あれもこのような予算でされているという解釈でよろしいのですか。

○宮崎業務課長

あくまでも、このたびルールがかわったわけでございますので、今までは事業体の都合で、退職引当金を自由にとということではないのですが、決められていいですよということだったのですが、それはいけませんと。26年度の期首には、全職員が辞めた分だけは、引き当てなければならないことになりました。ですから、これらを財務諸表等に計上することになりましたので、その結果、26年度の損益計算書で計算しますと、1億1,800万円の欠損金を生じることとなったということでございます。それでは、実際にお金があるのかないのかと言いますと、先ほど申し上げましたように26年度予算の中には、費用として支出することにはなりますが、内部に留保するお金はあるということになります。イメージ的には引き当てたのだから、それを預金通帳に入れるのかというように思ってしまうのですが、そうではなくて、水道局に幾らの退職給付債務を持っているかということを表したということでございます。

○大田委員

それを、今、同時に出すというのが、キャッシュ・フローで7億円ぐらいあるから、3億円ぐらいは全部あげてもよろしいよと、それで、今、あげておられると思うのですが、キャッシュ・フローがもし3億円なかった場合にもあげられるわけですか。

○宮崎業務課長

そうですね。毎年、職員を1年雇えば、当然、退職給付債務は発生します。ですから、この1年分の退職給付債務は、費用であげなければなりません。26年度分の費用として計上しなさいということでございますので、お金があるからとか、ないからということではなくて、費用であげるということでございます。

○大田委員

ある程度は了解しました。続いて3ページに職員給与費が5億8,422万円上がっているわけですよ。26年度は3億400万2,000円と上がっているわけですよ。なぜ5億8,000万円ととりわけて高く上がったのか教えてほしいのですが。

○宮崎業務課長

人件費につきましては、明細書をおつけしております。

34ページをごらんいただいたらと思います。前年比対比等が載っております、たしかに、委員さん言われますに、比較しますと2億2,021万8,000円増加しておりますが、特に、原因といたしますのは手当でございます。手当が2億1,000万円ふえているということでございますが、この手当につきましては、先ほどからご説明させていただいております特別損失の計上によるものです。その中に退職金の引き当ての部分が入っておりますので、26年度限りではございますが、この特別損失につきましては、その増加分となっているということでございます。

○大田委員

了解しました。最後に、26年度において特に、重要な事業とか政策はどのようなものがあるか教えてほしいのですが。

○宮崎業務課長

予算に上げているものは重要であると考えておりますが、ライフラインであります水道事業は、やはり安定・安全でなければなりません。

そういうところに着目いたしますと、やはり、古い管を新しい管にやりかえながら、これを耐震化にしていく、配水管整備事業、水道局の心臓部、林浄水場の耐震化事業等々は、特に、重要な事業ではないかと思っております。

また、それぞれの各部門に計上させていただいております修繕費につきましても、既に施設のほうが少し不具合をおこしていたり、その兆候が見られるものに対しての費用を計上させていただいておりますので、これについても、特に重要ではないかと思っております。また、今後、水道事業の柱となりますアセットマネジメントを現在進めているわけでございますが、これは26年度が仕上げの年でございます。これも、今後の財源と効率よく施設を維持していくために必要な施策であると思っております。市民の方に直接関係します26年度のものとしましては、先ほど説明の中でも報告いたしましたとおり、現在、水道に関する便利帳というものをつくりたいと考えております。イメージ的には、環

境事業課で「ごみの事典」とかいうものを一度配布されているように記憶しております。水道に関して何かわからないことがあったら、そのときのこの1冊というような位置づけのようなものを今年度つくって市民の皆さんのお手元に届けていきたいと考えております。大体、今のところ、思い浮かぶことはそれぐらいかと思っております。

○大田委員

本当、大切な事業ですから今言われたことをぜひお願いしたいと思うのですが、今、水源地ですかね。今、光は全部囲いがある水源地というのはなかなかないと思うのですよ。東荷川の奥地に1カ所ぐらいあるのではないかと思うのですよ。バイオテックですかね、ああいうようなのを水道局が挙げておられるように、その確保もお願いしたいと思うのですがよろしくお願いいたします。

○萬谷委員

それでは、何点か、教えてほしいものがあります。まず、29ページの配水管整備事業の工事請負費、2億6千何がし上がっております。これ、老朽化の更新だと思うのですが、現在の耐震管率もしくは今から市内全域を耐震化にするにはどれぐらい年数かかるか、教えていただきたいと思えます。

○田中水道局次長兼工務課長

平成24年度末で、耐震管率は27.9%です。それから、今市内の老朽配水管、全て耐震化を図るということになれば、現行水道ビジョンで上げているのは2049年ということになりますが、現在、アセットマネジメント、そういったもので、いろいろ精査して、今後の更新のことに关しましては、実際問題、まだ、個人の開発者がまだ市に対して寄附されてないとか、そういったものがありますので、それら整理しますと、若干延長が延びてくると思えます。そうしますと、ビジョンでは2049年というようにうたっておりますが、それから、延びていく恐れがあるのではないかと思います。

○萬谷委員

わかりました。それでは、もう1点だけ、昨年9月の委員会で中山川ダムの光市が運用する漂流権を工業用水に転用してとかいう話がありまして、今後の協議事項にするというように記憶をしていたのですが、僕が見落としたのかもしれませんが、今回の予算の中に、その事業費等が見当たらないと思うのです。これについて、説明できる範囲でかまいません。事業計画とかもありまし

たらお聞かせ願えればと思います。

○宮崎業務課長

26年度で、工業用水に関する予算はあります。15ページをお開きいただきたいと思います。15ページの受託工事費の中の、委託料1,400万円とありますが、この中に、工業用水に関する予算が500万円含まれております。この予算の内容でございしますが、これは、これから、島田川で水を取るための河川申請の準備調査をするものです。これは、正常流量調査と言いまして、実際、取っても島田川に影響はないというようなことを調査するものでございまして、この委託料に500万円を計上させていただいております。

それと、今後の計画でございしますが、水道局が考えております計画は、一応、32年の4月に水を送るということが決まっておりますので、それぞれ光市と企業局が事務手続や施設構築をしていくのだらうと思いますが、光市におきましては、26年度と27年度で河川申請にかかる許可を取っていきたいと思っております。この許可のめどが立ちましたら、取水施設の整備に取りかかっしていきたい。そして32年4月、給水に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○萬谷委員

了解しました。ありがとうございました。

○畠堀委員

ご説明いただきました内容分について、理解深めるために、2点ほどお伺いしたいと思います。まず、1点目は、19ページに記載されております収益的支出の営業費用の総係費の委託料の中に、夜間と日中管理業務委託料というのが計上されているわけですが、この内容についてお伺いしたいのが1点。

もう1点は、同じく平成26年の収益的支出、21ページに記載されております営業費用の資産減耗費、固定資産除却費が1,000万円上げられているのですが、この内容について、主なものについて教えていただけたらと思います。

○宮崎業務課長

19ページの総係費の委託料の夜間、日中管理業務委託の内容でございしますが、これは、水道局職員の勤務時間は、5時15分までなので、5時15分から翌朝の8時半まで誰もいないというわけにもいきませんので、この業務については、漏水に関すること、閉開栓に関すること等の電話があったときに、緊急であれば、その担当職員につないでいただくなり、そういった業務をシルバー人材センターに委託をしております。その委託料でございします。当然、休みの日も土日

もそういうことでございます。それと、除却費でございますが、施設の更新に伴いまして、古い管から、新しい管にやりかえるということで、発生するのがこの除却費になります。

○畠堀委員

説明でありがとうございました。最初の委託料の分については、365日毎日の業務だということで、金額的にどのような内容か推測できなかったのでお伺いしたのですが、固定資産の除却について、配管として残っている資産について期限が切れたので、資産としてはあるが、配管の除却ということでよろしいのですか。

○宮崎業務課長

これは、実際にそのものをなくすときに、費用として計上するものでございまして、金額的なもので疑問に思われておられるかと思いますが、管などの資産を取得しますと、制度的には、5%まで減価償却しなければなりません。5%までいったら、その残存価格というのは残ってくるわけでございますが、その管がずっと古くなっても使えるようであれば使っているわけですが、その3年後か4年後に、排水管整備等でやりかえていこうということになれば、実際、その管を除却しなければいけないということになりますので除却するときにその残存価格を帳簿から落とすために計上している費用でございます。ですから、規模的に小さく見えますが、わずかな残存価格を落とすための費用ということでございます。

○畠堀委員

よくわかりました。ありがとうございます。

○笹井委員

細かいことですが、三、四点お伺いいたします。

まず、参考資料の8ページ、9ページに中島田や三井の第4次拡張事業の説明があったかと思えます。戸数は、これ7戸と、先ほど説明がありましたが、これは対象戸数が7戸で7戸全部入るということでしょうか。それとも、対象戸数7戸ですが、実際、どれだけ入るかというのは、まだ、これからやってみないとわからないということでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

現行、5軒ぐらいの方が自前で配水池をつくられて、給水されているお宅も

あるわけですね。これは、昭和30年前後になってくるわけですが、当初、島田中学校の下の方からずっと引っ張ってきています。ですから、そういう老朽化したものを敷設がえを行い切りかえまして、新規に7戸ふやすということでございます。この計画については、現地で開催した集会の中ではっきり言っています。当初は受水槽を設置して対象戸数を広げる予定だったのですが、あまりにも希望者が減りましたので、希望者があがる地域しか水道管はもう要りませんということになりました。

○笹井委員

わかりました。あと、さきほど、先行委員で東荷が結局68戸ということだったのですが、68戸の内訳で、一般の民家だけで68戸ということなのか、それとも、里の厨とか公民館とか、工業団地とかそういうのも含めて68戸なのか、そのへんの数字を教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

これは、東荷小学校もそうですし、里の厨もそうですし、伊藤公もそうですし、公共施設、そういった公の施設も含まれております。それと、あとは一般家庭です。

○笹井委員

わかりました。さっき、310何戸、予定エリアの中の68戸で普及率が30何%ということの説明があったと思います。これは、東荷に広げるときにも、事前にアンケート取られて、アンケートの段階では、結構、数字が少ないなというのは報告があったところですが、そのときの説明で、過去の水道拡張のとき、その地区なんかは事前のアンケートは少なかったが、実際には工事が始まる時にはふえてきたというような説明もあったところなんです。この東荷の現在310何戸中68戸というのは、水道局的にはどうなのですか、多い数字ですか。少ない数字でしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

それは、当然、少ない数字ですね。我々が当初説明したときには、給水するというお答えをたくさんいただいた分もあったのですよ。しかしながら、事業に入ると、そんなにお金がかかるのであればやりませんというような意見もいただいたわけです。しかしながら、先ほどからいろいろ意見が出ていますが、やはり、井戸水であれば水質等が悪くなるという事も考えられますので、上水道に切りかえられることを希望しております。

○笹井委員

それでは、少ない理由としては、今言われた費用負担の問題になるのでしょうか。そのへんの原因とか、認識というのがあればお聞かせください。

○田中水道局次長兼工務課長

この地域におきましては、補助対象でありましたので、私ども水道局といたしましても、市のほうといたしましても、補助をいただけるのであれば、過去から水質が悪いというところ等々もありますので取り組んでいこうということになりました。ですから、補助がいただけないのであれば、水道局単独では工事ができなかつたと思います。

○笹井委員

現状は大体わかりました。参考資料のうち、5ページですが、職員人数が記載されております。今、43名ということで、この数字で、特別職、一般職、短時間職員の全てを含むとなっておりますので、これ、43名の内訳で特別職、一般職、短時間職員、あと、再任用職員もおれば、内訳の数字を教えてくださいか。

○宮崎業務課長

特別職は、局長1名でございます。一般職が35名でございます。短時間勤務者は再任用者で7名でございます。

○笹井委員

わかりました。最後に予算書のうち9ページは、原水及び浄水費のうち、手当のところの中段に、業務の手当90万6,000円。これは、ほかの配水とか、ほかの業務のところでも出ていますが、この業務の手当の現在のパーセンテージと、それがいつ改正されて、そのパーセンテージになったのかというのを教えてください。

○宮崎業務課長

現在、業務手当のパーセンテージは2%でございます。これは、25年の1月だったと思います。

○笹井委員

終わります。

○西村委員

理解を深めるために質問させていただきます。今回の地方公営企業法の会計の改正は大きなもので、先ほど十分説明をしていただきましたので、その内容については理解ができました。少し確認をさせていただきたいのですが、今回の借入資本金制度の廃止について、企業債を資本に計上していたものを負債に計上したということで、先ほどの説明で、これはバランスシート、45ページ、44ページ、企業債は58億円から59億円の固定と流動の合計という説明がありましたが、当年度、これは26年度末の見込みでございますので、その見込みで、この合計でよろしいですか。59億円ぐらいでよろしいですか。

○宮崎業務課長

委員言われたとおり、この固定負債の企業債と流動負債の企業債を足していただいた58億円が26年度末の残高でございます。

○西村委員

そうしますと、見込みですから予定なのでわかりませんが、来年度以降、27年度以降、この企業債はどのような傾向になっていくと予測をされていらっしゃるでしょうか。

○宮崎業務課長

水道ビジョンの中でお示しをしております建設改良の財源につきましては、これまではほとんどその企業債に頼ってきた経緯があるのですが、ビジョンの中では、企業債は50%に抑制していきたいということで、現在、毎年1億円程度残金が減っております。このような考え方で、今後も抑制してまいりますので、財源については自己財源と借入金、半々ぐらいで考えておりますので、今後、大きな事業はあまり予測しておりませんので、今のところ予測できるのは、大体、1億円から1億5,000万円ずつ減少していく傾向にあると考えております。

○西村委員

最初の説明でもあったように、要は、拡張から維持へ水道のビジョンは、業務がかわってくるという理解をいたしました。

それで、もう1点、2点ぐらい聞きたいのですが、そうなってくると、今回、引当金とか特別な見直しで、単年度的に赤字と言いますか、決算の部分が出たりして、いつも見ているものと様子が違うので、びっくりしたのですが、もと

もと業務はかわってないわけですから、平成25年度末では経常利益的には赤字ですか、黒字ですか。

○宮崎業務課長

25年度収支状況でございますが、これは、52ページに26年3月31日までの損益決算書をつけさせていただいております。その一番下のところで、未処分利益剰余金は3,353万8,000円計上できるかと思えます。

○西村委員

ちなみに、その上段に、営業外費用もありますが、経常利益は6,000万円ぐらい数字が出ていますが、以後、26年、27年以後ですね。業務のお水を売って、本来の営業の成績ですね。これは、黒字基調と見込んでいいですね。

○宮崎業務課長

参考資料に、今後の財政計画について、添付させていただいております。6ページでございます。ここの、今委員さん言われたのは上の収益的収支ということでございます。26年度は、新会計制度移項に伴いまして、特別損失を計上いたしましたので、1億1,819万8,000円の損失を生じておりますが、今後につきましてはここに記載のとおり、純利益を計上できるものと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。今の言葉聞いて、非常に安心をいたしました。光市にとって、水は、一番の宝、財産でありますし、安くて安全なお水を提供できるというように、この会計を見ても自信を持って確信をいたしました。

これは、後ほどで結構ですから、一つ参考のために、自己資本比率なんかを後で教えていただけましたら、当然高い数値で安全な範囲の中に入っていると思われませんが、これは委員会終わってからで結構ですので、また、数値を教えてください。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

○西村委員

それでは、読み上げさせていただきますが、2題ほど読み上げます。

1番目は、光市は中山川ダムの水利権を有しているが、広域水道事業の中止により権利行使はできていない。今般、山口県はこの光市の浄水の水利権を周南地域の工業用水に転用しているが、市民の財産である水利権をどのように譲渡するのか、お尋ねをいたします。

2点目は、広域水道事業について、水利権を山口県の工業用水として利用したいという話はどうなったのか。この財産をどういうふうに扱われるのか。広域水道の水利権を保有するのならば、維持管理費を払うわけで、年間2,500万円ぐらい払っている水利権の行使を光市はせずに、山口県が買い取れば支払部分は減り、財政健全化にも寄与していくという2点のお尋ねがありました。

ご回答よろしくお願ひします。

○宮崎業務課長

さきにご質問を聞かさせていただいておりましたので、質問内容2つでございましたが、大きく分けて3つあるのだらうということで、3つ分けてお答えさせていただきたいなと思います。

まず、1点目でございます。中山川ダム上水道水利権を工業用水に転用しようとするが、市民の財産である水利権をどのように譲渡するのかということでございます。これに対する回答といたしましては、中山川ダムの水利権は、現在、光市、周南市、岩国市の3市で所有する権利を持っており、このうち光市が所有する日量1万5,200トン全量を工業用水として利用とするものであります。

現在の1万5,200トンの水利権は、上水道用として使用する許可を得ておりますので、手続としましては、この使用目的を一旦廃止し、新たに工業用として申請するものでございます。要するに、この水利権は山口県に譲渡するものではなく、光市の財産として引き続き所有した上で、工業用水として県に供給しようとするものでございます。

2点目、広域水道事業について、水利権を山口県の工業用水として利用したいという話はどうなったか。この財産はどういうふうに使われるかということでございますが、本件につきましては、9月の委員会において、中山川ダムの光市の所有権分割水利権1万5,200トンの水を山口県の工業用水道事業へ供給することとなった経緯を説明させていただきました。

その中でふれさせていただきましたが、近年の水需要は減少傾向にあり、さ

らに施設能力に十分な余裕があることから、今後も中山川ダムの水利権を上水道として使用する見込みはないと考えております。その上で、本件は、山口県企業局へ有償で供給できるものでありますので、光市の財産である日量1万5,200トンの水利権を使用し、新たな財源を確保することができるものであるという判断の結果、協議を開始したところでございます。

その後、平成32年度からの供給開始を目指し、供給条件、諸手続、施設整備のスケジュールなどについて、山口県企業局と協議を重ねており、平成26年度におきましては、現状の島田川から日量1万5,200トンの水が取水可能かどうかを調査する流量解析業務を予定しております。

最後のご質問でございます。広域水道で水利権を保有すれば、維持管理を払うこととなる。水利権の行使をせず、山口県が買い取れば支出部分は減り、財政健全化に寄与するのではというご質問に対しましては、広域水道で開発した水源分の水利権を山口県に譲渡することは考えておりません。また、山口県企業局への供給開始後も現在と同様の維持管理費は発生することとなりますが、今後の協議において、これらの経費を加味した供給単価にしたいと考えております。

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第17号 光市老人ホーム入所判定委員会設置条例
- 議案第18号 光市休日診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 光市休日診療所医療事故調査会設置条例
- 議案第20号 光市予防接種健康被害調査会設置条例

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

25ページの、老人ホーム入所判定設置委員の医師、山口県周南環境保健所長、老人ホーム施設長、福祉保健部の職員とあるのですが、どなたがなっておられるか、教えてください。

○中邑高齢者支援課長

まず、医師でございますが、医師は光中央病院の丸岩医師にお願いをしております。周南保健所長については高瀬所長さんでございます。老人ホームの施設長さんにつきましては、社会福祉法人周防長養園の養護老人ホーム施設長さんをお願いしております。福祉保健部の職員につきましては保健師、それと地域包括支援センター所長、それと私、高齢者支援課長でございます。

○大田委員

了解しました。それと、31ページの、休日診療所の改正のときの協議委員が1から12番まで書いてあるのです。それで、それが、事故調査担当のときの協議委員は、協議委員というか、第三者委員会は協議委員の中から選んであるように見えるのですが、そこのところは、事故調査担当委員はそれでいいのでしょうか。第三者委員会だったら違う人も選べて当然ではないかと思うのですがどうですか。

○奥河内健康増進課長

休日診療所の運営協議会の委員につきましては、医師会の会長、副会長、薬剤師会の会長、担当理事、それから老人クラブ、健康をつくる婦人の会等々が入っております、12名で構成されております。

事故調査会のほうでは、事故が発生いたしましたら、山口県の周南健康福祉

センターの所長、医師会の会長、担当理事等々に集まっていたいで調査をしていただくということでございます。

○大田委員

だから、協議委員の中から調査委員が選ばれておられるから、調査委員というのは第三者委員会的な問題じゃないかと思うのです。運営協議委員の中から選ばれているわけでしょ、調査委員。

○奥河内健康増進課長

運営協議会の委員の医師会長は当然入ってくると思いますが、その他の委員につきましては、必ずしも運営協議会の委員がそのまま調査委員会の委員ということではございません。

○大田委員

協議会の委員の中に、9番副市長ですよ。それで、調査委員会の1番は副市長ですよ。2番は山口県周南健康福祉センターの所長が、協議委員は5番、載っていますよ。医師会の医師会長は協議委員の1番に載っているし、担当理事も2番に載っているし、薬剤師支部長さんも載っているでしょ。それで、福祉保健部長さんも載っている。全く同じメンバー、違うのですか、これは。

○奥河内健康増進課長

一緒のメンバーももちろん中にはいらっしゃいますが、運営協議会のほうは諮問する機関でありますし、事故調査会のほうは調査を行う機関でありますから、そういった観点から、違う委員さんもいるということでございます。

○大田委員

協議会委員と調査会委員のメンバーが同じということで、おかしいのではないですかとお聞きしているのですよ。そしたら、同じメンバーもおられますとって、今言っておられるのです。同じメンバーじゃないのですか。違うのですか、ここに書いてあるのは違うのですか。

○奥河内健康増進課長

全部が一緒ではないです。先ほど言いましたように、運営協議会のほうには老人クラブの会長さんもいらっしゃいますし、健康をつくる婦人の会の会長さんもいらっしゃいますし、一部ダブっているその委員の方も当然いらっしゃいますが、それがイコールということではないということでございます。

○大田委員

いやいや、ちょっと違う。協議会は「前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者」と問うてある。それで、調査会も「前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者」とも。それは市長が任命されるから違うかもわかりませんよ。それが、1から6番の調査会の人と協議会の方は1から11の中の6人全部入っているじゃないですか。全く同じメンバーじゃないのですか。違うのですか。医師会の会長も違う人になるというのですか。協議会の副市長さんと調査会の副市長さんも一緒。副市長さん、違うのですか。同じでしょ。

○近藤福祉保健部長

同じ人がなつてはいけないというものではございません。この運営協議会と もう一つの調査会のほうですが、これは違うことを審議するわけですから、同じ人になるケースは当然あります。今おっしゃられているのは、同じ人がいては第三者の役割を果たさないのではないかということだと思いますが、運営協議会のほうで医療事故の調査を行うわけではございません。運営協議会は休日診療所の運営に関して諮問を行う訳ですから、全く目的が違いますので、同じ人がなつても差し支えはございません。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。

41ページの予防接種の健康被害調査会についてですが、上から4段目に「予防接種法に基づき市が実施する予防接種に起因して」とありますが、現状、これ、光市内で今、受けている予防接種全てが対象になるということになりますでしょうか。

○奥河内健康増進課長

そういうことでございます。予防接種法に基づいて、全て実施をしております。

○田中委員

そしたら、今のヒトパピローマウイルスとかで、もし何かがあった場合には、それも対象になるということによろしいですか。

○奥河内健康増進課長

対象になります。

【討 論】なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

【説 明】：古迫福祉総務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○萬谷委員

それでは、今、ご説明を受けまして、若干のところを聞かせていただきます。

予算書の95ページ、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金、対象世帯が何人とかというご説明はいただいたのですが、その対象世帯となる基準等がございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○古迫福祉総務課長

臨時福祉給付金の給付対象者でございますが、平成26年度分の市民税の均等割が課税されない方が対象となります。ただし、その方が非課税でも、その方を扶養している方が課税をされる場合、それから、生活保護者については制度内で措置されますので、対象外でございます。

子育て世帯の臨時特例給付金の対象児童でございますが、これは、平成26年1月分の児童手当の対象児童であります。ただし、受給者の平成25年の所得が児童手当の所得制限を超えている場合、それから、臨時福祉給付金の対象者である場合、それから、生活保護者である場合は、対象外となります。

○萬谷委員

わかりました。ありがとうございました。

それと、もう1点。三島温泉のことですが、去年の当初予算が約1,900万円あって、今回1,400万円。先ほど説明あったように、修繕費が市との分担となったという原因でこうなったのか、それとも、ほかの理由がございましたらお聞かせいただければと思います。

○古迫福祉総務課長

昨年度予算より500万円少ない理由でございますが、減額の要因として、昨年度は事業損失保証金ということで、620万円予算計上しておりましたが、今回それがないということ。増額要因としては、指定管理料の消費税増税分と修繕料50万円とで、その差し引きが結果的に500万円少なくなったということでございます。

○田中委員

済みません。3点質問させていただきたいと思います。

まず、予算書の81ページの海浜荘管理運営事業についてですが、建物自体の老朽が心配されているところではあるのですが、今後の方向性というか、建物自体、移転とか複合化とかそういったお考えがあるのか、どのような展望を持たれているのかお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

海浜荘につきましては、昭和37年に設置されて、もう50年以上が経過している状況でございます。白砂青松の本当に風光明媚な環境のいいところに位置しておりますが、老朽化が激しい状況でございます。そのことから、平成22年度から庁内検討会議を開催いたしまして、必要な機能とか面積など、一定の整理はしつつ、既存施設の活用を含めいろいろ検討をしておりますが、候補地の選定までには至ってないような状況でございます。引き続き幅広く、そういった既存施設も含めて検討していきたいと思っております。

○田中委員

検討が行われているということなので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、同じく81ページの自立支援給付事業についてですが、育成医療費は、これ、たしか18歳未満の早期治療に使われ、平成25年度に県から移管されて、25年度は350万円の予算がついておりましたが、これ、平成26年度を見ると150万円に減額になっておりますが、その理由をお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

入院期間を含めた治療期間について、県の引き継いだ期間と平成25年度実績の期間に相違がありましたので、その分減額しております。件数的には、大体30件程度出ている状況でございます。

○田中委員

期間が重なって、切り替えの時期で対象ではなかった部分もあるということで、理解してよろしいですか。違いますかね。

○古迫福祉総務課長

入院を含めて、例えば、治療期間がありますよね。2カ月ぐらいを見ておったのが、1カ月ぐらいで済んでいるという実態がありましたので、それで、減額したということでございます。

○田中委員

理解しました。それと、91ページの、先ほどの「ゆーぱーく光」の件ですが、協定で結んだリスク分担の20万円を超える50万円のものがあったということですが、この修繕は、具体的に何を修繕されるのかお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

「ゆーぱーく光」につきましては、いろいろ機械設備がございます。具体的には、2年更新、3年更新、5年更新といったものがございます。2年更新の分は、薬注ノズルの部品が2年となっておりますので、その辺の交換も考えているところでございます。

○田中委員

そしたら、これ、定期的に考えられていたものを換えられると理解してよいのですか。

○古迫福祉総務課長

一応、定期的な目安の計画は持っておりますが、早く更新する場合もあるし遅くなる場合もあります。突発的にそれが20万円を超える修繕にも対応しようということで、予算計上をさせていただいているところでございます。

○田中委員

そしたら、そのようなものがこれからポツポツ2年、3年とたつうちに上がってくるということで、理解。え、違うのですか。はい。理解しました。ありがとうございます。

○畠堀委員

理解深めるために、2点ほどご質問したいと思います。

まず、1点が、82ページに記載されております社会福祉費の障害者福祉費の

中に自動車運転免許取得費というのがあるのですが、この内容について伺いたいのと、もう一点は、実質、新市誕生10周年記念行事で、「ゆーぱーく光」についても2周年記念行事ということで掲げられておりますが、この内容について、何か今考えておられることがあったらお尋ねしたいと思います。

○古迫福祉総務課長

自動車運転免許取得費でございますが、障害者の方の社会参加を促すということで、障害者の方が自動車免許を取得される際に、最高10万円まで補助しようということでございます。記念行事につきましては、指定管理者と地元と連携して行う予定で、今からの検討にはなりますが、餅まきの費用ということで考えております。

○大田委員

何点かお聞きします。91ページの、三島温泉の指定管理料、市は指定管理者に対してどういう管理をされておりますか。

○古迫福祉総務課長

基本協定に基づき管理をしているところでございますが、いろいろ要望とか苦情等もございまして、その辺は連携を密にして取り組んでいるところでございまして、大きなことについては、いろいろ相談にも乗っていただきますし、そういったことで、十分連携を取って管理運営をしているという状況でございます。

○大田委員

来館者も非常に多く、いいことだと思うのですが、最高500何人入ったとお聞きしているのですが、ピーク時に500何人入ったときには、何人ぐらい入られていることになりますか。

○古迫福祉総務課長

脱衣所のロッカーが、各72で144がマックスということで、それ以上は入れないという状況でございます。

○大田委員

ということは、ピーク時に144人以上来られたら、お客さんを断っておられるということですね。

○古迫福祉総務課長

断るというよりも、入場をお待ちいただくか、休憩室等で待っていて、その辺で対応しているところです。

○大田委員

よくわからんが、もう一遍、はっきりお願いします。

○古迫福祉総務課長

券売機で券を買われて、鍵をお渡ししますので、その鍵は、144名分がマックスということになりますので、お待ちいただくという状況でございます。

○大田委員

私が、7時ごろ、日曜日行ったのです。そしたら、ロッカー以外に脱衣かごもあったのです。脱衣かごに入れられて入っておられる方もおられたわけです。その場合において、入ってから、まあ、それだけいっぱい入っておられるから、洗い場はないと。だから、また、風呂の縁に腰かけるところもないと。また、サウナ室に入ったと思ったら、温度が。まず、サウナ室の温度設定、何度でしょうか。

○古迫福祉総務課長

80℃は超えていると思います。

○大田委員

それで80℃超えていると言われたら、随分低いのですよ。人間がいっぱい出入りされるから。そのような温度設定の管理なんかは、まあ、こっちのほうから言うわけじゃないが、一応低いからという、お客さんから苦情が出ると思うのですが、そんなところはどうされているのですか。

○古迫福祉総務課長

基本的には、施設内の見回りは、2時間に1回行っている状況でございます。ただ今のそういった指摘を指定管理者に伝えていきたいと思えます。

○大田委員

よろしくお願いします。それと、脱衣室において、私が行ったときに浴室から脱衣室に入っていくとき、マットがずいぶん濡れていました。その辺の管理は苦情が出てくると思うのですが、どのようにされているのですか。

○古迫福祉総務課長

これも、基本的にサウナのマットの交換と、それから洗面所の清掃、脱衣所の清掃を2時間おきでやっているところでございます。多いときは、お客様が不快に思っていたくのはいけないので、小まめに回るようにしているということではございますが、再度徹底してまいりたいと思います。

○大田委員

直接肌に触れるので、まあ、水虫のある人とない人なんかも多分いると思うのです、そのところ、衛生に気をつけてください。

それと、洗面台の上に、くしがあったのですよ。それで、消毒済みと使用済みと一応分けてあるのですが、私今まで行っているところでは、くしの殺菌箱がありました。それが全然なくて、ただ、ポンと置いてあって、これが使用済み、使用済みでない感じで置いてあったわけですよ。そのような衛生管理は、どのようにされているのですか。

○古迫福祉総務課長

くしにつきましては、殺菌線消毒保管庫は使用をしております。消毒液で洗浄をして、乾かして、それを使っているという状況でございます。

これは、コストを勘案して指定管理者が判断されたと思うのですが、そういった、間違えて使用済みを未使用のところにに入れるということがあってはいけませんので、指定管理者と協議をしてみたいと思います。

○大田委員

よろしく申し上げます。それと、概要の中の41ページと、それから、予算書の中で190ページですか、就労自立給付金37万6,000円があるのですが、この自立支援給付金事業「安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を支給」と書いてあるのです。この、意味がよくわからないので説明してください。

○古迫福祉総務課長

生活保護者の方で、就労に結びついて保護から脱却し、保護期間中に一定の収入があった場合、収入認定を受けて生活保護費から控除を受けた部分がありますので、その財源を活用して、その内の3割程度をインセンティブとして、保護脱却時に一括して手当をするということでございます。

○大田委員

安定した職業と今言われたですね。就くための支援。もう一遍、説明してください。

○古迫福祉総務課長

安定した職業といいますと、生活保護を脱却する収入が得られたということで、支給対象となります。

○大田委員

今のところ、もう一遍教えてください。

○古迫福祉総務課長

生活保護を受給されていて、アルバイトとか就労の部分は収入認定をされて、保護費を削減されるわけですが、生活保護から脱却するほどの収入があった場合、その減額してきた部分の3割程度を自立給付金としてお支払いするというものでございます。

○大田委員

その安定した職業に就くというのは、どういうことですか。

○古迫福祉総務課長

一般的に就労ということですが、新しい職場が見つかる場合もございませし、今の職のままで増収になる場合もあります。そういった場合で、保護を脱却するほどの収入が得られるようになった時点において、その脱却時に、一定額をお支払いしようというものでございます。

○大田委員

脱却時と言われても分かりません。

○都野福祉保健部次長

例えば、具体的に申し上げますと、お一人の高齢者ぐらいの方で8万円ぐらいが生活保護になる基準としますと、今までパート勤務で収入認定をして5万円ぐらいを、収入認定している方は3万円の保護費が出ていたわけですね。パート勤務が例えば常勤になって10万円になると、生活保護を脱却すると。要は、収入がふえるので、もう保護の基準にならないと。そうなったときには、市県民税や所得税がその時点から、脱却した時点からかかってきたりしますので、

そういうものの負担も増えたりするので、脱却前の数カ月間の収入分を仮想的に積み上げて、それを脱却したときに一時金として差し上げるので、それで頑張っただけで脱却したまま生活をしてくださいというような制度です。

ですから、今まで収入なしで、いきなり脱却された方には、この一時金は支給はされないのですが、それまでパートとかである程度収入があった方が脱却されたときに支給されるという給付金でございます。

○土橋委員長

まだ、同じ質問ですか。

○大田委員

よくわかりません。

○土橋委員長

いやいや、生活保護やめたら銭あげるよということですよ、早い話が。それ以外で聞きたいなら、どうぞ。

○大田委員

パートが安定した職業ですか。

○土橋委員長

休憩します。休憩だから、話してください。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大樂委員

17ページ。東部憩いの家、西部憩いの家の、それぞれの内分けがわかりましたらお願いします。

○中邑高齢者支援課長

予算見込みの内訳でございますが、東部憩いの家の入浴見込み者数を、市外あわせまして約3,000人を見込んでおります。西部憩いの家につきましては、

約8,600人を見込んでいるところでございます。

額は、東部憩いの家が42万2,000円を見込んでおります。西部憩いにつきましては、121万5,000円を見込んでいるところでございます。

○大樂委員

汐湯が止まってから、今、普通のお湯になっているわけですね。その辺のところの影響しているのだと思うのですが、今後、維持よろしくお願ひします。終わります。

○笹井委員

では、87ページ。2点ほど。まず、1点目。鍼灸施術負担金。上から3行目にあります。今の説明で370万円ということで、前年度の予算270万円から100万円増額しているわけですが、この鍼灸施術負担金については、請求書がそういう事業所から上がってきたら、そのまま払うのか、審査というものがあるのかどうなのかをまずお尋ねします。

○中邑高齢者支援課長

請求につきましては、月ごとに、施術を受けられた方の証明をされた請求書が各施術院からまいります。それに基づいて支出をしているところでございます。

○笹井委員

この制度自体は、先ほどの説明、75歳以上の方が対象となるということでしたが、国保とか社会保険でも医療保険上でも鍼灸は対象になっておったかと思ひますが、それと同じ制度なのかどうなのか。そして、私の古い知識では、たしか、医療保険から出る場合は医者が必要という診断があつて、その上で鍼灸が医療保険の対象になっていたと思うのですが、ここで上げられている鍼灸の支出については、そういう医師の診断とかいうものは必要があるのかないのかお尋ねいたします。

○中邑高齢者支援課長

まず、医師の診断については求めておりません。あと、助成の内容につきましては、国民健康保険制度で助成している内容と同一でございます。

○笹井委員

わかりました。この辺、私もうろ覚えなところがありますので、また勉強してお尋ねいたします。

次に、中段の高齢者就労事業でございまして、このたびの予算編成から、高齢者福祉対策事業が、過去、建設部で計上されていたものも、全部こちらの健康福祉保健で計上になったということでございます。これまでは、所管の委員会が違い尋ねても明確な返答がありませんでしたが、このたび一本化されたことに対しては評価をしたいと思います。

その上で質問したら回答返ってくると思いますので質問いたしますが、まず、今回、何人の方を対象としているのか、そして、その対象者の参加方法というか、認定方法というか、それについてお尋ねいたします。

○中邑高齢者支援課長

予算上の対象者は75名でございます。濟いません。もう1点は。

○笹井委員

その75人、どのように決めるのかということです。

○中邑高齢者支援課長

年齢的に60歳から70歳未満の方で、申し込みのあった方について、空きが出たら順次、作業に当たっていただくという形で採用しています。

○土橋委員長

誰が決めるのですか。

○中邑高齢者支援課長

高齢者支援課で申し込みの受け付けをしておりますので、市で決めさせていただきます。

○笹井委員

わかりました。それは、もう、単純に先着順ということですか。それとも、本人の所得とか、あるいは住所とか、そこら辺によってまた対象となる、ならないというような判断があるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

収入の低い方を優先的に、業務に就いていただくようにしております。あとは、市内10カ所という地域に分かれておりますので、本人さんの通える場所等についても尊重させていただいているところでございます。

○笹井委員

わかりました。あと、これの実際の事業の実施とその確認についてですが、主にこれ、緑化事業と書いていますから、造園とかそういうところの事業だと思うのですが、それについてはどういう目的を持って、まあ、行政として場所設定があると思いますが、どういう目的でやっておられるのか。そして、それがきちんとされているかどうかの成果の確認というのはどのようにされているのかお答えください。

○中邑高齢者支援課長

場所につきましては、不特定多数の方が利用する公共性の高い公園緑地という場所でございます。成果につきましては、建設部の担当所管で確認をしているところでございます。

○笹井委員

その場所というのは、もう固定ですか。それとも、行政目的によって、この辺よりもこっちのほうが今重要だからと場所を変えたりということがあるのでしょうか。それとも、ずっと、もう決まったまま何年も同じような状態でやっているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

基本、大まかな場所については決まっています。あと、細かいところにつきましては、その都度見直しということは考えております。

○笹井委員

終わります。

【説 明】：太田子ども家庭課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○田中委員

概要のところにまとめてあったのですが、16ページに、児童虐待対策強化へ向けた取り組みについて270万8,000円あって、先ほどご説明の中でいろいろな取り組みを説明いただいたのですが、濟いませませんが、もう一度、25年度の現状と、この26年度の取り組みについて教えていただけたらと思います。

○太田子ども家庭課長

児童虐待に関する事業としましては、平成25年度から新規事業として、当初予算案の概要の15ページの一冊下に「ひかり子育て見守りネットワークモデル事業」、これをまず開始しております。本事業は、児童虐待の未然防止、早期対応、早期発見等を目的とした事業でございます。25年度におきましては、子育て支援コーディネーターの養成として市内の各幼稚園・保育園から職員を選任し、子育て支援策や児童虐待に関する全5回のプログラムで研修を実施してまいりました。また、職員子育てサポーターの養成として、職員に児童虐待を理解していただくため、児童相談所の所長を講師にお迎えしまして対応や通告等の講義を2回行っております。この2回の研修で、全職員の約半数が受講したことになりまして、26年度も引き続き2回実施することにより全職員がこうした研修を受講するといった取り組みも26年度は行ってまいります。

幼稚園・保育園を対象にした子育て支援コーディネーターの養成につきましても、引き続き26年度も実施する予定にしております。

26年度は、さらに、地域の力を活用した「ひかり子育てサポーター」、この実施に向けて市民活動団体に説明、協力をお願いするとともに、周知もしてまいりたいと考えております。

それと、委員さんが先ほど言われました、児童虐待対策強化に向けた取り組みでございますが、これは、25年度におきましては、要保護児童対策地域協議会の委員、あるいは学校関係者、民生委員、そういった方々を集めまして、連携強化の研修会の開催、あるいは担当職員の質向上のための研修等を行っております。合わせて、児童虐待に関する広報、啓発活動も実施してまいりました。

26年度の取り組みにつきましては、26年度はこうした研修に加えまして、子ども家庭課内に専任の家庭児童相談員を配置しまして、増加する相談等にきめ細かに対応してまいりたいと思っております。

それと、光市独自の児童虐待防止のマニュアルを作成してまいりたいと考えております。

○田中委員

きめ細やかな活動というか、対応をされているということをお聞かせいただいたのですが、独自のマニュアル作成も行っていくということで、何ていいますでしょうか、メディアで見ても、すごい虐待とかも悲しいことが多くて、今、光市の虐待の理由なんかわかれば、教えていただければと思うのですが。

○太田子ども家庭課長

虐待の理由につきましては、さまざまな要因で起こっていますので、こうし

たことがあるから虐待になるという説明は少し難しいではありますが、一番多いのがネグレクトで、養育放棄をされているという方がかなりあります。これにつきましては、最近の子育ての負担感等が増加しているということで、子供に対して身近に寄り添って育てていくことがなかなかできない親が増えているように感じています。ほかにも、経済的なことから、あるいは、子供に少し障害があったりして、なかなか自分の思うとおりに養育できないことから、思わず手を挙げてしまうといったようなケースは多く見られます。

○田中委員

ありがとうございました。続いて、これも概要にあるのですが、16ページに「子育て支援の「わ」事業」ということで67万4,000円あって、ご説明の中で、園庭解放とかいろいろなことをそれぞれ保育園・幼稚園で取り組まれていて、事業計画を立ててやっていくというご説明もありましたが、これ、それぞれどのような取り組みをされているのか、目的と内容などを教えていただけたらと思います。

○玉澤保育指導担当課長

26年度の具体的な取り組みについてご説明いたします。

これまで、各保育園・幼稚園が子育て家庭の身近な交流や相談の場として、出前保育講座や園庭開放、園開放を行ってきました。また、地域のボランティアや母子推進員とも連携を図ってきました。

26年度は、今まで行ってきたものを、さらに利用者の選択肢を増やし、子育て家庭同士の循環や交流の活性化と、事業内容の充実を目指し各園が計画的に特色ある取り組みを行う予定です。

具体的には、みたらい保育園では、食育活動を中心に、親子での簡単クッキングや食に関する情報発信を行っていきます。また、地域のいきいきふれあいサロンと連携して、高齢者と交流の場を持ちます。

浅江東保育園では、園児との交流を積極的に行い、同年齢の子供の様子を知ることによって子育ての見通しを持てるようにしていきます。園で紹介した遊び、おやつなどが家庭でも楽しんでもらえるよう、子育てのヒントとともに情報発信をしていきます。

浅江南保育園では、お話ボランティアや図書館との連携を図りながら、絵本に親しむ機会や七夕や餅つき、節分など、伝統行事に参加する機会を増やしていきます。

大和保育園では、戸外での活動に力を入れ、土や砂、自然物とかかわって遊ぶ体験や、運動発達を支える親子の遊びを増やしていきます。

各園、定期的に利用者のニーズをアンケート等で把握しながら内容の検討を行うとともに、25年度に行ったコーディネーターの研修を活かし、相談機能を充実させていく予定です。合わせて、母子推進員や民生員、保健師の協力を得ながら、まだ利用されていない家庭に対してのアプローチも進めていけたらと考えています。

○田中委員

各園、地域とのふれあいとか自然や親子とのふれあいを目的に様々な活動がされているということで、非常にいい活動だと思います。それで、まだ利用されていない人に対してもアプローチを行っていくということで、こういったことに参加することが児童虐待とかの防止にもつながっていくかなという気がしますので、今後ともよろしく願いいたします。

○大田委員

16ページと予算説明資料でも25ページに、児童虐待防止強化の金額が、予算が270万8,000円載っているのです。予算書の中には、多分、99ページの児童虐待防止マニュアルの作成委任料ですか、39万3,000円。この270万8,000円はどこから出たのか教えてください。

○太田子ども家庭課長

予算の内訳で説明させていただきます。

270万8,000円でございますが、まずは、専任の家庭児童相談員を置くということで191万6,000円を計上しております。その他報償費に3万4,000円、あるいは旅費で32万1,000円、消耗品2万7,000円、それと、先ほど説明いたしました児童虐待防止のマニュアル作成、これを39万3,000円、あと、研修の参加費が1万7,000円。これをあわせまして、270万8,000円でございます。

○大田委員

最初の出張費ですか。もう一遍言ってください。270万8,000円ですよ。これ、今、金額39万3,000円と、1万7,000円とか言われて。もう一遍言ってください。

○太田子ども家庭課長

もう一度説明させていただきます。嘱託職員の給与が191万6,000円。

○大田委員

何ページにありますか。

○太田子ども家庭課長

嘱託職員の給与につきましては97ページ、説明欄の一番上、嘱託給331万円の中に入っております。

○大田委員

この中に児童虐待の給与が入っているわけね。何人分、入っているのですか。

○太田子ども家庭課長

ここの嘱託給につきましては2名分、家庭児童相談員の給与と母子家庭自立支援員の給与が入っております。

○大田委員

それは、2人分が載ったわけですね。それと児童虐待防止、99ページの39万3,000円と1万7,000円足して、270万8,000円になるわけですね。

○太田子ども家庭課長

賃金、報償費、旅費、負担金、合わせまして、270万8,000円になります。

○大田委員

何遍も聞いて悪いのですが、わかるように説明してください。270万8,000円がこれの予算書の中のどこにどういうように載っているのか、わかるように説明してください。

○太田子ども家庭課長

それでは、もう一度説明させていただきます。

嘱託職員191万6,000円につきましては、97ページの一番上の嘱託給に入っております。

次に報償費、これは児童虐待の研修等に係る講師の謝金でございますが、これにつきましては、99ページ家庭児童相談事業の中の講師謝金等6万8,000円の内3万4000円であります。

続きまして、旅費ですが、費用弁償として講師の旅費、あるいは職員の研修のための旅費等につきまして6万円と26万1,000円をそれぞれ計上しておりますが、これにつきましても、今説明いたしました家庭児童相談事業の中の費用

弁償普通旅費の中に入っております。

次に、消耗品が2万7,000円計上しておりますが、これも同様に、家庭児童相談事業において計上しております。

マニュアルの作成ということで、委託料として39万3,000円。負担金が、研修参加の負担金ですが、これもその下に研修会出席負担金として1万7,000円計上しております。

○大田委員

了解しました。その実績はあるのですか。この児童虐待対策強化に向けて、取り組みの実績とかいうのはあるのですか。ないですか。

○太田子ども家庭課長

児童虐待の現状ということで説明させていただきます。児童虐待につきましては、25年度については今、分類中でございますので、24年度の実績で答えさせていただきますと、虐待として分類しているのは14件でございます。

それと別に、個別ケース検討会議と申しまして、児童とのかかわりがある学校、幼稚園・保育園、サンホーム、児童委員とか、あと、ケースによっては、児童相談所、教育委員会、あるいは警察とかが寄って集まる会議ですが、これを年間33回ほど開催もしております。

それとはまた別に、児童虐待の実務者会議というのをやっております、教育委員会、健康増進課、子ども家庭課がそれぞれ気になるケースを持ち寄って情報交換、協議を行う場であるわけですが、件数に重複はございますが、262件のケースを持ち寄って協議等をしております。

○大田委員

結構あるのだなと思いました。できるだけ児童虐待がないように頑張ってください。よろしくをお願いします。

それと、次のページ、101ページで、私立保育園の委託料いろいろ載っているのですが、保育園の設置については厚労省の許可が要ると思うのですが、その許可を毎年検査されて市のほうの補助金を出しているのですが、されているのですか。それとも、もう最初にそれ通ったら、そのとおりでずっと出しておられるのですか。

○土橋委員長

言われている意味、わかります。恐らく、1人頭、何m²ぐらい要るのではないとか、運動場はこういうものは要るから、なきゃないけんのじゃないか

とか、そういう意味だと思います。

○大田委員

それを後から聞こうかと思ったのです。

○太田子ども家庭課長

施設の設置につきましては、県が毎年監査をしておりますので、それでクリアされているものと考えております。

○大田委員

県が毎年監査されていると今言われたですね。そしたら、1人当たりの教室とかは、何 m^2 ぐらいって、運動場は何 m^2 ぐらい要るのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

面積基準でございますが、保育士の面積基準は、2歳以上の幼児1人につき1.98 m^2 以上といったことになっております。

○大田委員

それは教室ですか。それとも、教室もグラウンドも全部含めてですか。

○太田子ども家庭課長

これは、保育室の面積基準でございます。

○大田委員

遊び場、運動場も基準があると思うので、それはないのですかね。あるはずですがね。

○玉澤保育指導担当課長

はっきりとした数字は申し上げられないのですが、児童福祉施設最低基準に沿って乳児の場合、幼児の場合の部屋の大きさ、運動場も基準があり、それに従って運営しております。県の指導監査により、適正に保たれているかどうか指導もあります。

○大田委員

それに対して、1人当たりの補助金は、どのぐらい出るのですか。

○太田子ども家庭課長

保育の実施委託の運営費単価で説明させていただきますと、乳児1人当たりにつき15万9,408円、1、2歳につきましては9万3,578円、3歳児が4万2,766円、4歳以上が3万5,600円となっております。

○大田委員

まあ、そういうように、年齢が高くなるほど補助費が低くなっているということですね。それで、2歳以上が1.98m²の教室が要ると。便所も、何人以上だったら、いくつの便所が要るとかいうのはあるのですか。

○玉澤保育指導担当課長

何人以上に対して何個のトイレというのは、わからないのですが、最低基準には規定がありますので、それに沿って設置しております。

○大田委員

わかりました。そして、定数というのは1年ごとに変えられるのですか。それとも、初めに決めた数でずっといくのですか。

○太田子ども家庭課長

定員につきましては、入所児童の状況によりまして減員したり、あるいは、施設の規模により増員したりしております。

○大田委員

入園募集人員と定数というのは違うわけですね、そうなる。今の答弁だったら、そうと聞いたのですが。

○太田子ども家庭課長

基本的に、皆様にお示しをしているのは定員でございます。定員につきましては、児童の減少状況によりまして、その定員というものを減じております。ただ、新たに施設整備をして施設を改修して広げた場合とかがありますとそれは、やはり定員の増加をしております。

○大田委員

そうなる。施設を増加して先生も多くなるということ、市ないし県の許可が要ることになりますよね。またそれで、だから年のたびに定数が変わるということはないということですね。

○太田子ども家庭課長

その件につきましては、また調査いたしまして返答させていただきたいと存じます。

○大田委員

了解しました。それともう一つ、定員よりも何割ぐらいまで多くの人数が入園認められるかどうか調べてください。それは、わかるのですか。

○太田子ども家庭課長

現在、保育園におきましては、定員より2割程度の増加の園児につきましては認められております。

○大田委員

2割程度の増加認めておられるとなると、例えば、50人だったら10人ほど多くてもいいよということですね。

○太田子ども家庭課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そのときには、保育士さんなんかはどのようになるのですか。

○太田子ども家庭課長

子供の人数や、あるいは面積基準に応じて職員を配置する必要がございます。

○土橋委員長

ふやすのか、ふやさんのか教えてください。

○太田子ども家庭課長

基本的には、増やしていくようになると思います。

○大田委員

それは、途中でも増やすということになるわけですね。

○太田子ども家庭課長

途中で入所人員が増えたときにつきましては、その基準に照らし合わせて職員が必要ということであれば、年度途中でも職員を増加して対応しております。

○大田委員

それは、役所の場合はそういうのは絶対あるでしょうが、民間の場合は、その都度その都度増やすということは、なかなかないだろうと思うのですが、その管理はどうされているのですか。

○太田子ども家庭課長

これは、児童福祉法に定められていることですから、公立、私立問わず同じように対応しております。

○大田委員

それは、この子ども家庭課が全部管理されているわけですか。

○太田子ども家庭課長

子ども家庭課のほうで確認はしておりますが、園の運営自体は、主体的には私立は個人、法人なり、その園がやっていることでございますので。

○大田委員

さっき管理していると言ったでしょ。それで、今、私立だから私立、管理させると。今、言い方違うじゃないですか。

○太田子ども家庭課長

少し言葉に行き違いがあったようでございますが、施設等につきましては県が指導監査等に当たっております。市のほうは、公立保育所に対してその保育の実施の委託をしております。そういう意味では、その一部その管理をしているところもございますが、基本的には社会福祉法人等の運営でございますので、その園の主体的な運営に任せている状況ではあります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

先ほどもお聞きしたのですが、予算のことでお聞きします。
予算説明資料の27ページに、自殺対策緊急強化対策事業で80万6,000円がついているのですが、今の説明の中では、予算説明書の中で117ページの、保健事業委託料の中に入っているようにお聞きしたのですが、わからないので教えてください。

○奥河内健康増進課長

自殺対策事業80万6,000円の内訳についてご説明いたします。
予算書の117ページの健康増進事業、この中の一番上、講師謝金等に7万円、その下、医師執務手当等に30万円、これは先ほど言いましたが、臨床心理士への手当でございます。それから費用弁償に7万2,000円、消耗品費2万1,000円、印刷製本費20万6,000円、それから、保健事業委託料というのが下から5番目でございますが、このうち自殺対策といたしまして「こころの体温計」5万7,000円、それからリーフレットの折り込み委託料に8万1,000円でございます。

○大田委員

こういうように分かれているから、こっち側に書いてあったら、予算書の中には書いてないからわからないので、今後とも、わかりやすく書いて説明してください。よろしくお願いします。

それから、その117ページの上の大和地域医療機能補完調査業務委託料、一般質問でもあったのですが、これ、110万円は完全に、コンサルタントに出す金額ですよ。

○奥河内健康増進課長

コンサルへの委託経費でございます。

○大田委員

そのコンサルタントの委託料は、今から決めるのですか。それとも、もう決められているのですか。

○奥河内健康増進課長

110万円につきましては、見積もりを取って予算計上をしております。契約

については、新年度に入ってからということでございます。

○大田委員

大和にもできるように、コンサルタントにも委託してから、しっかり業務を行ってください。

それと、123ページに、大和保健センターの管理事業で129万円が載っているのですが、一部、院内保育で病院局に貸していますよね。あれは同じ市ですから家賃は取らないのですか。

○奥河内健康増進課長

家賃はいただいておりませんが、電気代については、6万円を歳入のほうで予算計上しております。

○大田委員

保健センターの管理は、市のほうが全部行うということですか。

○奥河内健康増進課長

保健センターが行っておりました業務は「あいぱーく」で全てやっております。このことから、今、大和保健センターを利用しておりますのは、大和総合病院の院内保育だけという状況になっております。管理は健康増進課がやっているということでございます。

○大田委員

今あんまり使っていないみたいだから、今後も保健センターを活用するようにしてください。よろしくお願いします。

○畠堀委員

117ページの、がん検診委託料についてお尋ねいたします。

がん検診については、いろいろ工夫をいただきまして、クーポン券の配布だとかPR活動とか積極的に取り組んでいただいておりますが、先ほど、胃がん検診の受診率8.1%、これ、がん検診の中でも一番低いという紹介があったわけですが、がん検診については以前の委員会でもご質問させていただきましたが、今年度、特に山口県、まあ、山口県とか全国的な問題ですが、山口県が特に取り上げられましたが、エックス線の検査の日、医師の同席がなければいけないということで、かなり実施が制約されたと同っております。今年度の見通しについて、そのあたりはどのような状況になっているのかお尋ねいたしま

す。

○奥河内健康増進課長

集団のレントゲン車による健診ですね。確かに、会場数を縮小して実施ということになりましたが、受診率そのものに影響はございません。集団で減ったものが、医療機関での個別検診へ流れているということで、受診率そのものに大きな変動はございません。

○畠堀委員

受診率そのものについては、環境が厳しい中でも維持しているということについては、やはり日ごろからの啓蒙活動だとか、そういった取り組みの成果だと思います。ただ、その受診率が変わらないと言いつつも、低い水準で推移しているという状況を見ますと、やはり、ほかの手だてはないのかというようなことで、以前も私、質問させてもらったのですが、ピロリ菌の検査も一つの、今、テーマに上がっております。これについては、改めてエックス線を取るわけではなくて、血液検査をした項目の一つとして見るができるということで、特に、高齢化が進んでいます光市においては、まあ、よく一般的に言われるのは、50歳以上の方についてはほとんどの方が対象になっていると言われていてるわけですが、血液検査の中でこういったものがわかれば、さらに、がんに対するいろいろな意識も高まってくるのではないかと思うのですが、このあたり、今年度、特に取り組みについての検討状況はいかがでしょうか。

○奥河内健康増進課長

いわゆる、ABC検査のことであろうかと思えます。これについては、以前も委員さんのほうからご提案をいただきまして、あのときも委員会でお答えしたかと思えますが、この件は医師会とも協議をしております。医師会とも協議をした中で、ABC検査は、これはあくまでもリスクの検査でございますので、例えば、Cの判定になってリスクが低いという判定になっても、これがイコール、がんの心配はないということにならないので、医師のほうとすれば、がん検診を受けてくださいというように勧めるようになるということから、実施に至っておりません。また、国においても、そのABC検査の効果そのものがまだ確定をされておきませんので、今後の検討課題であろうと考えております。

○畠堀委員

ご説明の内容については、よくわかりました。ただ、一つ例として、今、C判定の場合は効果がないといえますか、説得力がないのだということだったの

ですが、Aが出た場合については明らかに促進をするという形になりますから、視点によってはかなり影響が出てくると思っております。そういった意味で、これは当然、医師会との連携というのが重要だと思しますので、引き続き検討テーマとして、ぜひお願いしたいと思っております。

○田中委員

3点ほど質問させていただきたいと思っております。

今、先行委員から、がん検診の委託料についても質問がありましたが、働く世代の女性支援などのがん検診推進事業というものが今年度ありまして、先ほど説明の中で、がん検診の率が子宮にしても21.9%と、お聞きすると低いなという思いがしました。それで、未受診者の方に対して再度無料クーポンを発行するということですが、この無料クーポンを発行していても検診率が低いという原因といいますか、何かこう、事業をやられている中でどのようにしてかなという理由が見えるところがありましたら教えてください。

○奥河内健康増進課長

これについては、アンケート調査も実施をし、県の文献なんかを見ても、なぜ受診しないのかというようなアンケートも実施しておりますが、時間がないとか、今は元気であるからとか、そういうような答えが多く聞かれております。健康増進課としても、国庫補助事業も利用しながら、あるいは単市の事業もしながら、いわゆる、きっかけづくりとしての事業を展開しておりますが、なかなか受診率が上がってこないというのが現状でございます。

○田中委員

今、きっかけづくりというお話がありましたが、今回の事業で、クーポンが届くことによって、もしかしたら健診に行ってみようかなということが増えると思っておりますので、これ、クーポン券作成委託料というのは、このクーポンをつくる製作委託料と考えてよろしいですか。

○奥河内健康増進課長

そのとおりでございます。

○田中委員

それでは、そのクーポン作成にプロの方にお金をかけてやるので、ぜひとも行きたいなと思えるような、僕も現物を見たことがないのですが、行きたいなと思うきっかけになるようなクーポンをつくっていただけたらと思っております。

2点目ですが、115ページの予防費にあります、ヒトパピローマウイルス感

染症予防接種委託料1,270万9,000円。これ、子宮頸がんの予防ワクチンの名前が変わったものとは思いますが、以前の委員会でもお聞きしたのですが、その後もいろいろな副作用が報道されており、その後、光市としてはどのようにお考えか、対応を考えられていらっしゃるのかということをお聞かせください。

○奥河内健康増進課長

これにつきましては、以前の委員会でもご説明申し上げましたが、持続的な疼痛が報告をされ、国においては6月14日に積極的勧奨を控えるという決定がされました。同時に、定期接種を中止するものではないというのが国の方針でございます。国においては、専門家の会議を何回も開催されておられるようでございますが、まだ結論が出ておりません。その状況を、今は注視をしているという状況でございます。

○田中委員

積極的に行わないということで、個別の案内とかも、たしか送らないということをおっしゃっていたかと思うのですが、一方、病院からしたら、経営を考えると売り上げになるので、接種してもらいたいという考えがあるということもお聞きしたことがあります。これ、なんていいますか、やはり民間なので、経営を考えるとお金になった方がいいという考えも発生するのかなと思うのですが、副作用の今の状況をみると、今、まだ結果が出てない以上、控えた方がいいのかなと思うのですが、そう考えると、営利がかかわらない市が一定の抑止力を持ったほうがよいと思うのですが、そのあたりで、今後、何か対策というか、考えられていらっしゃいましたらお知らせください。

○奥河内健康増進課長

今おっしゃいましたリスクももちろん報告をされておりますが、一方では有効性もあるということで、国において今のような措置が取られているということでございます。市といたしましては、国の措置以上のものを考えているということとはございません。また、考えられないのではないかと考えております。

○田中委員

国の方針なので難しいというのがわかりました。はい、わかりました。

それで、3点目に、119ページの食育推進事業100万7,000円についてですが、これの中で料理コンテスト実施とありますが、ここで優勝した料理は表彰したり行おうと言われておりましたが、先ほど、食育の子育て支援事業補助のほうでも、里の厨との提携という話も出ていましたが、例えば、この食育コンテストで入賞したものを、里の厨の工房「H a H a」で商品化して、特産品化という

名物につなげるとか、少し福祉の枠を超えるのですが、光の海・山から生まれる6次産業化というのは経済部が目指しているところですし、やはり海・山の素材を生かすというのは、まさに食育につながると思うので、ぜひ、そういった視点で、経済部やほかの事業者と連携して事業計画とか実施を行っていただければと思うのですが、そのあたりはいかがお考えかお聞かせください。

○奥河内健康増進課長

食育グランプリについてでございますが、これにつきましては、平成26年度は、「おっばいまつり」と共催し、多くの市民の方に参加していただくということでございます。市民協議会の委員さんとの協議の中で、今回のテーマにつきましては「次世代に伝えたい、まごはやさしい食材をつかったかむかむレシピ」というのを今考えております。豆類とか、ごまとか、わかめなどの海藻類、野菜、魚、こういったものを利用したアイデアを募集するというところでございます。その中には、当然、地元の食材が入ってくるということでございます。

○田中委員

今後の取り組みにはなると思うのですが、ぜひ、そのような視点を持つての取り組みも、よろしく願いいたします。

○西村委員

それでは、若干、質疑をしたいと思っておりますので、ご答弁よろしく願いします。117ページの大和地区医療機能補完調査業務委託料についてお尋ねをします。

一般質問の答弁にもございましたが、大和病院が国保直診の医療として、地域の医療を目的に指定と云々とありますが、その医療機能の低下を補完するというようにご答弁がございました。これは、いわゆる、どういう診療科を指しているのかお尋ねをいたします。

○奥河内健康増進課長

基本的には、大和総合病院が現在休診しております泌尿器科、眼科を考えております。

○西村委員

結構です。それから、民間診療所に、誘致に際しては、公設民営、民設民営などの形態が考えられると。市がこういった部分まで支援をしていくのか、ど

の程度の財政負担を伴うのかなど、市の支援の内容を明らかにする上で、必要な基礎データを求めると。このくだりは、具体的にはどういうことを指しているのか、どういう内容を業者に委託をするのか、詳細な説明をお願いします。

○奥河内健康増進課長

一般質問で答弁いたしましたように、公設民営、あるいは民設民営などの運営形態というのが考えられるのだと思いますが、こういった運営形態にかかわります経費、どのぐらい経費がかかるのか、この辺の試算であります。それと、全国の事例では先進事例もございますことから、誘致制度の検討でありますとか法的にどのような縛りがあるのかとか、そのような調査、研究ということでございます。

○西村委員

質問を分けましょう。民設民営というのは、いわゆる民間のお医者さんが大和地域に診療所を出すということで、別段、経費が云々というのは、私は意味がよくわからないのです。ところが、公設で民営ということになると、光市が土地から建物を手当てして、中の設備を、例えば、つけてあげて、お医者さんだけが、いわゆる勤務に来られるというか、民間の人で、給与は伴わないが施設はつくってあげるが、民間のお医者さんがそこで営業行為をして稼いでねというイメージを抱くのですが、それでいいのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

基本的には、今おっしゃったことと思います。公設ですから、行政側が設置をする。そこへ民間の医師を募集して呼んでくるというのが公設民営で、民設民営のほうは、来ていただいた医師が診療所を建設・運営をするということだと思います。民設民営というのは、これは、いろいろな支援の仕方がそれはあるのですが、例えば、土地を提供して、その土地を提供しますから来てくださいよとか、一般質問でも答弁いたしました、市の支援のあり方、市がどのような支援が可能なのか、その辺を探るための委託料ということでございます。

○西村委員

そんなにコンサルに出さんにやいけんほど難しい内容でしょうか。まあ、設備のことについてですよ。それで、例えば、民設民営なら別に許可のことは問題ないと思うのです。お医者さんが、私がここで診療したいと言って、自分で許可を取って自分でやることですから問題はないと思うのですが、問題は、公

設民営になった場合。厳然として、大和病院というその立派な総合病院があって、市長も一次診療を開いた状態でこれを堅持したいというように答弁をされている中で、公設民営でこの近くに果たして許可が下りるのか、そういうことを研究したいということですか。

○奥河内健康増進課長

もちろん、そういった法的な縛りがあるのかないのか、この辺も含めての調査ということでございます。

○西村委員

ちなみに、その先進一事例があると答弁でも、北海道などで取り組まれているというようなことがあります。それは全く、まるで周りに何も公のものがなくて、診療所もなくて、もう、止むにやまれず公で建物や敷地を用意するから先生来てねという事例なんじゃないのですか。いかがですか。

○奥河内健康増進課長

もちろん、今おっしゃいましたように、面積は12倍ぐらいですし、人口規模はうんと少なくなりますし、その置かれた条件というのは、光市とはまた違うものだと思いますが、実際には、光市と同じような事例があれば一番いいのでしょうが、なかなかないのが現状ではございます。いろいろ探しているところでございます。

○西村委員

大体、様子はわかりました。私も議員の定数を削減した折に、この人件費はぜひ、診療所を開設したり、それから、光地区に、大和地区に来ていただけるお医者様の育成に、そういう人材育成に使ってほしいという要望をしておりますので、この件については前向きではあるのですが、2、3、幹部の方に確認をしたいことがありまして、というのは、現状として大和には立派な病院があって、そこには、ついこないだまで眼科も泌尿器科もあったわけですし、今いただいている総合病院の今年の予算を見れば、組み替えで一時的には欠損でありますが、まあ、言ったら悪いのですが、潤沢な資金があると。市立病院の使命で、まあ、使命からすると、この資金でお医者様を招聘する。例えば手当、お医者さんの給与ですね、別建てで出してということも、私は議会で議決すれば可能なんじゃないか、道が開けるのではないかと思うのですが、その点。まず1点は、大和病院への病院の先生の招聘といたしますか、そういうのは一応難しいので、あきらめたからこういうことをするのか、あるいは、大和地区の皆

さんには、光総合には眼科も泌尿器科もあるので、バスとか交通とかもっと便利にするので、光総合も使ってねというようにはしないのか。もう一つ。いやいや、幹部の方に。それで、最終的に、光総合の先生の引き抜きにつながらないかという懸念もあるのですが、そのあたり私はこれ、前向きですが、どう考えたらいいのか、幹部の皆さんのお考えをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

○土橋委員長

幹部とは、どなたか指名があるのですか。

○西村委員

いや、私のほうから指名するのも何じゃございしますが、まあ、難しい質問ですからね。

○森重副市長

今、いろいろな視点でのご質問がありました。

私のほうから申し上げるのは、まず、やはり、光の病院、大和の病院は2つを残すのだという基本的な視点で、これまで病院事業について光市として取り組んできました。その中で、大和と光についてはそれぞれ機能分化をして、それぞれの役割を果たしていこうと。大和地域においては、一次診療について維持確保をしていくのだという強い意気込みのもとに、この病院事業に取り組んできた経緯がございます。

そうした中で、病院事業とすれば、光も大和も医師の確保についてはこれまでも引き続き、これまで以上に、両病院とも医師の確保はしていくのだと。

一方では、ご案内のとおり、大和については少しずつ診療科目がなくなっている現状の中で、大和地域、まあ、もう大和、光ということもなくして、光市全体の必要な医療について、特に、大和地域の一次診療をどのようにしたら確保できるかという中で、まず院内診療所を検討してきましたが、院内診療所については様々な要因から難しいのだという結論に達しました。その後、じゃあ、大和地域の一次診療を確保するためにどのようにしたらいいかということで、周辺に診療所を誘致することが可能かどうかということを含めて検討していきたいということで、26年度予算において、このコンサルの委託料をこのたび予算で計上させていただいて、ご審議をいただくということになっているわけでございます。

もう一方、こういった施策をすることによって、同じ市域内での医師の引き抜きになるかならないかというご指摘でございますが、私は、そういったことになってはならないような仕組みづくりが必要だということにも思っております。

すので、ここはしっかり、我々として、地域の医療を確保するためにどういう施策をしていくのかということはこの委託事業の中で検討をしていきたいというように思っております。

いずれにいたしましても、この医師の確保は、今の大和病院、光病院ともに、山口大学の関連病院という位置付けの中でいけば、やはり、山口大学の人事異動の中で医師の確保をしていくとともに、それを外れた人材の確保をしたときに、そのときは短期的には医師が確保できるかもわかりませんが、中長期的な視点でいけば、やはり関連病院という位置付けをこれまでもまして確保していかなければならないということになれば、十分慎重な取り扱いが必要になってくるのではなかろうかというように思っております。

○西村委員

私もかように思っておりますが、一般質問、本会議場でも委員からの質問もありましたが、これを、せつかく予算をつけてできんかったよという結果になるのではなかろうねと。いや、そのお答えは開設者のお答えにもありましたが、そうならないように、一次診療を確保するために全力を尽くすというお答えだったように思いますが、今、るる質問した点踏まえて、市長、何かご答弁ございませつか。

○市川市長

今、副市長が申し上げたことで、ほぼ私の意をお伝えしたことになるというように思いますが、やはり、これができることによって、本当に私は大和と光が合併してよかったねという思いを、もう一回大和地区の皆様を感じてもらいたいなと思っております。

○西村委員

了解しました。質問を終わります。

○土橋委員長

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

○大楽副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしく願いいたします。

【討 論】

○土橋委員

私は、以前にも、国民健康保険の会計に対する繰出金や、まあ、介護保険もそうですけれども、払いたくても払えないような、そういう状況が片一方にはあると。さりとて、ここで私も反対をするというのは、光市の財政も知らないわけではないというようなところで、大変悩ましい話になっていることだけは間違いないのです。しかし、この問題は国の大きな責任があると私は思っておりますが、じゃあ、いわゆる、私たち流に言うならば、国の悪政がそうであるから光市が何にもしなくてもいいのだということには私はならないと思う。だとするならば、ここは私があえてお願いをしたいのは、基金の創設、こういったようなものも含めて、何とんでも市民に対する、いわゆる加入者に対して善処するというような方向が望ましいのではないかと。しかし、残念ながら、今年度の予算はそういうようになっていないということについて、忍びがたきを忍んで反対をしなきゃならんだろうということでもあります。

【採 決】：賛成多数「可決すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

③議案第6号 平成26年度光市介護保険特別会計予算

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針について

【説 明】：太田子ども家庭課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

ただいま説明をいただきまして、幼保を取り巻く状況、それから、今後の年齢構成、人員動向等について説明がございました。それらを踏まえて、基本的な考え方3つの機能について、行政の立場として方向性が出されていると思うわけですが、恐らくこの背景には、市民のニーズだとか通っておられる方のニーズ等も踏まえてこういった形が奨励されてきたんだろうと思いますが、この中には、そういった意味合いのところが余り読み受けることができないのですが、具体的に、それぞれの幼保に通っておられる方のニーズだとか市民のニーズというものをどのように取り込まれてるのか、お尋ねしたいと思います。

○太田子ども家庭課長

市民のニーズのことについてのお尋ねでございます。

市民のニーズにつきましては、昨年10月に、入園に関する意向調査というものを行っております。その中から、保護者は自宅から近く送迎が容易、あるいは給食の提供がある、保育内容に共感したことなどが、その園を選択した理由の上位にございます。ほかにも理由はございますが、こうしたことが園を選択する際の保護者の大きな要因になっていると感じておりますし、また、意向調査において自由意見の欄も設けておまして、そこには、在園児が少ないことの懸念をされていらっしゃる方、また、同じ地区の小学校への入園を希望している、あるいは、英語教育等の充実を求めているなどの意見もございました。また、これは公立幼稚園のことになりますが、3年保育にといった、そういったご意見も多く見られました。

こうしたさまざまなご意見が、公立、私立を問わず、市民が幼保施設に求めていることではないかなと考えております。

○畠堀委員

説明いただきまして、今から両施設の具体的な検討に入っていくということですが、再編となりますと、入園を希望している方だけではなくて、地域の市民のニーズだというようなものも出てくると思いますし、今、果たしている機能というのものがあるのではないかと思いますので、そういった幼保に求められている機能というものについては、入園だけではなく幅広い観点から、もう少し

機能についてクリアカットにしていく必要があるのかなと思います。いずれにしても、検討の段階でそういったところにも配慮しながら進めていただけたらと思いますので、要望としてお願いしておきたいと思います。

それから、もう1点質問ですが、今後の検討に当たってのスケジュール、どういった時期に検討の結果を出していくのか、限られた時間ではないかと思いますが、特に、幼稚園についてはできるだけ早い時期とうたわれておりますが、具体的にはどのあたりをめどに検討されるのか、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○太田子ども家庭課長

再編の時期ということでございますが、まず、幼稚園につきましては、再編を行う場合には、やはり地域や保護者の理解を得る必要がありますし、また、今から子ども・子育て支援事業計画というものを策定してまいります。こういったものと整合性を図る必要もございますので、一定の期間が必要であるとは考えておりますが、幼稚園につきましては、できるだけ早い時期には具体的な内容をお示ししたいとは考えてはおりますが、今後いろいろところで協議調整していく中で、その時期がやって来るだろうと考えております。

保育園につきましては、説明を若干いたしました但、やはり、私立幼稚園が認定こども園へ移行する可能性がございまして、今後の保育の供給量が不透明な状況にございますので、具体的な計画を策定することは現在、難しい状況にございます。現時点でいつとは断言できませんが、新制度が始まりまして、そういった認定こども園の定着等がはっきりするまでは、当面は状況を見ていく必要があるのではないかと考えております。

○畠堀委員

今後のことについては、十分いろいろな面に配慮いただきたいと思いますが、再編という形になりますと、地域の市民を含めて厳しい状況になる可能性もあると思いますので、しっかり地域の方を巻き込んで、そのあたりの会議を進めていただきたいと思いますし、そういった方の理解を得るためには、やはり、残すべき機能は何なのかというあたりのところを、もう少しクリアカットしていくことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、遺漏のない対応をお願いしておきたいと思っております。

○笹井委員

お尋ねします。今回このような方針を出されたわけですが、まず一つ。これを今ある民間保育園、幼稚園に、どのような形で伝えられる感じになりますで

しょうか。

○太田子ども家庭課長

この方針につきましては、今、初めてこの場でご披露させていただいております。今後、こうした公立の幼保施設の考え方につきましては、具体的にどういった場であるということは今考えてはおりませんが、そういった市の考え方というのは、やはり民間のほうにもお示しするとともにご理解を図る必要があると思いますので、近い内にそういった場を考えたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。これは、やはり民間も絡めての中の幼保業界の中の公立の方針でございますし、民間さんも経営とか将来計画で随分いろいろ苦労されておられるかと思っておりますので、とりあえず今回の計画については、私はこういうところまで踏み込まれたということの評価したいと思いますし、もう一つは、公立の役割としてモデル的なもの、障害的なもの、研究的な施策という部分をはっきりした上で、民間でできることは民間でという表記もありまして、評価をするところでございます。

これは、やはり、幼稚園・保育園はそれぞれ連絡会などもあるとは思いますが、市としてはこういう方針で行くのだというのを、やはりスムーズに市内民間の方には伝えていただきたいと思います。

②光市地域包括ケアシステム考察事業（中間報告）

【説明】：守山地域包括ケア調査担当次長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○大田委員

10ページの、地域包括ケアシステムに向けた実態調査の中で、調査結果概要の抜粋が載っているのです。山口県の病院・診療所で23%、歯科診療所が14%で、光市においては40.5%、45%と。山口県より多いと思われていると言われたのですが、この結果を見て、今後どうしようとされているのですか。まだ、もう少し十分にやっ払いこうとされているのですか。それとも、もう、これが多いから、もうこれで終わりよと思っておられるのか。

○守山地域包括ケア調査担当次長

今、委員ご指摘の、10ページの在宅医療の実施状況でございますが、この調査の目的が、現在の在宅医療の実施状況、医療機関がどのくらい取り組んでおられるかという実態を把握するのが一番の目的でございます。

ここにお示ししておりますように、病院診療所では実施しているが15医療機関、今は実施していないが、実施する意向はあるが5医療機関、これを加えますと約54%、5割を超えます。あとの残りの5割弱につきましては、小児科とか産科、それと耳鼻科、眼科とかございますので、協力機関としては必要でございますが、直接、在宅医療に携わる必要性は薄いという医療機関もございまずので、現時点においては、将来を推計してみましても、在宅医療の実施医療機関としては十分基盤としてはあるという思いをしております。

ただ、これを今後どうしていくかということになりますが、これはもちろん、医師会が主体的に在宅医療をされておりますので、在宅医療の、今後、医療と介護の連携をさらに図ることによって、在宅療養患者の生活の質を高めていきたいと考えております。

○大田委員

それに対して、光総合病院は後方支援と、大和病院は検討するという答弁であったのですが、それももうしなくてもいい、満足しているような、今、答弁じゃったんですが、そこはどのように考えてよろしゅうございますか。

○守山地域包括ケア調査担当次長

満足ということではないのですが、県と比較しても充実している、今後さらに、もちろん充実していくことが必要でございますが、今の両市立病院の役割とか、大和病院の在宅への方向性になるのかなと思いますが、やはり、身近な地域において在宅医療を提供される医療機関があるということは必要であり、高齢者にとっては、より身近にそういう医療機関があるということから安心感も持っていただけますので、そういう面からすれば、各地域に在宅医療を実施されている医療機関が必要と考えております。

○大田委員

いろいろ言われたのですが、18ページに、さらなる在宅医療の推進の充実を求められており、また何行かあって、一層の在宅医療の推進を図る必要があると書いてありますから、市のほうとしても、もっと在宅医療をするようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、地域包括支援センターが1カ所なのですよね。大和にも保健センターがあるので、そこにも、まだもう1つぐらい設けられてもいいのではないかと

と思うのですが、そのところはどのように考えておられますか。

○守山地域包括ケア調査担当次長

ただいま、地域包括支援センターの設置状況ということでご質問をいただきました。先ほども説明しましたが、現在、光市においては、地域包括支援センターは1カ所でございます。今後これにつきましては、どうしていくかというのは、機能強化を含めて今後検討していきたいと考えております。

○大田委員

機能強化をよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

(3) その他

【質 疑】

○萬谷委員

それでは、質問させていただきます。項目が多いので、一問一答でよろしくお願ひします。

まず1番目。生活保護費の受給者への就労支援と公民館や体育館などの公共施設の管理等の場を活用できないか、また、生活保護費の需給を当てにして年金保険料の支払いを行わないとすることのないよう制度の指導徹底お願ひいたします。それについてお願ひします。

○古迫福祉総務課長

公民館や体育館などの公共施設では、それぞれの設置目的に沿った運営がされております。その目的に沿った人材の確保が求められているところでございます。生活保護者も、求められる人材度と合致すれば、就労は可能と考えます。現状、公民館は地域での実施運営、体育館は指定管理者により運営がされており、職員の採用につきましては、それぞれの施設管理者で主体的に行っているところでございます。

そういったことから、生活保護者への就労支援につきましては、ケースワーカーがハローワークと連携を密にし、本人の適性に合った職業に就くことができるよう指導、助言をしております。引き続き、そういったことで努力をしていきたいと思っております。

それから、年金保険料の関係でございますが、年金保険料の支払いにつきましては、生活保護者は免除されております。市民への年金保険料の支払いの周知は所管外ではありますが、生活保護者の保護脱却時には年金手続きを必ず行うよう指導をしている状況でございます。

○萬谷委員

それでは2番目。光市は生活保護の需給割合が高いと聞いていますが、いかがでしょうか。

○古迫福祉総務課長

光市の生活保護の需給率でございますが、平成25年10月現在で、県内13市中、高いほうから9番目、低い方から5番目であります。

○萬谷委員

それでは3番目です。体育館や公民館のような公共施設の管理者の多くは、市役所の定年者や企業の定年者が長年務めているのではないかと。この管理者の一部に、生活保護の受給者を起用すればと思うが、いかがかという意見です。

○古迫福祉総務課長

定年者の雇用につきましては、その能力や経験を生かしてもらうものだと考えております。公共施設への生活保護者の、ということでございますが、先ほどお答えしたとおりでございますので、生活保護者の就労につきましても、先ほど上げましたとおり、努力をしていきたいと思っております。

○萬谷委員

次に行きます。市内各地で失業者対策事業や高齢者就労支援対策事業の作業が行われているが、それらの必要性や両事業の意義と、現在行われているその他の作業についての実態把握をお願いする。いかがでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

現在、市が主体的に取り組んでいる高齢者に対する就労事業としましては、高齢者就労事業がございます。これは、高齢者の生きがい対策を主な目的として昭和48年に発足した事業で、高齢者の福祉施策の一環として、また、不特定多数の方が利用する公共性の高い公園緑地等を適切に維持管理するために除草、清掃作業を行っているところで、現在、10地域の作業場所に74名の方が従事しているところでございます。

○萬谷委員

それでは、次です。老老介護が増加する中で、社会福祉協議会で貸し出しが

行われている車椅子は、その多くが重量タイプで高齢者には取り扱いにくい。軽量タイプも2台用意されているが、少ないことから借りにくい。貸し出し用の軽量車椅子を増加していただきたい。いかがでしょうか。

○古迫福祉総務課長

社協の車椅子の貸し出しでございますが、寄贈されたものでやりくりをしているというのが現状でございます。どっしりとしたほうがいいと言われる方もありますので、利用状況等も見ながら、軽いタイプのものを増やしていきたいと思っております。

○萬谷委員

それでは、次です。幼稚園のアンケートの回収率が50%しかない。市民の立場からすると残念です。若い方の意見が本当に意見交換されているのだろうか、お尋ねいたします。

○太田子ども家庭課長

アンケートの回収率は、ほかの所管で実施しているものと大きく乖離しているものではなく、また、小さなお子様で、幼保施設への入園について具体的に検討していないご家庭も多かったことから、こういった回収率であったのではないかと推察しております。

なお、アンケートには、幼稚園・保育園に対する自由意見を記入する箇所も設けており、子育て世代の若い方から多くのご意見をいただいております。

○萬谷委員

では、「ゆーぱーく光」のことはまとめて質問させていただきます。

「ゆーぱーく光」の利用料金、今、市内市外で統一して500円というのでしょうか。利用者増につながると思う。そして「ゆーぱーく光」の運用の見直しを。洗剤が目にしみる。洗剤のポンプが使いづらい。軽食施設の設置。露天風呂の設置。いかがでしょうか。

○古迫福祉総務課長

「ゆーぱーく光」は、まず、料金のことでございますが、「ゆーぱーく光」は市民の方の福祉の向上と健康増進を図ることを目的とした施設でございます。より多くの市民の方にご利用していただくよう、市内利用者に対する利用料金を、市外利用者より低く設定し、差をつけているという状況でございます。

それから、洗剤の件でございますが、洗剤については指定管理者が確認した

ところ、現在設置の石鹼が他のものに比べ、極端に目にしみるようなことは無いということで確認をしております。また、ポンプにつきましては若干、戻りが遅いように感じられるため、他の容器を検討してみるということでございます。

指定管理者はお客様が気持ちよくご利用いただけるよう、不都合な点があれば日々改善していきたいという思いでございます。本市といたしましても、多くの人に喜んでいただけるよう、指定管理者と連携を取り、施設運営をしてみたいと考えております。

それから、軽食施設の設置でございますが、建設計画を策定する際、現在の建設規模では、採算性のあるレストラン経営を行うことはリスクが高いと判断し、設置には至らなかったという経緯がございます。現状は、指定管理者が利用者の皆様のニーズを把握し、弁当の販売、出前、飲食物の持ち込みということで、現状対応をさせていただいているところでございます。

露天風呂でございますが、設置のご要望はたくさんいただいているところでございますが、設置には循環ろ過機等、追加設備の整備に多額の経費が見込まれることから、今後は利用状況、他施設の動向、改修のタイミング等を考慮し、実施時期につきまして、また慎重に検討をしてみたいと思っております。

○萬谷委員

質問は以上でございます。ありがとうございました。

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（環境部所管分）

【説明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○田中委員

予算書の113ページ、光市省エネ生活普及促進事業についてお聞きしたいと思います。これは一般質問の中でもあったのですが、補助の対象となる窓の面積を撤廃されたとお聞きしましたが、これは6月の環境審議会の委員の方からの、風呂場のヒートショックが原因で亡くなる方が多いという提言もあつての改善かとも思われるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○山根環境政策課長

そのとおりでございます。環境審議会の委員さんから頂戴しましたご意見を参考にさせていただきまして、今回、面積要件を撤廃いたしました。

○田中委員

もともとは、省エネという部分から外れるというお話もあったのですが、所管を超えての改善ですので、ありがとうございます。

環境審議会、この後もあると思いますが、ぜひ委員さんたちにも報告をしてモチベーションアップにもつなげていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、121ページのアルゼンチンアリ対策事業についてですが、これは一般質問の中で、対策の効果があり、見当たらなくなったというお話も少しお聞きしましたが、そのあたりはもう一度お聞きしますが、効果というものはどの程度あったかお聞かせください。

○山根環境政策課長

市で調査したところ、減少は確認できていますが根絶には至っていません。

根絶することは、非常に困難なことでありまして、地元の方もかなり心配しておられますので、継続的な事業として考えていかなければいけないと思っております。

○田中委員

了解しました。25年度の予算と比べると若干金額が上がっているかとも思いますが、地元の方の安全のためにもよろしく願いいたします。

それともう1点、最後に、121ページの公害対策事業についてですが、これは全体的な大きな話でお聞きするのですが、今、PM2.5がすごくふえていて、時によってはかすんだ日もあるようですが、そのあたり光市の対応としてどのようにお考えかというところをお聞かせください。

○山根環境政策課長

PM2.5につきましては、光市では光高校に設置された県の測定局で測定をしております。東部地区にも最近、注意喚起が出ておりますが、東部地区というのが光市から岩国市までの間でございます。4局測定局があったと思いますが、その1局でも85マイクログラムパー m^3 を超えますと、光市もあわせて東部地区全体に注意喚起というのが発令されます。

実際に光市で注意喚起を発令しておりますが、光市の測定局は、まだ85を超えたことはないです。東部地区に発令されますと、まず環境政策課に県からFAXが入りまして、それを市の関係所管に配付するとともに、防災メールを登録されている方に一斉配信をしているところでございます。

○田中委員

了解しました。光市では85を超えたことがないということで今お聞きしましたが、僕も県のメール配信の登録サービスも行っているのですが、東部で警報が出たり、中央でも警報が出ると案内が来るので、ぜひ光市のメール配信サービスとも密に連絡をとって、スムーズに情報を市民に流して、マスクの着用とか外出を控えるということも案内していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○大樂委員

それでは、121ページ、悪臭測定委託料が入っておりますが、市内3カ所とおっしゃっていますが、これはどのあたりかと、その方法について若干お尋ねいたします。

○山根環境政策課長

悪臭の測定は、まず、アルク光店付近、中央町自治会館前付近、日鐵住金溶接工業前付近で悪臭を業者委託で測定をしております。

測定項目といたしましては、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、

硫化メチル、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、この項目を測定しているところがございます。

○大樂委員

光市は、におい袋というような方針はとっていないのですね。検知器ですか。

○山根環境政策課長

そうでございます。

○大樂委員

はい、了解しました。

○畠堀委員

同じく113ページ、電気自動車充電器保守委託料ということで紹介いただきましたが、これにつきましては中山間地域の活性化という目的もあるということで説明をいただきました。予算の概要では、18ページに新規事業として電気自動車普及事業ということで42万円の予算で計上されているわけですが、この電気自動車の普及事業について、ここに上げているもの以外で何か予定されているものがあるのかということが1点と、今後、普及事業についてどのような取り組みを予定されているのか、考え方で進めていくのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○山根環境政策課長

電気自動車の普及事業につきましては、今の保守委託料が10万円と光熱水費の電気料が32万円と合わせて42万円を計上しております。普及につきましては、今、考えておりますのは、まず当面の間の使用料を実証期間として無料にして、多くの方に利用していただきたいということと、その間アンケート調査等に協力いただいて、今後の事業の進め方についてしっかり検証していきたいと思っております。

【説明】：岡本環境事業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○畠堀委員

予算書の125ページに記載されております不燃物・可燃ごみ等収集事業の中

で、臨時収集員の賃金並びにごみ収集・処理委託料について質問いたします。

これらの予算につきましては、要するに予算ベースの比較で、昨年度と比較して、特に臨時収集職員の賃金については倍近く上がっているというところもありますし、ごみ収集の委託料についても昨年と比べてふえているわけですが、このあたりの背景について説明いただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

臨時収集員賃金でございますが、このたび退職者が1名出ますので、予算的には2名の臨時職員を計上しております。昨年が1名でございました。それで増額となっております。それから、ごみ収集処理委託でございますが、これは全体的に消費税の増税分と、大和地区の収集業務が世帯数と、収集場所の増加によるもので238万4,000円の増が出ております。

○笹井委員

では、同じく125ページですが、まず中段の海岸清掃等委託料1,045万円ですが、これは海岸のごみの処理料ということですが、これは委託の発注に関しては入札ですか、それとも随意契約でしょうか。

○岡本環境事業課長

海岸清掃等委託業務につきましては、今年度入札による契約に向けて入札所管部、財政課と協議いたしまして、ロードマップ作成、また現状の課題等分析をして整理を行っております。清掃時期とか清掃方法また貸与機材の取り扱い等抜本的な見直しということで進めてきました。今回の予算は昨年同様の予算計上にはなっておりますが、今後も実施に向け、引き続き協議を行ってまいります。

○笹井委員

過程の取り組みを言われましたが、結果がよくわからなかったのですが、それはまだ見直すが委託のまま、ことし1年続けるということなのか、それとも、26年度の契約は、随契から入札に変わるということ、それはどちらでしょうか。

○岡本環境事業課長

このあたりは、まだはっきりはしておりません。

○笹井委員

はい、わかりました。これについては私もよく見守っていきたいと思います。

次に、ごみ収集・処理委託料について、先ほど地区ごとの可燃、不燃の内訳の説明はあったところですが、これのチーム数と、それから、それが随契なのか入札で選ばれているのかというのを、さっき4区分ありました。光の可燃、光の不燃、大和の可燃、不燃と、古紙はまあいいですが、それごとにチーム数と、それからその発注方法についてお答えください。

○岡本環境事業課長

光市の可燃ごみの収集業務につきましては今、4台委託を出しております。そのまず2台分については合特の支援業務で行っております。もう2台分につきましては、入札で行っております。これも長期契約で、まだその入札分は29年の2月まで契約があります。

不燃ごみについては、1社分は合特の支援業務であります。もう1社分が今、随契という形で行っております。それから大和地区の業務につきましては1社分が合特の支援で、もう1社が随契という形で行っております。今後の方向性は、まだはっきりはいたしておりません。

○笹井委員

はい、わかりました。合特については、この法の趣旨もありますので当面の期間は、これはやむを得ないのかなと思いますが、ただ、それ以外の分については、可燃は入札になっておりますが、不燃や大和に関しては今、随契という話でございました。これは入札にできる部分だと思いますので、今後とも検討よろしく願いいたします。 終わります。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。予算書の125ページの生ごみリサイクル促進事業についてですが、これ、地産地消運動とのリンクということで、段ボールコンポストから発生した堆肥を「里の厨」の限定の商品券と交換しているとお聞きしておりますが、この辺の効果といいますか、今年度、現時点までの実績として、段ボールコンポストを販売した数と、「里の厨」の限定商品券との交換数を教えていただければと思います。

○岡本環境事業課長

段ボールコンポストの販売数及び商品券との交換枚数についてお答えいたします。平成25年度実績は、2月末現在で89個の段ボールコンポストを販売して

おります。商品券につきましては4件の26枚分の商品券と交換をいたしました。

○田中委員

89件販売して、4件で26枚ということで、件数でいったら少ない気もするのですが、「里の厨」の商品券と交換できるというのは非常にいいアイデアだと思いますので、ひとつこのサイクルを広げるためにも、農業拠点施設「里の厨」での段ボールコンポストの販売PRを行っていただければと思いますが、そうすることによって、今、「里の厨」に生産者の方がいっぱいいらっしゃいますが、そこから有機農業といいますかそういったことにもつながっていくのではないかと思います。そういったことが今、環境事業課だけの販売になっていたかと思うのですが、そういったことが可能かどうかお聞かせください。

○岡本環境事業課長

委員ご指摘のとおり販売数は減少傾向でございます。また、商品券との交換実績も向上しておりませんことから、ご提案の「里の厨」での販売については波及効果も期待できますことから検討していく価値があると存じます。販売手数料の取り扱い等、クリアしていく課題もございますので、関係機関と協議をしてみたいと存じます。

【説明】：大成深山浄苑長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【説明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第4号 平成26年度光市墓園特別会計予算

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

お尋ねします。この墓園会計は毎年繰上充用で、何か翌年度から借りてきているような形ですが、これを繰上充用というのは余り特別会計の形としてはよくないと思ひまして、どこかで例えば公費を投入して清算をとかそういうことはできないものでしょうか。繰上充用の必要性があれば、教えてください。

○山根環境政策課長

現時点では収入は、新規貸し出しによるものでありますが、現在、新規造成の予定もございませんので、返還されたものを、貸し出しする部分が収入となっております。管理費につきましては、墓園の除草等維持管理に経費がかかりますので、貸し出しのほうは不足すればどうしても赤字になるというところでございます。現在、新規の整備は行いませんが、26年度については、まだ780区画墓碑の未設置区画がございますので、その中で除草等の管理がされていない方に返還の制度を周知しまして、少しでも多く返還していただいて、赤字の縮減ができたらと思っております。

○笹井委員

墓園の新規貸し出しがふえて、最終的に繰上充用がもうなくなるような経営シミュレーションができれば、このまましばらくやるというのもええかなと思っておりますが、ただ、墓園の場合は新規貸し出しのときにお金をいただくということで、あとは毎年いただくものではありませんから、結局その売れるものに数があるわけです。ですから、今のまま26区画ことし売れると言いましたが、それをやっても結局、単年度収支の改善にはなるが繰上充用の解消にはいかないと思うのです。まず、それが繰上充用解消する見込みがあるのかどうかお聞きしたいのと、それから、なければこれは、もう足りないものは足りないで、一般会計からの繰入で不足額を埋めるほうが会計的にスムーズではないかなと思うのですが、なぜそうせずにとずっと繰上充用を続けているのか、その辺の理由があればお答えください。

○山根環境政策課長

本市における墓地に対する需要は依然として高いものがあって、慢性的に墓地区画不足というところも発生をしております。その辺を考えまして、今後まだ土地的に余裕がございますので墓園の整備を行っていく必要もあろうか

と思っております。その辺の整備計画を策定しまして、整備が全て終了した時点で、一般会計へ移行を検討していきたいと思っております。

○笹井委員

はい、わかりました。今後、計画は、また立てられることがあり得るということですから、またその辺の状況をよく見させていただきたいと思えます。終わります。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思えます。予算の概要を見ますと、貸し出し区画の詳細とかも書かれていて、その中で見ると、西部墓園と、あじさい苑と、貸し出し不能区画数が六、三と、昨年度より1ずつ増加しているのですが、この不能になった理由についてお聞かせください。

○山根環境政策課長

返還された区画の中で土地が下がってしまって、貸し出しに不適合であると判断しましたので、貸し出し不能区画にしたところでございます。

○田中委員

それを整備したら貸し出し可能になるという理解でよろしいですか。

○山根環境政策課長

そうですね。整備すれば、また貸し出しもできるかと思っております。

○田中委員

前のお話を聞いていても非常に貴重な区画のようなので、どれぐらい予算がかかるかという部分もあろうかと思いますが、整備をして貸し出しの区画にふやしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

③議案第5号 平成26年度光市下水道事業特別会計予算

【説 明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では69ページ中段、周南流域下水道維持管理費負担金についてお伺いいたします。先ほど、維持費と資本費について分けた説明はあったわけですが、維持費が去年に比べてどれだけ増減があるか、教えていただけますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

維持管理費が、昨年度当初予算でございますが、2億3,963万7,000円でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。すると、維持費だけで大体1,400万円ふえているというように理解いたしました。それで、今年の維持費の内訳というか積算ですが、私、本会議で質問したときに、25年度のこの維持費の中には県職員の人件費が入っているという答弁がありました。これは今年も変わらないまま1.5人分計上されているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

流域下水道の費用につきましては昨年度と同様、人件費も含んだものでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。そこは、本会議でも言いましたが、何で県の職員を構成3市が負担しないといけないのか、私なりに、まだ疑問が解消されていないところであります。

加えてお聞きしますが、この維持費については結局、周南流域下水道を管理している山口県が、その指定管理料と、県の人件費、そして県の事務費、さらには指定管理料に含まれない機械の整備費や検査費用が計上されて、それは案分されて請求されているものと理解しております。そうしますと、指定管理料に含まれない修繕費や検査料については県で計上して、こちらのほうに請求があるというわけですが、それは事前にこういうものをやりますから光市さん払ってくださいねという話があったのかどうなのか、それをまずお聞きします。

○松本環境部次長兼下水道課長

周南流域の予算につきましては毎年2月に周南流域下水道の経営協議会を県

のほうで開催しておりまして、その中で26年度の予算につきまして説明がございました。

○笹井委員

これは説明があったものに対して、光市としてこれは仕方がないから払いましょうという確認までとれたということですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

これは毎年の人件費、指定管理料、また県で独自に実施しております施設の維持管理費用でございまして、当然、維持管理等につきましてはローテーションでそれぞれ毎年管理をしておりますので、施設の維持管理において必要ということで判断をしております。

○笹井委員

一応、説明わかりました。ただ、この場合、この事業については結局、計上して使うのは県と、払うのは3市という、私は構造的に幾つか問題が発生しやすい形式になっておりますので、ここはまた詳しく見ていきたいと思いません。

あと指定管理者についてお聞きしますが、何年間契約での指定管理で前回の応募のときは、たしか1社、現管理者しか応募がなかったということですが、一応、次回は指定管理の更新はいつになるのか、そして、それに向けて複数社が競えるような形になるための努力というのはされているのかどうかお聞きいたします。

○松本環境部次長兼下水道課長

指定管理の期限については、5年契約で最終年度が平成27年度でございまして。県のほうで指定管理者を募集する際に当然、公募し応募できるような形をとっておりますので、前回は、たまたま結果的に1社ということだったのだらうと思います。次回については指定管理者の応募があれば、県のほうで受け付けていくものと思っております。

○笹井委員

この指定管理料の結局かかった経費が、契約は県ですが、3市で案分されて請求されると、払うのはこちら側ということでございます。

指定管理の制度がきちんと機能して、複数社による入札で入札減になれば、それは光市の支払額の減少と、市民の負担の減少につながるわけですので、こ

これは、県が指定管理で事務を行っているからということだけで県に任せるのではなく、光市からもぜひきちんとした指定管理入札あるいは経費の低減が行われるような働きかけをしていただくようお願いをいたします。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。65ページの使用料徴収委託料についてですが、3,516万7,000円上がっておりますが、前年度はお幾らだったかお聞きしてもよろしいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

前年度の当初予算でございますが3,278万1,000円でございます。

○田中委員

今、説明をお聞きしている中で、たまたま水道局のほうを先に聞いていたのであれと思ったのですが、水道局の徴収の委託料合計を見ると、上下水道料金計算収納電算委託料と検針業務委託料で、合計で2,436万6,000円となっておりますが、委託料が3,516万7,000円払っていて、実際は2,436万6,000円のような気がするのですが、この点について説明をよろしく願いいたします。

○松本環境部次長兼下水道課長

使用料の徴収委託料につきましては、水道局と協定を結んでおります基本協定書に基づいて、前年度の下水道使用料調定額に対しての基本協定を結んだ率で委託料を計算しております。下水道課で前年度の使用料の調定額を見込みまして、協定書に基づく26年度につきましては、4.46%という率でございますが、それを掛けたものでございます。

○田中委員

協定書で率を掛けて出した金額ということですが、これ、実際にかかっている金額と比べても多いですし、水道局と下水道課との割合というか割り当てを考えても、数字が大きいかなという気もするので、協定書の部分とかは、勉強不足のところがあるので、またそれも見せていただきながら、内容を見てみたいと思いますので、後ほど協定書をもし見せていただければ見せていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○西村委員

確認のために、二、三質問したいのですが、本年度予算では繰上充用金額が1割程度減額になっております。このもう少し詳しい理由を、これは何でこのようになっていくのかというのを説明してください。

○松本環境部次長兼下水道課長

繰上充用金でございますが、単年度収支が22年度から黒字になってきておりますが、その単年度収支が毎年ふえておりますので、それに伴って前年度の繰上充用金が減ってきているということです。

○西村委員

そうしますと、当年度以降ますます黒字になるということで、この繰上充用金額がどんどん減っていく傾向ということで理解してよろしいでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

特別会計の財政健全化計画にのっとり、事業のほうも執行しておりますので、このままいきますと、委員さん言われるように繰上充用金も毎年減っていくものと考えております。

○西村委員

一日も早く繰上充用金が解消されるとよろしいかと思えます。

それから、本年度は一般会計からの繰入金で12億5,000万円となっております。昨年度は当初予算で12億円でしたが、この5,000万円が増額した理由などは何かございますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

所管課といたしましては、特別会計の財政健全化計画に基づき計画を立てております12億5,000万円を要望をさせていただいたということでございます。

○西村委員

満額回答があったということは、これは一般会計もそれなりの余裕があるというように、副市長、理解してもよろしいですか。

○森重副市長

余裕があるということではなく、やはり先ほど次長が申し上げたとおり、下水道事業におきます財政健全化計画に基づきます繰り入れの見込みを12億5,000万円ということで財政健全化計画を策定しているわけでございますが、

ここ数年は、12億円ということで推移をしてきました。ただ、下水道事業を今後、中長期的に鑑みたときに、累積の赤字を計画どおりに解消するためには、やはり12億5,000万円が必要不可欠であると判断したためでございます。

○西村委員

了解いたしました。下水道会計、繰上充用等もありますが、まだまだ事業もありますので、今後とも健全な財政を目指して事業を進めていただきたいと思います。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

○大田委員

報告会の中での質問について、まとめて質問させていただきます。

最初に、犬のふん尿の放置については、注意しても改善が見られない方もいることから地区内の衛生環境が悪化しており、その改善に向けて罰則を設ける条例の制定を。犬のふんの後始末のマナーが悪い、罰金など条例を制定していただければ警察の方でも対処できるので制定してほしいということでございます。

○山根環境政策課長

犬のふん害防止につきましては、本市でおきましては、光市空き缶等のポイ捨て禁止条例において飼い犬の遵守事項を定めており、飼い主に対して市が指導を行うこととしておりますが、現在、罰則規定につきましては定めておりません。現在、犬のふんの放置に対して罰則規定を設けている自治体が県内3市ありますが、行為者を特定することが困難であり、いずれの市においても罰則が適用された事例はないという状況にあります。

本市におきましては、引き続き、自治会などの協力をいただきながら、啓発用看板の設置や回覧板などによる注意喚起を行うとともに、犬の飼い方教室を開催するなどして、粘り強く啓発活動を続け、飼い主一人一人のマナー向上に努めてまいりたいというように考えております。

しかしながら、長年啓発活動を行ってきているにもかかわらず、市に寄せられる犬のふん尿に対する苦情は後を絶たないのも事実でありますので、今後も

県内他市との情報交換や、先進地での取り組み事例などの情報収集に努め、より実効性のある方策について研究していきたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

○大田委員

はい、了解しました。

次に行きます。ごみステーションからの資源ごみの持ち出しについては、光市では、作成した注意喚起の札を掲示しております。ごみステーションからごみの持ち出しを禁止しているが、いまだにおさまることがない。罰則規定がなければ警察も取り締まりができないことから罰則条例の制定を要望する。

これらの2点は第3回報告会でも要望したが、事態がエスカレートしてきていることから再度要望の声がありましたが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○岡本環境事業課長

ごみステーションからの持ち去りについては、禁止看板を各ステーションに掲示して抑止力に努めているところですが、抜本的な解決には至っておりません。持ち去り行為は全国的な問題でありまして、有用資源の国内循環確保のため、国の施策は海外での不適正処理防止のための措置として特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関するバーゼル法及び廃掃法の運用強化による水際規制の強化や、不用品回収業者対策、持ち去り対策など検討されており、国の規制により持ち去り行為等も減少するのではないかと思われまます。

本市といたしましても国の動向を見据えながら、今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

○大田委員

了解しました。次に、周南流域下水道事業の全資産は山口県の所有となっておりますが、光市民が負担している費用はどうなったのか。また、別の言い方をすれば、流域下水道について資産はどこにあるのですか、お尋ねいたします。

○松本環境部次長兼下水道課長

周南流域下水道事業の資産は山口県の所有でございます。光市は、関係2市とともに建設費負担金を支払っておりますが、このことにより無形固定資産としての流域下水道の施設を利用する権利を持っております。

○大田委員

了解しました。次に、下水道事業について、過去12年間で4度も値上げを行っているが、その理由をおきかせください。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道は公営企業として独立採算制の原則が適用され、雨水公費・汚水私費の原則があり、基本的に公費で負担すべき額を除いた費用を使用料で賄うところでございますが、早い時期の要望に基づき、短期間での下水道整備により公債費負担が下水道会計を圧迫し、累積赤字が増大したことから一般会計からの繰入金を確認しながら、光市財政健全化計画及び下水道事業特別会計健全化計画を策定し、これらの計画に基づき適正な使用料単価を検討し、段階的に下水道使用料を値上げするもので、市民の皆様にご負担をいただいているものでございます。

○大田委員

了解しました。次に、室積市延地区にはいまだに下水道が整備されておらず、他の地区と比較するとかなりおくれております。これらの整備もお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道の整備は現在室積地区を重点に整備を進めており、普及率も70%を超えるところまでまいりました。しかしながら、狭隘な道路に面する地区や地形的に下水道整備が難しい地区などもあり、また整備に時間がかかる地区がございます。このほど室積地区の7カ年整備計画を策定し、平成30年度までの整備区域を定め、市延地区は30年度以降の区域になっておりますが、今後も効率的な整備を進めながら少しでも整備計画が前倒しで進んでいきますよう努めていきたいと考えております。

○大田委員

次に行きます。下水道料金が低い、赤字を解消するために高いでは納得できません。水道料金は安いでは納得できません。改善すべき点、反省点を検討し、前向きに考えるべきだと考えますが、お尋ねをいたします。

○松本環境部次長兼下水道課長

現在下水道使用料は県内13市の中では確かに一番高い使用料でございます。

このため今後もさらに下水道事業特別会計財政健全化計画により計画的な事業の推進や経費の節減を図るとともに、水洗化率の促進や収納率の向上などに努めてまいりたいと考えております。

○大田委員

同じように下水道料金のことですが、下水道料金が高い理由がわからない、わかりやすく説明をしてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

光市の下水道事業は、事業の着手が県内でもかなりおそい時期であったこと、また事業をスタートした時点から議会を初め市民の皆様方からの強い要望を受け、他市より早いペースで整備を進めたことや地形的に投資効果が悪い地理的条件であることなどにより、多額の建設費や維持管理費を要したため、多額の赤字を抱える経営状態となったことによるものでございます。

○大田委員

終わります。

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第22号 光市景観審議会条例

【説明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（建設部所管分）

【説明】：田村道路河川課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○畠堀委員

予算書の169ページ、道路整備事業の測量設計等委託料について質問させていただきます。先ほどの説明の中では、この予算の中で市内市道橋梁整備事業を行っていくというお話でございましたが、対象となるのが9橋ということだったのですが、9橋の内容についてご説明いただけたらと思います。

○田村道路河川課長

9橋でございますが、虹ノ橋、大歳橋、虹ヶ丘花園橋、大町幹線橋、川口第2橋、大和大橋、三栄橋、旭橋、汐入、武田正門前橋第3橋、以上9橋の修繕に係る実施設計を予定しております。

○畠堀委員

これは実施設計ということですが、実施に当たっては大体、めどとしてはいつごろ実施されるようになるのですか。

○田村道路河川課長

何年に実施という明確なものはございませんが、なるべく早く実施したいと

考えております。

○畠堀委員

もう1点質問いたします。その測量設計等の委託料は7,000万円で、5,000万円が市内の市道橋梁整備事業ということだったのですが、残りの2,000万円についてはどのような内容になっているのか、主なもので結構ですから教えていただけたらと思います。

○田村道路河川課長

市道舗装整備工事を行う箇所での測量設計を1件、また、道路ストック総点検事業を、1,000万円で予定しております。それから市内の道路整備や暗渠管の改修などの測量設計を予定しております。

○笹井委員

では173ページ、河川施設管理事業で幾つか質問いたします。

まず、173ページの中段、西の河原川水門管理委託料226万円計上されて高潮対策ということですが、これは高潮が来たときの操作だと思うのですが、高潮が来なくても年に1回ぐらい稼動するようなそういう練習とか訓練はされるのでしょうか。

○大山監理課長

水門設備全体の点検につきましては、月に2回を12カ月、また、自家発電設備につきましては、2カ月に1回を6回、定期点検を行っております。

○笹井委員

わかりました。次、またその六、七行下に行きます。浸水対策業務委託料で、先ほど市内2カ所に仮設ポンプを設置するという説明だったかと思いますが、このポンプというのはどこから持ってきて、誰がどこに設置するのか教えてください。

○田村道路河川課長

このポンプはリースポンプを使用する予定にしております、市内の業者さんに委託して設置するようにしております。

○笹井委員

わかりました。最後、一番下、港湾費の県営事業負担金で先ほど説明で虹ヶ

浜と島田埠頭についての説明ということで、詳しくは6月議会で説明ということでしたが、ただ予算ですので少なし、県事業として何をどうするための負担金ぐらいは説明がないと、中身はわからないのに予算の承認もできないかと思うのです。虹ヶ浜と島田埠頭をどのようにするための工事でしょうか。

○大山監理課長

県営事業負担金のうち島田川埠頭では埠頭の岸壁の鋼板の補修に約700万円、虹ヶ浜海岸における高潮対策の胸壁工事に1,500万円、また枝虫川の排水機場の水中ポンプ1基の設置に300万円を予定しておられるとのことでございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○田中委員

169ページの市道舗装整備等工事についてお尋ねします。市道改良工事は場所が何点か示されているのですが、この舗装整備について場所が決まっておれば、お知らせいただければと思います。

○田村道路河川課長

市道舗装整備等工事の内訳ですが、舗装整備の路線につきましては、上岩田中岩田線、それから丸山町12号線を予定しております。残り8,000万円で虹ヶ丘1号線、丸山町12号線の雨水渠の改修工事、虹ヶ丘花園線の道路補修工事、虹ヶ丘3号線周辺の雨水渠の整備工事、そして海田美原線や虹ヶ丘団地線の道路整備工事などを予定しております。

○田中委員

各地で行われるということで了解しました。続いて、同じく169ページ、土地開発公社貸付金ですが、これ1億5,000万円になっていて、昨年度が1億円だったかと思うのですが、内容についてお聞かせいただければと思います。

○大山監理課長

これにつきましては光虹ヶ丘西区画整理事業に係る造成工事につきまして、平成26年度中の完成を目指し、工事運営資金が増額するためでございます。光市土地開発公社からの要求がありましたため計上いたしました。

○田中委員

開発公社からの要求があったのでということで了解しました。

それで、細かいところをお聞きしたいのですが、169ページの庁用器具費についてですが、これ前年度が2万円だったものが今年度で50万円と増額になっているのですが、これ具体的に何を購入されるのかお聞かせください。

○田村道路河川課長

こちらは測量用のオートレベル、それから業務パソコンを購入する予定にしております。

○田中委員

パソコンは、そしたら何か不具合があったのを買いかえるという考えでよろしいですか。

○田村道路河川課長

作業班で使用しておりますパソコンのOSはXPが入っておりますことから買いかえるものでございます。

○田中委員

そしたら、パソコンは特にXPと言われると、ほかのものも買いかえが必要になってくるのではないかと思うのですが、今後そのようなものも上がってくると考えてよろしいのですか。

○田村道路河川課長

作業班のパソコンは、広報情報課の管理とは別のものであり、こちらで購入することになります。

○田中委員

はい、わかりました。もう1点、171ページの地方道整備事業費の複写機等使用料についてですが、これも前年度から約1.4倍という金額になっているのですが、その理由をお聞かせください。

○大山監理課長

昨年度との違いにつきましては、これまで5年間、現在の機械を使ってまいりましたが、これにつきまして来年度新規更新することによるものでございます。新たにリースする際の見積額がこの金額でございます。

○田中委員

はい、わかりました。それで最後、もう1点だけお聞きしたいのですが、173ページの河川・水路整備事業についてですが、三輪海田のあたりと溝呂井川の整備を行うことをお聞きしたのですが、これ護岸整備と言われましたが、具体的にどのような工事をされるのか。特に溝呂井川については県が管理する区域と市の管理する区域がありますが、今回はどちらを行うのかをお聞かせください。

○田村道路河川課長

施工箇所は市の管理する河川区域でございまして、岩田駅より上流側になります。河床が洗掘され、吸い出し等起こしております、護岸が垂れ下がった状態になっており、護岸の整備を行うものでございます。

○田中委員

護岸整備を行うので、浚渫を行うわけではないと考えていいですね。

○田村道路河川課長

整備する箇所は、浚渫も一緒に行うことになると思います。

○田中委員

はい、わかりました。これ地元から浚渫の要望もお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○大田委員

予算書の171ページの下から6行目ですかね、地方道整備事業の道路用地購入費で1,370万円、岩狩線と山田畑線とお聞きしたのですが、これで全部購入になるのじゃろうか、それともあとどのぐらい残っているんじゃろうか、割合を教えてください。

○田村道路河川課長

山田畑線につきましては、1カ所の用地購入を予定しており100%です。山田畑線の待避所設置事業に伴う用地購入です。それから、岩狩線につきましては2カ所ございまして、1カ所目が三島橋の右岸側で、岩狩線の歩道改良工事を行った箇所で、そちらが1筆、光市土地開発基金の所有している土地で、分筆する必要がございますので、買い戻しを行うものです。そして、JRの踏み切

りの拡幅工事に伴いますJR用地の購入でございます。

○大田委員

山田畑線は待避所で1カ所と言われたのですが、下からと上からと今ちょうど真ん中というか細いままなのですよ。いつごろまで工事、広げる気があるかというのを教えてほしいのですが。

○田村道路河川課長

山田畑線につきましては道路改良事業で、待避所を設置するもので、順次行っており、全線を拡幅する計画はございません。

○大田委員

なるだけなら、全線を広げるようお願いしたいと思います。

それと、169ページの市道改良工事で7,400万円上がっているのですが、予算説明資料の31ページでは道路整備事業で8,400万円上がっています。1,000万円の開きがありますが、この開きはどう考えたらよろしゅうございますか。

○田村道路河川課長

仰せの予算説明資料の31ページでは道路新設改良事業と地方道整備事業が合算されております。山田畑線道路改良がこちらに入っております。そして虹ヶ丘7丁目通路整備工事では、設計委託料を合算して31ページに計上されておりました、8,400万円となっております。169ページにあります7,400万円は工事費のみでございます。

○大田委員

それだと、今191ページは7,400万円で、30ページの8,400万円というのは道路山田畑線やらほかの設計委託も入って8,400万円と解釈してくださいと。はい、了解しました。終わります。

【説明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

まず177ページ、岩田駅周辺都市施設整備事業、964万円についてお聞きします。これについてまず、大和複合型施設等基本計画・基本設計委託料650万円が計上されているわけで、これコンサルに対しての委託になると思うのですが、

その委託業者の選定方法についてと、それからその金額の算出根拠について教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

まず、業者の選定方法ですが、これにつきましてはこれから検討してまいりたいと思っております。今後は庁内関係部署で、しっかり協議をしてまいりたいと思います。それからこの650万円の予算の内訳ですが、26年度から2カ年で基本計画、基本設計に取り組むわけですが、26年度は主に現地の測量、それから施設に実際に導入する具体的な機能の検討、このあたりを実施してまいりたいと思います。

○笹井委員

わかりました。その下、駐車場についてお聞きしますが、駐車場管理委託料が893万円、これ光市の北口と南口なら、その内訳を教えてくださいか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

893万6,000円の半分、半分为北と南ということになっているのですが、この根拠は人件費でございまして、1時間単価720円で、朝6時から夕方7時までの13時間、そのうち4時間については2人体制ということで、これに1年間分を計算して、結果、この額になるものでございます。

○笹井委員

わかりました。だから、車の台数的には違いますが、管理体制としては同じ2役で半々でやっているということですね。

それから、59ページに住居表示費がありましたが、今回住居表示について、今年、新しく住居表示に取り組まれるところはないのか。あと、過去西ヶ迫をやろうとして、進展がなかったときがあったと思いますが、あの地区については今回特に取り組まれるのか。そこら辺お聞きしたいと思っております。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

平成24年4月から「光ヶ丘」という新しい住居表示を実施したわけですが、今委員さん仰せのように、まだ未実施の地区が残っております。これについては機会を見つけていろいろ話しはしているのですが、なかなか調整がつかない状況にあるということで、このたびの当初予算ではそのための費用は計上いたしておりません。今後さらに努力してまいりたいと思っております。

○笹井委員

今の答弁で未実施の地区というのは、それは西ヶ迫だけですか。それともほかにも市内にあって、とまっている地区もあるということでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

西ヶ迫ではなく西河内地区でございます。済みません、先ほど私、訂正させていただいたらよかったです。それから、あと木園の一部、宮ノ下の一部、そのあたりがまだ未実施でございます。

○笹井委員

わかりました。済みません、西河内でしたね。この辺の地区は今後市立病院の移転候補地からも近いですし、新しい道路なんかの建設の予定もされていますし、あと人口動態からしてもやはり、これから発展していく土地だと思いますので、地域の事情等はあるとは思いますが、やはり早い段階での住居表示が必要ではないかと指摘をさせていただきます。

○大田委員

177ページに岩田駅周辺都市施設整備事業で、大和複合型施設等基本計画と基本設計委託料で650万円、26年度はついているわけですね。債務負担行為として27年度に3,500万円また予算がつくわけですね。計4,150万円でやるわけですか。そのところ説明してください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

26年度予算の650万円と、それから債務負担行為の27年度の上限額の3,500万円、これを合わせた4,150万円を限度として、その範囲で契約ができるというものでございます。

○大田委員

ああ、中にね。その中で契約はできると。この650万円というのは、今から充てるわけですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

2カ年契約をしたいと思いますので、26年度の予算と27年度の債務負担行為の額を合わせて4,150万円という上限額でもって、その範囲で契約ができるということでございます。

○大田委員

それを合わせてということですね。そしたら、今先行委員が聞いた4,150万円以下でやるのだから、当然入札になりますよね。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

業者の選定方法について、先ほど申し上げましたが、いろいろな方法があるかと思っておりますので、現段階ではまだ明確なお答えはできないのですが、それぞれにメリット、デメリットもございますから、今後しっかり検討してまいりたいと思っております。

○大田委員

よろしく申し上げます。

○田中委員

1点だけお聞きします。光駅前駐車場整備基本計画が今年度やられて進められていたと思うのですが、一般質問の中でもありましたが、とまっている状態になったということをお聞きしたのですが、もう一度理由を教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

25年度に策定する予定でありました光駅前駐車場等整備基本計画・基本設計でございますが、現在利用者の利便性の向上のために駅南口の駐輪場の集約化を目指しております。関係機関と協議調整をしてきたわけですが、それに不測の日数を要しているということで、このたび先日の補正予算でもお示しをいたしました。26年度に繰り越しをさせていただいて、引き続き基本計画・基本設計の策定に取り組んでまいりたいと思っております。

○田中委員

協議がとまっているというか進んでないということで、オーケーが出ればやられるのかなという気もあるのですが、これは要望ですが、これから光総合病院も移転新築という話も出ていますし、瀬戸風線の話も出ています。光駅周辺の流れはさま変わりすると思っておりますので、ぜひ部分的に考えられずまちづくり全体という部分で、いろいろなところで協議をして進めていただければと思いますので、これは要望としてお伝えしておきます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

【説 明】：末岡公園緑地課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○田中委員

179ページの公園緑地維持管理事業の手数料についてお尋ねしたいと思えます。剪定木の焼却処分に使う費用だということですが、平成25年度のときが150万円だったのですが、それが306万1,000円と倍増していますが、この理由についてお聞かせください。

○末岡公園緑地課長

予算的に倍増しておりますが、先ほど説明でも申し上げましたように臨時職員を1名増員しております。その関係で3名と、再任用さんを入れて4名体制でやっています。作業範囲が広がり、作業量がふえるということで増額させていただいております。

○田中委員

そしたら作業量がふえるので、剪定の量もふえて処理費もふえるという理解でよろしいですか。

○末岡公園緑地課長

はい、そのご理解で結構でございます。

○田中委員

そしたら、町はますますきれいになるという理解だと思うのですが、それでその下の各管理委託料がのっていきまして、これも昨年度に比べると消費税分以上にふえている部分があるのですが、これは何か剪定の回数をふやすとかそういう部分はありますかでしょうか。

○末岡公園緑地課長

費用の増額でございますが、消費税分は当然皆さんも理解されていると思えます。その他に労務賃が増加しております。労務賃の増加により草刈りや剪定を行う単価が上がってまいりますので、その分の増額ということでございます。

公園は、全ての面積の草を刈るという仕事になりますので、単価が上がるだけ費用が上がってくると理解していただけたらと思います。

○田中委員

結構むらがあるので、見た目ではわかりにくいのですが、そういう単価が変更したことで理解します。しっかりお金をかけているので、町もきれいになっていくと思いますので、26年度よろしく願いいたします。

○笹井委員

181ページ、冠山総合公園管理運営事業のことをお聞きします。先ほど説明で指定管理料が6,531万円ということで、その中の説明で指定管理やキャンプ場やイベント実行委員会への支出も含まれますという説明がありましたが、この6,531万円のそれぞれの項目ごとの内訳というのが出せるのか、出せたらキャンプ場とか公園とかイベント実行委員会への支出、内訳的が説明できるのであれば教えてください。

○末岡公園緑地課長

今、全てが手元にございませませんが、主だったものをお知らせいたします。指定管理料の内訳ですが、人件費が約2,000万円、それと公園の草刈り等の委託料が2,600万円程度でございます。

○笹井委員

オートキャンプ場は今の人件費と委託料の中に一緒になって入っているという理解でよろしいのか。そしてまた、イベントに関して、イベント実行委員会の支出があると思ひまして、この指定管理料の中から出ていくと思うのですが、その金額は幾らなのか教えてください。

○末岡公園緑地課長

人件費の内訳はオートキャンプ場も含みでございます。また、イベント実行委員会でございますが、現在180万円を交付金として支出するようにしております。

○笹井委員

はい、わかりました。何分額が大きいものでして管理で丸まっていますが、特にイベントの金額などは、今後の利用状況に影響してくるところなので、お聞きをしてみました。歳入もお聞きしたいのですが、17ページです。17ページ中下段に冠山総合公園使用料ということで720万円ありまして、これも先ほどオートキャンプ場とか公園使用料とか、あと何かテナント料ということがありましたが、720万円の項目と内訳がわかりましたら教えてください。

○末岡公園緑地課長

使用料の内訳でございますが、金額の大きいもので言いますとレストラン等の使用料が年間233万円、オートキャンプ場の利用料、宿泊利用料等でございますが、使用料が300万円程度と梅まつり期間中の入園料を128万円見込んでおります。

○笹井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○西村委員

教えてください。市役所の前の木を切っていただいたところは都市公園にあたりますかね。

○末岡公園緑地課長

今おっしゃられるのは国道と庁舎の間ということでしょうか。これは緑地になっておりますので、公園緑地課で剪定等を行っております。

○西村委員

そうすると、ここの所管の中で、まず木を切っていただいたことは大変感謝申し上げます。市民の方からも見通しがよくなって安全だと。以前はあそこ草が生えておりましたのでね、自転車とかごみだとかたくさん投げ込まれて非常に困っていましたが、下刈りもされて上も切られてとてもよくなったと思います。それで、今回の予算の中でせつかく切っていただいたのですから、今電線地中化の工事を国道側されてはいますが、トイレから西のいわゆる木を切っていただいた下あたり、これは緑化ということでお花などを植えるような計画はないかお尋ねをしときます、この予算の中で。

○末岡公園緑地課長

今年度の予算の中では見込んでおりません。

○西村委員

予算がないのでは仕方ありませんが、一つ要望させていただきます。せつかくきれいに剪定をしていただいて、下刈りもできて、コンディションがよくなったものですから、ぜひお花などあそこに置いていただき、植えていただいてもいいですし、置いていただいても結構かなと申しますのは、国道の電線地

中化で前の緑地帯に緑が全くなくなりました。浅江なんかでも、もう電線地中化が終わったところよく見ていただいたら結構ですが、国道沿いは全く殺風景な状態になって、市民ホールの前にチューリップを植えていただいている場所、植えていただいているとかプランタを置いていただいているところがあるのですが、そこなんかは逆に言うと物すごくきれいで目立つ、予算をつけてくださいというお願いもありますが、ぜひ市民の方に国道沿いを花で緑化運動しましょうというような発想を持って市民の方に働きかけをしていただきたいと思います。これ要望です。

【説明】：大富建築住宅課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○畠堀委員

予算書のP183の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金について質問させていただきます。今年度の500万円の予算の内訳については説明いただきましたので理解したわけですが、この事業につきましては先ほども説明がありましたように24年から実施してきているということで、この間の進捗状況についてどのように実施されてきたのかお尋ねしたいと思います。

○大富建築住宅課長

24年度から木造住宅の無料耐震診断を行いました。この件につきましては、24年度6件の申請がございました。25年度は7件の申請でございます。木造住宅の耐震改修につきましては30万円から10万円市内業者施工特約を加算して40万円といたしたところでございますが、24年度は申請がございませんでした。25年度は2件申請がありました。2件とも市内業者が施工されました。

○畠堀委員

この件数は昨年も聞いたと思うのですが、対象となる昭和56年5月以前の建物、これの把握についてはまだ具体的には把握されていないのでしょうか。

○大富建築住宅課長

戸数につきましては、個人情報ということで把握はしておりません。平成20年に県が示した数字によりますと、光市の数は推計値でございますが、木造住宅が1万9,700戸、内耐震性が不明な住宅は6,420戸と推計されております。

○畠堀委員

この改修については費用がかかるということで、なかなか一気ににはできないと思います。この事業については国・県からの支出も大きな支出が出ておりますし、今後の事業の見通しについてはどのようなお考えがあるのかお尋ねします。

○大富建築住宅課長

この件につきましては、引き続き耐震改修をしていただいて、安全な生活をしていただくということが基本だと思っております。去年も出前講座を行いましたし、いろいろやりましたが、今年度は、イベント等でPRを行い、耐震改修、耐震診断をやっていただこうと考えております。

○畠堀委員

いろいろPRにも努めていただいているということで、先ほど申し上げたようにこれ費用がかかるということで、なかなか打ってもできない部分もあるかと思いますが、いずれにしても啓蒙活動としてしっかり今年度もPRしていただきまして、なるべく多くの方の安全な住環境の維持に努めていただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○笹井委員

183ページ、まず市営住宅維持管理事業のうち、中段に残存物等処分委託料150万円、これの説明がなかったもので、これは何なのかをお願いします。

○大富建築住宅課長

この残存物の処分につきましては死亡等がございまして、そのまま空き家になって相続人等がない場合に、その残存物を処分する経費でございまして。

○笹井委員

はい、わかりました。それで、そういうケースが、数が多くてこの予算を使い切ってしまった場合は、これはどうされていますか。翌年度回してみたいな形になっていますか。

○大富建築住宅課長

もしそういうことがあれば補正をするとか、翌年度で行なうという形で対応をとっております。

○笹井委員

はい、わかりました。お亡くなりになられた方の、相続人がおれば相続人にやっていただくのが筋だと思いますが、おられない場合荷物があると。そうした場合、近隣の方は、お亡くなりになったのにまだ荷物があるし、誰が入ってこられるのだろうか、そこら辺がやはり不安だということもありますので、予算内での適切な処理、予算が不足すれば補正なりにきちんと処理をしていただきたいと願います。

次にその下、汐浜2区の下水道接続工事についてお伺いいたしますが、この地区は汐浜2区だけではなくて南汐浜住宅、松中住宅、西之浜住宅とありまして、おくれればせながらようやくどこの住宅の近くにも下水道管が通ってきたわけですが、そういった中で、この汐浜2区だけやられる理由、そしてまた、じゃ、南汐浜、松中、西之浜はやらないのかと、その辺のこの地区の選定についての考え方をお聞かせください。

○大富建築住宅課長

下水道の接続につきましては、まず浄化槽処理をしているところから下水道に接続するというので、汐浜2区住宅も浄化槽で処理をしておりますが、今回行うということですのでございます。今後は設計委託でも説明いたしましたが、中岩田住宅の下水道接続の設計委託料も入っておりますが、合併浄化槽で処理をしておりますので、順次行っていくということですのでございます。南汐浜等の住宅につきましては、長寿命化計画の中で建てかえ、用途廃止という事ですので、今のところ計画はございません。

○笹井委員

理解いたしました。終わります。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①岩田駅周辺都市施設整備基本計画（案）

【説 明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

質問させていただきます。19ページから、公共施設の整備ということで新たな公共施設の配置場所という項目がございます、22ページに複合型施設についてということが記載されておりますが、ここにも記載されているとおり複合型施設と複合型施設に併設する施設について、それぞれの今ある設備の今後のあり方について、さらに機能を重視して検討進めていくというような記述で、今後の検討課題ということで記載されております。建物ありきではなくて、そういった建物に求められる機能を重視して、これから具体的な検討が進められるというように考えておりますが、そういった中で市民の求める機能というものをどのように反映していくのかというようなことも重要になってくると思いますが、先ほど説明がございました30ページの中にも、市民との対話を通じて協働によるまちづくりを推進するということが掲げられております。今後の機能を検討していく中で、市民の皆さんとどのような対話を通じて、そういった機能を確立していくのか、その進め方についてお尋ねしたいと思います。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

ただいま委員さん言われましたように、30ページのところで市民との協働による都市づくりということを掲げております。今後の検討課題の一つとして上げております。それで、今後具体的に導入する機能を検討していくわけですが、やはり複合型施設の利用者である市民の皆さん方、地域住民の皆さん方のご意見などをお伺いする場というのは設ける必要があるかと考えております。具体的な方法については、これから検討してまいりたいと思っております。

○畠堀委員

これ要望ですが、同じく30ページの下最後の欄に、これからそういったことを進める上で、庁内における情報の共有化や連絡調整を密にするなど組織体制を強化する必要があるということで認識されているようですが、基本的には今まで求められているものの幅を超えて、やはりほかの所管からも求められる新たな機能というものの中には取り込む必要もあるかと思えます。そういった観点から、ぜひここに書いてあるとおり、庁内での組織の連携強化といった観点でよりよいものができるように検討お願いしたいと思います。

それから、28ページのスケジュールについて説明をいただきましたが、これ公営住宅のスケジュールの中で、基本計画・基本設計の策定から実施計画の間

で2年間のブランクがあるわけですが、これの意味するところについてお尋ねいたします。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

28ページの公営住宅の整備スケジュールの関係ですが、公営住宅は31年度から工事着工という予定にしております。公営住宅については、これまでも建築基準法の改正あるいは建築単価等の見直しがあり、これからもそういう可能性もあるということで、複合型施設の実施設計とは切り離して、公営住宅の建設着工前の平成30年度に実施設計を行ってまいりたいと考えております。

○畠堀委員

もう1点、最後に質問させていただきます。29ページに合併特例債のことにについて記載があるわけですが、財源としての合併特例債についてどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

このたびの計画に上げております事業については、対象となるものは、まずは国の社会資本整備総合交付金を充ててまいりたいと考えております。その裏と申しますか、その交付金を充当した残りの事業費には、財政的に有利な合併特例債の活用を基本的には考えていきたいと思っております。ただ、この合併特例債の活用について、具体的にこれから県と協議を行うこととなりますので、現段階で明確なお答えはできませんが、今後とも県との連携を密にしながら、そういう財源確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

○笹井委員

それでは、何点かお尋ねします。2ページにJR岩田駅周辺の主な施設ということで、公共施設あるいは公共関係施設、広域施設ですか全部出ているわけですが、後段のほうの22ページでは結局そのうち、支所、公民館、大和分室、それから消防機庫、バス車庫、歴史民俗資料館、やまとふれあいセンター、あと溝呂井住宅ですか、ついでの記載しかありません。ということになりますと、その残ったところに市営の施設の三輪集会所や三輪福社会館は、これはこのまま残る、今のままということでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

このたびの複合型施設につきましては、22ページで考えております機能の集約を基本にしたいと思っております。したがって、先ほどの集会所については、

このたびの集約ということからは対象外と考えております。

○笹井委員

わかりました。一方で、企画のほうを中心に公共施設マネジメントを行われています。これは対象施設には確か上がっていたと思いますので、その辺の動向をみたいと思います。次に、30ページに飛びますが、30ページでこのたび新しくつくられた、追加されたページで民間ノウハウ活力の導入ということが記載されています。これはどの程度のものと考えているのかというのをお聞きします。例えば民間活力の導入であると、企画コンペとかプロポーザル方式というところのアイデアを借りるところなのか、それとも昔いつときはやったPFIですか、もう民間に全部任して、借金の返済まで全部民間に任すというような、そういうところまで考えておられるのか、その辺お答えいただけますか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

民間のノウハウ・活力の導入ということで、今想定しておりますのは、例えば複合型施設や公営住宅と民間施設の併設といったものの可能性、これも市民懇話会等でいろいろなご意見いただいていますので、そういった民間施設のあり方とか、それから可能性、これについて調査研究してみたいと思っております。ですから、現時点では先ほどの業者発注云々までは、ここでは考えてはおりません。

○笹井委員

わかりました。26年度から2年間にかけて基本計画、基本設計をされるということで、今からまず、決まった場所について絵を描くところだと思いますので、本当民間の企画アイデアの段階というのは、これ役所とか地元だけで考えるのではなくて民間が入っていただいたほうがいろいろなアイデアが出てくると思いますので、そういう段階では、できるだけこういうところのノウハウの活力の導入をお願いしたいと思います。

○大田委員

27ページですか、新しく複合型施設の計画が書いてあるのですが、道に対してお聞きしたいと思うのですが、複合型施設に対しての進入路、県道からの進入路は多分いらうようになっているのですよね。その前の複合型施設の並行した道路は、進入路から複合型施設の敷地までしか書いてないのですよね。要するに総合病院に行く道路と、こっちの県道に出る道路はどうなっているのですよ

うか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

まず1つは、27ページの矢印、複合型施設があって、このページで下に行く道路、県道に出る道路を言われるのだらうと思いますが、ここは現状ご存じのように幅員が狭くて、また県道とかなりの高低差があり、しかも県道の出口付近には何軒かの住宅が近接している状況でございます。

それで、仮にここを整備するということになりますと、県の交差点の隅切りあるいは勾配なんかの基準を満足していく必要がございます。やはり道路を仮に整備するとなると、付近の住宅や店舗にかなりの影響を及ぼし、また多額の事業費も想定されるということで、さまざまな課題も考えられます。

このため今ここを整備するのは、なかなか困難ではないかと考えております。まずは、今回計画でお示しをしておりますが、県道光日積線からなるべく最短で、しかも歩行者や自転車も安心して通行できるアクセス道路を整備してまいりたいと、これがきちっと実現できるように我々もしっかり努力してまいりたいと考えております。

○大田委員

病院に抜ける道はどうですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

もう1つ山銀の大和支店の付近から、今度は大和病院側の道路です。ここは確か、広いところで6.5mの幅員があるということで、現状普通自動車がすれ違いのできる幅員を有していると考えております。これも現時点で、そういうことからこの道路を整備する考えは、持っておりません。

ただ、アクセス道路をこれからつくるとなると、山銀の交差点付近が今までの3差路から4差路ということになりますので、交差点付近の安全性の向上には、やはり適切な隅切りというのも必要になるかと思えます。ですから、この辺の部分的な改良もしていこうということになりますので、先ほどから繰り返しになりますが、まずは新しいアクセス道路、これがしっかり実現できるように努力したいと考えております。

○大田委員

市の考え方はわかったのですが、でも市の考え方、岩田駅周辺地区整備基本方針の最初の基本的な方向、誰もが安心して住み続けられる快適で便利なまちづくりという基本的な方向、項目がうたってあるのですよね。ここに公共施設

の併設で、公共施設やったその隣に、溝呂井住宅も今度建てられるわけですよ。32年度に完成して移られるわけですよ。そうすると、その前に来る真っすぐな一番短い道路は広いかわかりませんが、病院に行く道路やら、商店に行くところの前の道路なんか狭いわけですよ、急に狭くなるわけですよ。それだったら、誰もが安心して快適な便利なまちづくりの方針にあんまり沿ってないのではないかと思うのですが、そここのところよく考えられて、基本方針に沿って、皆さんが誰もが安心して快適に住めるまちづくりを目指してほしいと思うのです。

(2) その他

○畠堀委員

それでは、まず1点目、昨年7月の第4回の市議会報告会の回答では、光井の水路の耐えられる雨量は55mmと出ていますが、独自調査を行ってみると35mmで市道は冠水しています。最近のゲリラ豪雨ならば120mmは想定されるわけですが、このあたりについてお尋ねいたします。

○岡田建設部長

光井の排水路についてでございます。光市では、県の基準及び下水道施設の計画に基づき降雨強度55mmを定め水路整備を実施しております。国道の横断部については国交省により橋梁改修に合わせて流下能力を満足する断面で改修工事が実施されました。その後、平成24年3月に完成しており、一定の成果は出ていると考えておりますが、引き続き状況を注視してまいりたいと思っております。市道の冠水については、今後現地の状況確認を行い、検討してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

次、赤線道等の整備に関する資材支給については、支給限度額10万円（年間10万円）となっており、この限度内で実施するとなると、1つの整備の完成には数年かかることとなります。また、インフラの整備や緊急性の高い補修が多くある地区における工事について考慮をお願いしたい。

○岡田建設部長

これにつきましては、確かにそういったご要望もございます。ただ予算との関係もございますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

次に、近年農地を宅地転用し住宅建築が進められていますが、農地に設置されている用水路、排水路は、整備変更が困難なため、宅地転用されたあとも大半はそのまま残されています。農地であれば農耕者が草刈り、浚渫などの整備を行います。新たな宅地の住民は残された水路には関係しないことから、誰も面倒を見ることなく荒れた水路がふえてきています。開発地区の新たな住民や開発業者でこうした問題対応することを確認するか、市での対応について議会でも検討いただきたい。

○岡田建設部長

ご意見は開発事業者等に対して、開発後の排水路の維持管理などを義務づけた上で、開発を許可すべきではないかという趣旨だと思います。開発事業者等に対する開発許可は、都市計画法等に沿って行う必要がございますが、ご意見の趣旨のものについては、法令上、特に定められた規制がございません。このため現行の開発許可制度では、開発後の排水路の維持管理などを開発事業者等に義務づけることはできないものと考えております。

○畠堀委員

次に、浅江懸山地区の発展に向けて、現在の生活道、私道ですが、市が買上げて市道として道路の拡幅、拡充などの整備をお願いしたい。

○岡田建設部長

市が土地を買上げて市道として整備することは、現在のところ難しいと考えておりますが、関係事業者には、この地区における道路の重要性と必要性は十分ご認識いただいていると思っております。

市といたしましては、懸山地区の生活道の確保について、事業者に対してご理解とご協力をいただけるよう、強く要請をしてみたいと考えております。

○畠堀委員

次に、中島田の林バス停付近から島田小へ向かう歩道が整備されておらず、子供の通学路として危険であり早急に整備をお願いしたい。また、その予定があればお伺いいたします。

○岡田建設部長

県道光玖珂線の歩道の拡幅整備についてでございます。これは早期の整備に

向けて道路管理者であります山口県において、順次進められております。引き続き山口県に対し早期整備に向け、要望してまいりたいと考えております。

○畠堀委員

次に、木園地区にある大型商業用施設の入り口の縁石には、車の乗り上げ事故が多く発生しており、その都度渋滞を起こしています。この入り口付近の縁石を撤去し、ゴム製のポールなどに変更できないでしょうか。

○岡田建設部長

県道徳山光線の前の縁石等の処理だろうと思います。山口県におきまして車両進入用の開口部の幅については、一定の基準が設けられております。現在約15m近く出入り口があげられておりますので、これ以上縁石を取り除いて広げることが、現状では難しいとのことでございます。

○畠堀委員

次に、室積市延地区は道路も昔のままで、表面もでこぼこで歩きにくい状況です。これらの整備についてお願いしたいと思っております。

○岡田建設部長

市道において通行に支障を来す箇所があれば、補修をしてまいります。

○畠堀委員

次に、光市の誇る虹ヶ浜海水浴場にアシが打ち上げられ景観を損ねるとともに、海水浴客にも不愉快な思いをさせています。市の清掃チームがアシを取り除いているものの、打ち上げられるアシに追いついていないのが状況です。

このアシは島田川に群生するアシが海に流れ出て打ち上げられたものであると考えています。島田川の河口部分は、土砂の堆積により植物が大量に発生しやすくなっており、抜本的な解決策として島田川の整備をお願いいたします。

○岡田建設部長

山口県においては、下流域は現状川幅も広く、河川流下能力も十分であることから現在のところアシの撤去や浚渫の予定はないとのことでございます。しかし状況が変わり、緊急度が高いと判断されれば実施されるとのことでございます。

○畠堀委員

次に、岩田溝呂井川には、多くの洲やアシがあります。大雨時にはオーバーフローする可能性があり、取り除いていただきたいと思います。

○岡田建設部長

市内の小河川については、河川断面を阻害し、危険度が高いと判断される箇所から順次実施してまいりますので、現地を確認したいと思います。

○畠堀委員

次に、浅江の緑町市営住宅が、今立派になっていますが、他の市営住宅と比べると差別ではないかと思われまます。いかがでしょうか。

○岡田建設部長

緑町住宅につきましては、確かに新しくなっているところがございますが、市営住宅の建替えにつきましては、光市営住宅等長寿命化計画に基づき計画的に行うこととしております。また、改修についても、計画的に行ってまいります。

。

○畠堀委員

次に、室積の南汐浜市営住宅については、トイレは下水道につなげないと伺っています。入居者が少なすぎて溝清掃ができないのが状況です。どういうように市として考えておられるのでしょうか。

○岡田建設部長

南汐浜住宅につきましては、「光市営住宅等長寿命化計画」の中で、経過年数、需要、高度利用等を勘案した結果、用途廃止という方針をお示したところであり、現在、下水道へ接続する予定はございません。また住宅敷地内の管理につきましては、原則、入居者のみなさんをお願いをしているところでございます。

○畠堀委員

次に、市営住宅の申し込みに応募し、これまで4回外れていますが、抽選による決定のみならず、申し込み者の状況をも勘案した選抜はできないでしょうか。また、県営住宅では4回も外れれば、自動的に入居可能となると伺っており、市営住宅の入居基準の変更についても検討をお願いしたいと思います。

○岡田建設部長

県営住宅では4回以上落選された方に対して、一般枠の抽選回数を2回にするという多数回応募者の優遇措置はあるということですが、自動的に入居可能という制度はございません。申込者の状況を勘案した選抜については、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅でございますので、全ての方が様々な困窮理由で、申し込みをされております。困窮度合を客観的に判断することは困難でございますことから、抽選方法による入居選考が公平・公正な方法と思われまますのでご理解をいただけたらと思います。

○畠堀委員

ありがとうございました。

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（経済部所管分）

【説明】：杉岡商工観光課長 ～ 別紙説明書のとおり、

【質疑】

○笹井委員

では、商工に関して五、六項目質問します。最初は133ページ、緊急雇用創出事業で、このたび離職者再就職支援事業委託料3,200万円が計上されています。未就職の方とか、女性に対する委託業務という説明がありましたが、この事業は実際、26年度は何をしてもらうのかという具体的なこと、そしてこの対象者はどういう要件になるのかお答えください。

○杉岡商工観光課長

26年度の再就職支援事業の内容ということでございますが、これも、現在実施しております緊急離職者再就職支援事業と同様ではございますが、対象者を出産等で退職されて、その後就職についておられない女性と、未就職者の方、離職者の方として、新たに再就職に結びつけるようなデスクワークの研修並びに体験研修を行う事業を実施することとしております。対象の人数でございますが、今のところ15名を対象として募集したいと考えております。

○笹井委員

ということは、じゃあ15人の方に研修をしていただくと、この3,200万円はその研修をする委託の会社に払われるということによろしいですか。

○杉岡商工観光課長

それで結構でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。では、次、バスに行きます。159ページ。先ほど地方バス路線維持対策事業で、今までこれ徳山から小周防経由兼清行きだったものが、今度柳井の路線が追加されたという説明がありました。そこで、お聞きするのですが、これはそういう路線が作りたいたと、そして、ついては光市にも負担金を求めるという話があって了解してやっているのか、そして、これ、実際ルートの小周防から恐らく塩田を回って田布施を回って柳井になるのでは

ないかなと思うが違うのですかね。徳山から柳井、ルートを教えてほしいのと、こういうのは、払わなければいけないのか、あんまり光市民の動線と関係ないような気もするのですが、その辺の経緯とか必要性についてお答えください。

○杉岡商工観光課長

地方バス路線維持対策事業費補助金のことでお尋ねと思います。25年度までにつきましては、徳山駅から徳山のバイパスを通りまして、下松を通過して、大河内から八幡所を通りまして兼清に行く路線に補助しております。新規補助路線として徳山駅から国道188号を通過して田布施町、それから平生町の宇佐木を通りまして、柳井駅に通じる路線でございます。これは、昨年までは、国・県の補助金のみで運行されておりましたが、利用者が少なくなったため、新たに減額分を関係市町、6市町になりますが、距離案分で補助をすることになったもので、これは路線を確保する意味でも必要な補助と思っております。

○笹井委員

わかりました。私勘違いしていました。今ある188号線路線沿いの防長バスについてということですね。

今回補助金を出すに当たりまして、特にバスの便数などに変更はあるのか、今までどおりを維持した上での補助金なのかそこをお答えください。

○杉岡商工観光課長

現行路線を維持したままの補助になります。

○笹井委員

わかりました。バスの路線について、ここに掲げている補助金の対象路線につきまして補助金を出しているということで、その乗車人員とか、決算書にも報告がありますし、当然、補助金を出すに当たってのある程度の収支とか状況は、市としても把握されているかと思えます。

ここに載っていない、例えばJR188号線路線なんか、これについて乗車の実績、そして経営の状況、こういったものは市の当局は把握されているのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

JRバスの路線でございますが、現在、市の補助路線になっておりませんし、乗車人数がどのくらいというのは把握しておりませんが、赤字路線であるとは聞いております。

○笹井委員

今回JR路線が減便になると、あるいは終バスの繰り上げになるということで、これに対して、JR側の説明としては、赤字だからとか、人数が少ないからということも関係団体には説明されているような話も聞いていますが、私どもには、全く決算書にも数字が出てこないし、わからないということでございます。これについては、市としては、きちんとそこら辺の調査、今回市内のバスが減便になるということに関しては、働きかけとか調査はきちんとされているのかどうか、この辺までお聞かせいただければと思います。

○杉岡商工観光課長

JRバスの減便というお話だろうと思います。本年の1月9日に中国JRバスから、突然ではございますが、平成26年4月から、附属小学校が市外からの通学者を対象としましたスクールバスを導入したいとの申し入れがあり、その運行業務について、請け負うこととしましたということで、私どもにお話がありました。それで、市内路線バスの運行便数の減少、それと現行のJRバスの時刻表に照らし合わせた時刻表の改正の提示を受け、説明を受けたところでございます。提示された時刻表案を見ますと、減便ということで、市民に与える影響が大き過ぎるということから、その後、スクールバスを導入される附属小学校のPTAへの聞き取りや附属小学校の訪問をさせていただいて、スクールバスの導入についての、再考のお願いをしたところでございます。

しかしながら、学校サイドからは、学校通学時の安全対策やまた経済性、効率性も含めまして、スクールバスについては、保護者からの長年の要望事項でもあったということなどから、この度導入に踏み切ったということでございました。なお、バス便数の減便等やスクールバスの導入につきまして、1月30日に市長報告を行い、また、翌31日でございますが、市議会へも情報の提供をさせていただいたところでございます。

その後の市の対応につきましては、2月6日に附属小学校を訪問しまして、学校長にスクールバスの導入についての再考を求める要請書を手渡したところでございます。また、2月13日には広島市の中国JRバス本社を、訪問させていただきまして、路線バスの運行便数の維持並びに確保を求める要請書をお渡ししたところでございますが、両者からともその場で、再考の余地はないということが伝えられて、それ以降、新たな連絡はいただけていないという状況でございます。

○笹井委員

これ、どうも、私もいろいろ独自に調査しましたが、4月の新学期から始めるということのようでございますし、新聞報道にあったように、光駅の終バスが2時間半繰り上がると、今まで10時7分だったのが、もう一気に7時半が終バスになるということでございます。

それについていろいろまた議論もしたいわけですが、手持ちに、じゃあどれだけ乗っているのか、収支の赤字とかいうのが私どもわかりませんので、市としてもぜひその辺は調査され、また私どもいただけるものはいただきたいと思えます。他市においては、交通問題対策協議会などをつくっているところもあるようでございまして、こういうところは、議論のデータがないとできませんので、よろしく願いいたします。

次へまいります。159ページの下段、にぎわい創出事業のうち、地域力活用強化事業補助金を420万円ということで、先ほどの説明は光商工会議所に400万円、大和に20万円ということでしたが、光商工会議所に渡った中で、さらにこれ商店会とか別団体に行くお金も入っているのではないかと思います。その辺の内訳がわかりましたら教えてください。

○杉岡商工観光課長

光商工会議所には400万円という話をさせていただいたと思えます。地域にぎわい事業ということで、室積ならびに浅江商店会に90万円の補助金が、浅江につきましてはひかるちゃんまつりに、室積商店会については室積商店会の様々な活動に補助をしているところでございます。

○笹井委員

昨年度から光市で連合商店会を立ち上げようという動きがあつて、検討なんかも進んでいるわけですが、それはその400万円のうち、今、室積、浅江の90万円を除いた部分での仕事になるのか、それとも、連合商店会ができれば、その既存の90万円を取り崩した上での取り組みになるのか、その辺わかりますでしょうか。

○杉岡商工観光課長

連合組織というお話が出ましたが、現在、商工会議所のまちづくり実践委員会の中で、連合組織委員会というワーキンググループで検討されておられます。今の連合商店会についてであります。現状内容的なものもどういった方向になるかは、まだはつきしてないところでございます。

○笹井委員

わかりました。今市内の商店会も大分解散が続いている中で、室積と浅江商店会は独自企画もやって、よくやられているところだと思います。連合商店会の動き自体、商工会議所の中でのまた議論かと思いますが、既存の商店会の活動経費が減るようでは、これは商店会振興にはならないと思いますので、その点、ご配慮をお願いいたします。

161ページにまいります。161ページの中段、事業所設置奨励金、これ1億円以上ある結構な額で、これ、どこの会社かとお尋ねしても、いつもお答えいただけないのですが、実際には何社ぐらいで、どういう産業の方が対象になっているのか、その辺をお願いします。

○杉岡商工観光課長

事業所数としては2社になります。

○笹井委員

大体何業とかそういうところはお答えいただけないものでしょうか。

○山本経済部長

簡単にお答えさせていただきますと、薬品と鉄工でございます。

○笹井委員

わかりました。では最後にします。161ページの上段、プレミアム付市内共通商品券事業補助金で1,000万円ほど計上されています。これの発行スケジュールについてお聞きしたいのと、あと、これ他市の事例で、こういう、市が独自でプレミアム商品券なんかを出すときは、結構その出身者の絵描きとか漫画家に絵を描いてもらって発行したら、そしたら逆にプレミアムにさらにプレミアムがついたとか、あるいはプレミアム商品券を買って、そのまま家に飾って、結局商工会議所がその分プラスになったみたいな話もあるわけですが、そういうような取り組みというのは、今回は考えられていますでしょうか。

○杉岡商工観光課長

プレミアム付商品券の件でございますが、これにつきましては、大和商工会並びに光商工会議所で、実施に向けた検討をされていますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○笹井委員

終わります。

○田中委員

予算書161ページの工業団地除草委託料についてお聞きしたいと思います。今回540万9,000円上がっているのですが、平成25年度は、周防、大和で240万円でした。このたび、ソフトパークが追加になるということだったのですが、昨年度まで、このソフトパークの草刈り事業、除草委託料というのはどのようなになっていたのかお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

ただいまご質問のひかりソフトパークの除草委託の関係でございますが、今年度までは、光土地開発公社とひかりソフトパーク企業立地促進協議会で草刈りを実施しているところでございます。

○田中委員

それをこちらに金額として上げたということですか、今回。今回というか来年度、そちらを行わずに、大和と周防の草刈りをやられていた方たちにお願いすると考えてよろしいですか。

○杉岡商工観光課長

市の土地開発公社の業務の一部廃止に伴い事業を市で引き継ぎ、ひかりソフトパーク企業立地促進協議会の事業費についても一般会計で組ませていただいております。

○田中委員

そしたら、次に、予算書の163ページの新市誕生10周年観光PR推進事業委託料についてですが、これは25年度補正も入っていましたが、この26年度継続ということですが、パンフレットの作成に当たっては、これ事業者は25年度と26年度と同じ事業者と考えてよろしいでしょうか。

○杉岡商工観光課長

継続事業でございますので、同一事業者になります。

○田中委員

はい、わかりました。あともう1つ、163ページの体験型旅行誘致推進事業交付金についてですが、これすごい楽しみにしているところではあるのですが、25年度に協議会を立ち上げて、26年度にその協議会に対して独自の体験プログ

ラム作成のために30万円お渡しするというご説明がありましたが、この協議会のメンバーはどのようなメンバーかをお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

メンバーのご説明申し上げます。商工会議所の観光部会、スポーツ交流村、冠山総合公園イベント実行委員会、光市観光協会、山口県セイリング連盟、里の厨事業組合、山口県漁業協同組合光支店、それと教育関係では、光市教育委員会、県の関係では山口県観光振興課、それと山口県観光連盟の方を入れておりますし、あと旅行関係では防長トラベル、それと私が入っております。

○田中委員

了解しました。非常に楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。

○畠堀委員

2点ほど質問させていただきます。今先行委員のほうで、体験型旅行誘致推進事業について質問がありまして、新しい協会を設置してということで、協会のメンバーのことでご紹介があったわけですが、これ具体的にその協会でのどのような検討をして、形としてどういうものをつくり上げていこうとされているのか、お尋ねします。

○山本経済部長

これは協会ではなくて協議会でございます。協議会のメンバーは申し上げましたとおり、体験型の旅行を誘致したいということで、市内の体験にかかわりのあるスポーツであったり、漁業であったり、農業であったりという、そういった事業者に参加いただいて、今後、首都圏等の修学旅行を誘致したいということで、それに向けていろいろ協議会の中で取り組んでいくということでご理解いただけたらと思います。

○畠堀委員

この協議会の目指すところというのはよく理解できましたので、特に、また若い方に来ていただくというのはいいことだと思いますので、また内容の濃いものになるようによろしくお願いいたします。

それからもう1点質問ですが、昨年に引き続いて、ヒカリノミクス3事業については、予算もつけていただいて、さらに充実した内容になることを希望しております。その中で雇用の日のメッセージフェアについて予算をつけていた

だいております。これについては、5月の終わりになりますから、あまり時間がないと思います。こちらの方の具体的な日程だとか運営、実行委員会は昨年つくりましたが、そのあたりの運びについて、何か思いがありましたらお伺いしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

雇用日のメッセージフェアでございますが、ご説明の中で申し上げましたが、5月31日を予定として今計画しているところでございます。

そういった中で、このたび新しくヒカリノミクス3事業の紹介も実施したいと思っておりますし、内容的なものは、期間もあまりありませんが、実行委員会で改めて精査して決めてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

今、実行委員会をという話だったのですが、実行委員会については昨年設置されていますが、基本的にはそのメンバーが引き続いてまた検討していくようになるのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

基本的には、今年のメンバーを中心にと考えております。

○畠堀委員

理解いたしました。今年のメッセージフェアについては、かなりインパクトのあるいい内容だったと思っておりますので、基本的にはまた昨年同様に、いいものになるように、実行委員会の皆さんと協議を進めていただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。

○西村委員

159ページの市営バスと民間バスの運行の関係ですが、先にお尋ねしますが、市営バス運行事業の市営バス運行委託料、委託先はどちらになりますか。

○杉岡商工観光課長

平成25年度でございますが、現在、有限会社大和タクシーに委託しております。

○西村委員

民間バス運行助成事業で、ひかりぐるりんバスの運行事業の補助をしていると、西日本バスネットという会社に助成をしているということですが、これはJRバスさんのことですか。

○杉岡商工観光課長

JRバスの子会社でございます。

○西村委員

JRバスの子会社で、中国JRバス株式会社ではないということですね。

○杉岡商工観光課長

西日本バスネットサービスという会社になります。

○西村委員

この西日本バスネットサービスの社長さんというのは、中国JRバス株式会社からの出向ですか。どうですか。

○杉岡商工観光課長

私、勉強不足で、存じ上げておりません。

○西村委員

調べて、また報告してください。ということは、コミュニティ交通も含めて、光市で中国JRバスさんに対してのお金を出資しているところはないと理解してよろしいですか。直接ですよ。

○杉岡商工観光課長

JRバスへの直接の補助はございません。

○西村委員

先行委員に対しても答弁ありましたが、関連ですからお尋ねをしたいと思います。2月6日、2月13日に、市長名でスクールバスの導入について再考を求める要請書、それから、路線バス運行便の維持確保を求める要請書というのが、附属小学校と中国JRバスさんに出されているようですが、そのときに、JRバスさんから、光線の時刻表というのが、3月16日改正で、どうも当局のほうに話があったと、それを受けてこういう要請書を出したと思うのですが、この文書には乗車の人員が一般とそれから子供さんに分けてこの、これですね、

これ、お宅にも持っていると思いますが、書いてあるのですね。これ、黄色で書いてあるところは、スクールバスを導入するので運行しますという便、新聞報道にもありますが、大体1日12便の予定になっていますが、お客様が1桁しか乗ってないと、これ一般のお客さんですね、これはもうまず廃止だと、次に、それから2桁になっているが、どうも市外の子供たちが使っている便数ですね、そこはスクールバスになるので廃止だというように読めるのですが、当局は、この時刻表、率直にどういように分析しているのかお伺いしたいのですが、まず。

○杉岡商工観光課長

変更の予定をいただいております。光駅発並びに光駅着でございますが、両便とも12便ずつ減便というように伺っているところでございます。

3月7日に減便対象ダイヤ、特に朝と夕の光駅のバスの利用者ということで調査をいたしました。

光駅から乗車で利用される方が、朝夕の8便が対象になりますが、48の方が利用され、光駅に降りる方が、朝夕の対象便、6便で22名でございました。

このたびの調査でございますが、朝の通学利用者につきましては、便数も10分程度以内に次のバスの利用状況があるということから、減便の影響は、少ないと思いますが、20時20分以降の室積方面行きの3便の利用者が24名おられましたので、この辺の影響がかなり大きいのではなかろうかと考えているところでございます。

また、雨天になりますと、どうしても乗降客等ふえると思いますので、さらに影響が及ぶのではなかろうかと考えているところでございます。

○西村委員

雨天の件は今から聞こうと思っていたのです。今お答えありましたので、乗客の中から傘を持っていると、それと、中学生も今度は自転車で通わない子がバスに乗ると、非常に込み合って、もう減らされると大変だというようなお話も聞いております。それで、もう少し聞いた上で予算のほうにまた戻りたいのですが、この要望書、これはJRのほうにも、学校のほうにも、要望書の中身が少し違うのですよね。学校のほうはスクールバス導入について大所高所から再考を求めるといふ文書だと。路線バス、JRのほうについては、鉄道交通手段とのつなぎの確保に向けた取り組みをしてほしいという要望書になっています。これ、それぞれ相手さんにはどなたが持って行ったのか、お伺いしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

附属小学校並びに中国 J R バス広島ですが、私のほうで持ってまいりました。

○西村委員

そのときの相手さんの対応、それと返答というのは、正式に文書かなんかでいただいているのですか。

○杉岡商工観光課長

市長からの要請ということで、文書回答のほうはいただいております。

○西村委員

市長、市長名で出された文書ですが、本来ですと、職員が持って行ったとしても、これは直接市長に対してこうこうであると、善処しますとかいう回答が来るべきだと思うのですが、市長のところには今のところ返答来ていませんか。

○森重副市長

返答は来ておりません。長い間、光市と旧国鉄時代から、国鉄バスとのつながりというのは非常に関連が深いわけであります。

特に、J R のいわゆる国鉄光駅からいわゆる室積駅までの間というのは、非常に以前はドル箱だったと思うのですよ。ただし、今は、現状は、こういうような状況であります。やはり我々にとっては、非常に大切な公共交通機関であることは間違いないわけであります。

こうしたことを受けて、3月14日に J R 自体のダイヤ改正があるということから、通常であれば、バスのダイヤ改正はあっているわけであります。しかしながら、こういった非常に住民に対して影響が強いものを、J R のダイヤ改正もしくは4月1日という時期に、要は利用者には詳細を説明しないで行われることは、非常に私は残念でたまりません。

かつ従前には、J R 室積駅の問題もあったわけであります。室積駅の問題は、中国 J R バスの経営方針の中でああいう形になっておりますが、それとこれとは違う問題であります。やはりもっと重要な問題として我々としては捉えていかなければならないと思っております。まず、お答えとすれば、文書回答はあっておりません。

○西村委員

答弁が長かったので、中身のことは飛ばしますが、私は議員をして、このような要請書が学校や民間企業に市長名で出たのは初めて見ました。

学校サイドも、これは学校になっていますが、PTAにしてもそうですが、市長からの特段の要請があるにもかかわらず、特段の返答がないというのは、どのように理解したらいいのかと、経営だけの問題ではないと思うのですね。これ、切実な市民の方の要望を市長がかかわって、この当事者にされているということですから、私はきちんと回答を求めべきだと思うのですが、この件、市長いかがですか。

○市川市長

私は、公共交通については、市長になってさまざまな方からさまざまな要望を受けてきましたし、それを、公共交通の重要性というのは、今からだからこそ、この少子高齢化、特に高齢化になる私たちのこの社会からすれば、一番重要な1つの検討課題だと思っています。だからこそ、こういう影響が大きい、特に影響が大きいものについては、本当に驚きましたし、本当にこれでいいのかというのをはつきり思ったわけではありますが、だからこそ、私は今委員が言われたように私の名前をもって、PTAですよ、PTA。それから、JRバス、これに、私の名前を持って行ったわけがあります。しかしながらまだ回答が来ていないというのは、私が相手に回答を強要することはできないというように思っておりますが、極めて遺憾だと思っております。

○西村委員

私もかように思います。担当者もこれについての正式な回答をやはり僕は求めるべきだと思います。うやむやにしたらいかんと思います。なぜかという、ぐるりんバスなんかでも、間接的ではありますが、JRの子会社さんにお金を出しているのです。この室積の路線でも、このぐるりんバスが、JRさんが走っているから行けないわけでしょう。違いますか。部長、どうですか。

○山本経済部長

委員さんのお腹立ち、ごもつともだと思います。我々の思いも同様でございます。ただ、ぐるりんバスの補助に至った経緯、そのあたりについて考えますときに、この件について強力に要請をしていきますと、次の相手方の出方も自ずとわかってまいります。要するに赤字では走れないよと。常に民間事業者ですから、言われるわけであります。

じゃあ今回のJRバスの路線の減便につきましては、スクールバスに対応するがために人員が不足すると。要するに、人員が足りないからそこが運行でき

ないのだと、これは口頭での説明でございます。すなわちそれを対応していただこうとすれば、じゃあそこは補填していただけるのですねというのが、もう次の言葉が見えているわけですね。そういった中で、我々としては、非常にどこまでを押すべきか、今、大変苦慮しております。

○西村委員

ちなみに聞きますが、このJRバスさんの路線は国県の補助路線ではないのですか。市の補助はないですけどね。国、県の補助はあるのではないですか。どうですか。ないですか。

○杉岡商工観光課長

現在、国、県補助等もあります。

○西村委員

うちの予算しか上げないので、もうこの辺でやめますが、ぜひせつかくこういう要請書を出していただいているのですから、出したのですから、きちんとした回答をいただきましょう。というのは、この先、病院の件もありますが、病院の新築移転の問題等を片づけるのに、やはり患者の皆さんの足の確保という次の問題も出てきますので、スクールバスをこれ幸いに赤字路線の整理をしたというように、私には見えますのでね。きちんとした回答をいただくべきだと思っております。

ぐるりんバスの増便をお願いしようと思いましたが、なかなか難しそうなので、その件は取り下げさせていただきますよう。

○杉岡商工観光課長

先ほどの、JRバスの国県補助の件でございますが、再度、こちらで調査させていただきたいと思えます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

【説 明】：國本農業委員会事務局長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：な し

【説 明】：田中経済部次長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：な し

【説 明】：藤井水産林業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では149ページ、有害鳥獣対策事業についてお聞きします。このたびの予算の概要でも、有害鳥獣捕獲活動支援事業は、新事業として計上されております。金額は5万8,000円とわずかな金額ですが、これの説明を見ますと、箱わな貸し出しということで上がっていますが、これは対象とか要件というのはあるのでしょうか。またこれ農家だけでしょうか。一般でも借りられるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

基本的には、自衛わな免許を持っていらっしゃる農家の方ということになるかと思えます。箱わなにつきましては、広域対策協議会の中で3基の購入を今年度予定しておりまして、それを使用する予定でございます。

○笹井委員

ということは、山に隣接する個人住宅とか、あるいはそういう個人住宅の畑とかにイノシシがたくさん出るところは、これは設置ができないということになるのですか。

○藤井水産林業課長

あくまで、先ほど申し上げましたように、自衛わなの免許を持って、自分の農地を守るために捕獲対策をしようとする方に対しての制度ということになります。

○笹井委員

わかりました。イノシシもあっちに行ったり、こっちに行ったり、突然おらんくなったりするので、先々またそういうケースが出たときに、聞いてみたいとは思いますが。

次に行きます。153ページ、漁港建設費についてですが、このたび特に大がかりな漁港建設費は計上されていないようですが、室積八幡漁港に対しての整備は本年度の工事でとりあえず一段落ということではよろしいのかどうか、お伺い

したいと思います。

○藤井水産林業課長

正確には、24年度の繰り越しでございますが、この25年度、この3月末をもって完了予定でございます。

○笹井委員

本会議でも幾つか聞きましたし、聞いてないことが何点かありますので聞きますが、そうすると今ある工事が終わったら一通りできると、完成ということで、ほぼ完成直前であることはわかるのですが、牛島連絡船利用者に対してのトイレというのは、結局全く整備されないままなのか、それとも今移転補償で設置された漁港のトイレというのは利用できるか、そこら辺を教えていただけますか。

○藤井水産林業課長

これまで、いろいろな検討をしてきたわけでございますが、牛島の離島航路の、一般の利用者も含めまして、トイレの設置につきましては、再度検討をし直すということで進めて参りたいと思います。一つには、近いところにつくりたいということもございしますが、今回の整備事業は漁港整備事業でありますことから、土地利用につきましては、いろいろな問題、いろいろな問題というのは、補助事業でやっておりますから、その土地の財産処分の問題、それから、仮につくるとしても、その利用目的に応じたものとして、利用目的を変更しなければいけないという作業が出てきますので、その辺が、今後関係者と協議し再検討していきたいと考えております。

○笹井委員

今後検討するということは、確認ですが、今の漁港の中にトイレはあろうかと思いますが、これは別に牛島連絡船の人は使うトイレではないということによろしいのか、あと、過去の答弁では、牛島連絡船も船についていますから、船が着いと思ったら、船の中のトイレは使えますよという答弁もあったかと思いますが、結局今、牛島利用者に対してのトイレは、あそこにはきちんとしたトイレはないという理解でよろしいでしょうか。

○藤井水産林業課長

漁港にいたしましても、トイレのことでございますから、用を足すぐらいで、使わせてくださいと言えば、一般の方でもそれは使わせてくれると思いますし、

先ほど委員さん申されましたように、牛島船が停泊しているときには、もちろん牛島船も使えるということでございます。基本的には、漁港の事務所は一般客の利用のためのトイレではないというようなことをご理解いただけたらと思います。

○笹井委員

今、冒頭の答弁で検討するという話がありましたので、やはり、公共交通のための船着き場のトイレというのは、これはあって当然ではないかなと思いますので、検討お願いいたします。

あと、漁港道路のつけかえ作業が今ほとんど最終段階に来ていますが、これは一応今年度内で終わるのか、あと終わったとき何か式典とか、そういうものはあるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今言われましたように、施設が整備されまして、道路の最終的な完了を目指して進めております。新しい道路ができるということで、そのあたりの安全性の確保ということには十分注意して最終的な仕上げをやりたいと考えております。式典等については、特に考えておりません。

○笹井委員

八幡漁港の整備も、停泊地の新設から浮き桟橋、防波堤のつけかえまで随分多額の費用をかけてやってきております。この辺については、また来年の決算のときに詳しく聞きたいと思いますが、一応今回終わったということで、最後の式典的なものは、私はこの前の漁港の移転と餅まきかなと思っているのですが、これについては、もう漁業者だけが対象だったのでしょうか。特に、市とかあるいは所管の委員会の委員長とか、そういうところには特にこういったもののご案内はあったのでしょうか。

○土橋委員長

私はありません。

○藤井水産林業課長

もちろん先ほどから何度も申し上げておりますように、3月末で完成予定の漁港整備事業でございますから、漁業者を対象とした漁港の整備です。漁港の管理者が光市であることから光市が整備を推進してきた訳です。ただ、1点つけ加えさせていただきますと、周辺の地域の道路の交通等も考えまして、今回

新しい道路を利用勝手がいいように、あわせて計画をしたということでございます。

○笹井委員

何億円もかけた事業がとりあえず一段落するわけですが、これ本会議でも言いましたが、ここはこうなりますよという説明が今回極めてなかったと。確か五、六年前に周辺自治会には1回説明会はあったとは思いますが、結局、漁港がどうなって道路がこうなってというのが、全体像がもう現地ではわからないと。私どもも昨年の予算資料についての図面以上のことはわからないわけでございます。本当にそれでよかったのかなと。その事業の取りまとめが、結局、私は漁港の餅まきとか式典なのかなと思いますが、議会にも、委員会には少なくとも案内はなかったということでございまして、この事業的には私はまだすっきりしないものを考えております。また決算で、少なくとも中身については追求していきたいと思っております。

○大樂委員

それでは、147ページ及び149ページですが、海岸松林保全事業についてお尋ねさせていただきます。先般、2月16日には大変ご支援ありがとうございました。まずもってお礼申し上げます。

伐倒駆除の件ですが、これはいつごろを目指して駆除、伐倒の周期を考えておられるのでしょうか。というのは、枯れた松があつて、植樹を邪魔されたというのを若干聞きまして、少し早目でやってもらうといいかなということで、時期を教えてください。

○藤井水産林業課長

一般質問でも、部長が答弁申しましたように、マツノマダラカミキリ、そういった関係の時期も考慮して、適切な時期に今伐倒駆除をやっていると思えます。ただ、部分的に危険な状態とか、急ぐような状況がございましたら、そのときには、そういう現地の確認をしまして、早急に対応するということになるかと思えます。

○大樂委員

はい、よろしく申し上げます。もう1件、155ページですが、家屋等補償金というのがありますが、松原にも3カ所集会所がありますが、この割合というのは均等ですか。

○藤井水産林業課長

これは、自治会館3棟が含まれますので、均等ではないかと思えます。その調査は事前の調査を行っているわけでございまして、その建物ごとでの積み上げということになっているかと思えます。今後は各自治会等との協議を進めてまいりたいと思えます。

○大樂委員

今後ともそういったことを注意されながら、よろしくお願いします。

○田中委員

147ページの民有林造林事業補助金についてお尋ねします。これ、民有林ということですが、候補地の選定方法とかというのはどのような判断でやられているのかお聞かせください。

○藤井水産林業課長

民有林については、光大和森林組合のほうで、あらかじめ予定地といえますか、そういったものをピックアップして積み上げたもので積算をしたものが根拠となっております。

○田中委員

そしたら、今、近年、里山の整備とかといって、個人的にやられている方もいらっしゃるのですが、そういった方が整備する中でこの補助を受けたいというのは可能でしょうか。お聞かせください。

○藤井水産林業課長

個人的に、また森林組合にご相談される方もあろうかと思えますし、そういった場合には、そういった対象にもなることもあると思えます。自分で勝手にやられる分については、これは難しいのではないかと思えます。

○田中委員

はい、わかりました。森林組合に相談するということで理解をしました。続いて、149ページの松林対策事業委託料1,225万1,000円ですが、これ、今先行委員のからも質問がありましたが、前年度、平成25年度の予算と比べると、これ600万円くらい減額になっております、当初予算ですが。室積海岸の松枯れが今ふえている中での減額ですが、この考え方というのをお聞かせください。

○藤井水産林業課長

今年度は、実際猛暑もございましたが、何が本当の原因かよくわかりませんが、確かに松枯れが多く発生しました。ただ、新年度予算としては、それと同じ金額というわけにもいきませんから、その分は減っていると思います。

○山本経済部長

今のお尋ねの件でございますが、26年度の予算がかなり大幅に減っているということにつきましては、25年度は国の緊急経済対策で100%補助の部分がございまして、例年、7年サイクルで場所を決めて対応していたのですが、それを1年前倒しで25年度はやったと、要するに2ブロックできたということでございまして、26年度からは例年どおり、計画どおりのものになったということでご理解いただけたらと思います。

○田中委員

はい、わかりました。前年度が2ブロックやったということで理解しました。これについてですが、こも巻きをした中に虫が入っていなかったという、報道であったのですが、そういう現状もありながら枯れ松がふえているということで、先ほど原因のほうがよくわからないという部分もあったので、何が原因かというところでまた調査をしていただいて、大切な松を守っていただければと思います。

続いて、151ページの光さかなまつり実行委員会交付金50万円ということですが、これは10周年記念事業で行われるということですが、この実行委員会のメンバーの選定方法といいたいまいしょうか、丸々漁協に任せるのかどうかというところをお聞かせください。

○藤井水産林業課長

もちろん、山口県漁協光支店の運営委員長初め、運営委員さん、支店長あたりが中心になるのは当然でございますが、これまで室積地区で開催することで、室積商店会のメンバーの方にもこの実行委員にも、何年か前から入っていただきました。10周年ということで、そのあたりも考えまして、選定等につきましては検討したいと考えております。

○田中委員

はい、了解しました。これからのことなのでよろしくお願ひしたいと思いますが、特に、ニューフィッシャーの子たちが市外から入ってきて、若者のアイデアで、いろいろアイデアを持っているのをお聞きするので、ぜひそのあたり

の人材というのでも生かして、盛り上がりのあるお祭りを期待したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

もう1点ですが、151ページの新規漁業就業者確保育成推進事業ということでご説明をいただきました。ニューフィッシャーに対して、月15万円という補助を行っていくというお話があったのですが、これの期間ですね。今年度で上がっているのですが、ニューファーマーは、約5年という長い目で補助があるのですが、ニューフィッシャーに対して今後どれぐらいの期間を考えられているのかをお聞かせください。

○藤井水産林業課長

新年度予算では、経営を開始した直後からの、一応1年間について、先ほどご説明しました月15万円を県と市で2分の1ずつという支援で行いたいと考えています。

これまで、県の事業制度を確認しながら、いろいろな支援に努めているところでございます。引き続き、漁業経営というのは非常に厳しいので、そのあたりも考えながら、支援できるようなことを考えていきたいと思っております。

○田中委員

ニューフィッシャーに関しては、本当に厳しいというお話をお聞きしますので、この今回の補助がいただけるというのは、本当にうれしいことだと思います。ニューファーマーに関しても、市独自でつけているので、今後もぜひ1年と言わず、様子を見ながらではあるのですが、延長なども検討していただければと思いますので、これは要望で、よろしくお願いいたします。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

【質 疑】

○中村委員

経済部関係が4点ありますので、よろしくお願いします。まず、1点目に光市内並びに近郊市における企業の業績不振や倒産などにより中堅層における失業や非正規労働者が増加している。また、中堅層においては、ハローワーク等

でも再就職の場が見つからないのが現実であり、再就職支援の充実と雇用の確保をお願いしたいという声であります。よろしく申し上げます。

○杉岡商工観光課長

再就職の支援の充実と雇用の確保ということで、御質問をいただきました。

離職された方の再就職に向けた支援につきましては、平成24年度及び25年度に国の制度に基づく山口県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、離職者再就職支援事業を実施してまいりました。

平成24年度事業につきましては、32名の離職者を雇用しまして、30名の方が再就職を果たし、再就職率は93.4%となっております。平成25年度事業は、23名の離職者を雇用し、新年度からの再就職に向けた研修を重ねているところでございます。

また、26年度につきましても、引き続き事業を実施するため、新年度予算に3,200万円の事業費を計上いたしました。

なお、26年度につきましては、15名程度の離職者を雇用し、ビジネスマナー並びにパソコン操作などの基礎力研修、それと職場体験研修などを通じて再就職に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○中村委員

2点目に、コミュニティ交通事業については、伊保木地区は当初より活用しており、なくてはならない事業となっている。今後他地区での利用希望があった場合、当地区の事業運営に影響がないか不安である。本事業の継続した利用ができるようお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

伊保木地区のコミュニティ交通の取り組みでございますが、単に交通移動手段の確保だけでなく、協働による地域づくりの推進の模範となる事例としまして、他地区並びに他市町からも関心を寄せられております。市としまして、伊保木地区の皆様には、今後も引き続き本事業を有効に活用していただきたいと考えております。

○中村委員

3点目に、イオンの近くにJRの新駅を、大型店舗が集中、また、新病院へのアクセスなどを考慮していただきたいと申し上げます。

○杉岡商工観光課長

イオンの近くにＪＲの新駅をというお話でございますが、現在光市内には、光駅、島田駅、岩田駅の３駅がございます。ＪＲの経営合理化によりまして、島田駅並びに岩田駅につきましては、平成16年から無人化されており、光駅におきましても、ＪＲの直営の営業とはなっておりません。

こうした厳しい状況の中で、御要望のイオン近辺への新たな駅の整備というものは極めて実現の可能性は低いものと考えます。

また、光駅の移設による方法につきましても、その負担につきまして全て自治体負担となりますことから、用地確保の問題も含めて大変困難と考えているところでございます。

○中村委員

最後に、ＪＲ光駅の橋上化をお願いしたい。

○杉岡商工観光課長

光駅の橋上化につきましては、これまでも多くの議員や市民の皆様から声が寄せられている重要性の高い課題であると認識をしております。

また、今後、光総合病院の移転や瀬戸風線の開通など、実現した場合には光駅を取り巻く環境は大きく変化し、交通結節点としての重要性はさらに高まっていく可能性も十分あるものと考えております。

今後光駅のバリアフリー化の対応なども必要となりますことから、こうしたことも勘案しながら、鉄道事業者、国、県など関係機関と連携を図りつつ、引き続き調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○中村委員

ありがとうございました。

6 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 光市病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第24号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

③議案9号 平成26年度光市病院事業会計予算

【説明】：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長
～ 別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

【質 疑】

○大田委員

今、説明がありましたが、会計制度がかわったということはある程度はわかりましたが、見直しがあれば病院の会計はよくなると思われているのですか。

○西村病院局経営企画課長

経営の実態はわかりません。ただ、一つ言えるのは、見なし償却のところで説明させていただきましたが、3条予算において、長期前受金戻入として補助金部分が収益化をされます。その分ほど、利益は増加すると思います。ただ、資金、預金がふえるというものではございません。

○大田委員

あんまりかわらないと。光総合病院とも、大和総合病院とも医療外費用で、特別損失が赤字となっておりますね。今後とも、そのぐらいが赤字の見込みであるのですかね。

○西村病院局経営企画課長

これは、平成26年度に新たに会計制度が移行いたしますので、それまでに引き当てておかなければならなかった引当金を特別損失に計上したものでございます。ですから、これは平成26年度限りでございまして、平成27年度から、こういった特別損失は計上しないということになると思います。

○大田委員

例えば、大和総合病院が11億5,900万円、特別損失で一遍にやめた場合の計算がされていますよね。そしたら、27年度はその分、多分ふえると思うのですが、微増分を足したのを計上するわけでしょ。違いますかね。

○西村病院局経営企画課長

毎年度、年度末に退職金の引当金の所要額を計算いたします。年度末に、その間、退職して引当金からお支払している金額もありまじょうが、年度末にその額と年度末に必要な金額を計算して、その差額を引き当てに積むということとなります。これは、特別損失ではなく、予算の退職給付費で計上するということとなります。

○大田委員

常に、11億5千万円何がしの金額は予算の中に支出して見込まれるのですか。わからないのですよ。

○西村病院局経営企画課長

必要な金額が年度末にいる職員の全員が退職したと仮定して見積もった金額、その金額が必要額になります。それが、毎年11億円と限ることではありません。毎年度その金額は変わってくると思います。

○大田委員

今回は、初めてだから特別損失として11億5,900万円何がしを計上したと、それはわかるのですよ。来年は、その11億5,000万円という金額はどこに載るのですか。

○西村病院局経営企画課長

今、大田委員が質問された収支が今年度の予算で退職給付引当金の不足額を特別損失に計上しておりますが、これは、来年度はこの金額がどこに載るか、ということをございますか。

であれば、例えば、この資料でいきますと、7ページの給与費の中の、下から3行目に退職給付費というのがございますが、ここに載ることになります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○西村病院局経営企画課長

特別損失で計上した金額につきましては、貸借対照表上の負債の中の退職給付引当金に、こちらのほうに計上されることとなります。それから、毎年度毎年度同じような処理を行いますが、年度末に計算して必要な金額、それが貸借対照表上の退職給付引当金になるように、3条予算のほうで不足分を積んで、その必要金額になるようにしていくという処理を毎年行っていくということになるかと思えます。

○大田委員

その分は大体わかりました。そしたら、長期前受金戻入で、大和の場合は6ページにのっているのですが、光の場合は2ページに載っています。この金額が光の場合は1億1,200万円、大和の場合は9,000万円からあるのですが、この内訳がわからないのですよ。教えてほしいのです。

○田村病院局管理部長

今調べておりますが、改めてお示しをいたします。

○大田委員

よく教えてくださいね。それから、これから損失がずっと出てきだした場合には、病院事業は今後どうしようと思っておられますか。かえて質問します。

光総合病院の医師が16.5人、大和総合病院の医師数が9.5人と、半端がついとるのですよね。9.5人、16.5人と。下のほうには、医師のうち0.5人が事業管理者、また、事務員のうち2人は管理部職員ということは管理部職員は全部で4人と事業管理者が1人でこれを按分したということですか。

○西村病院局経営企画課長

委員さんおっしゃるとおりでございます。

○大田委員

一般質問でもよう出るのですが、管理部の職員は、大和も見てもらえるというたら、管理者やら管理部長なんか大和に行っておられるから、書類だけ見ておられるのですか。それとも、全体なんかも見ておられるのですか。

○田村病院局管理部長

書類も含めまして、全体を見ております。

○大田委員

そしたら、常に、半分、大和のほうからも給料が出ておられるのだったら、少しは、大和のほうに行っておられたらいいかと思うのですが、ほとんど行った実績がないと聞いているのですが、そこはどうでしょうか。

○田村病院局管理部長

必要などときには行っておりますし、また、連絡、電話等、メール等の連絡はしております。

○大田委員

必要ならって、今まで指名されて何遍ぐらい行かれましたか。

○田村病院局管理部長

回数は覚えておりませんが、月一、二度は行っていると思っております。

○大田委員

管理者も一、二度行っておられますか。

○守田病院事業管理者

管理部長と同じで、適当なときには行っておりますし、猪口先生とは常に連絡を取っております。ようこの問題、ずっと問題になっておりますが、僕がおらんほうがいいというのがいるのですよ。行くと、僕、おりますと、光総合病院の医者すつとおらんようになりますよね。だから、行くことは決していいことではないことですから、そういうことをベースに思っと思ってください。お願いいたします。

○大田委員

今、いいこと言われました。お顔を見ると。ということは、光病院、よそに移つられたらどうですか。

○守田病院事業管理者

いないほうがいいと思いますね。決しておったら、みんなに快い気持ちを与えないという意味で。おらんと、みんな楽しそうに話しよるのですよ。おったら、すつとおらんようになりまして僕が逃げると、またすつと集まってきますから、適当なとき以外はあまり行くと、以外ではそう話すのがいいこともあるかもわかりませんが、いいことばかりではないのではないかとこのように考えております。

○大田委員

両方ともに按分による見てください。それから、医師が少なくなったから給与費が少なくなったというのはわかるのですが、大和なんかは医師が、看護師が1人ふえて、医療技術員が4人ふえたのですよね。それなのに、昨年度に比べて給料が減つとるわけですよね。これはどういうことですかね。光も看護師が3人もいたのに、減つとるのですよね。

○西村病院局経営企画課長

実際、ここに予算上げている人数がふえたからふえるといったものでもございません。その年度に、例えば、育児休暇等している職員がおりましたら、それらについては、少ない予算を計上しております。それに、また、年配の方がやめられて、その後に補充をするといった場合であれば、人数は変わりません

が給与費は少なくなります。要は、新陳代謝と言いますか、そういったことが影響しているのではないかと思います。

○大田委員

ちなみに、看護師は満期退職者が何人おって、新規が何人入られたのですか。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院の看護師につきましては3名退職で、4名新規採用をしております。

○大田委員

光は、どうですか。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院につきましては、看護師、今年度12月時点でございますが、今年度中の退職6名、ことし新規採用を12名としております。それで、このうち、再任用が入っておりますので、再任用につきましてもこの人数の中に入っていることになります。

○大田委員

6人やめて12人ふえて、人数的には3名しかふえてないのですよ、看護師さん、光はですね。

○田村光総合病院業務課長

そのうち、3名は再任用の職員になります。

○大田委員

再任用だから、看護師は人数の中に入れてないと。そういうことで解釈よろしゅうございますか。再任用は賃金であげていると。6人やめて12人採用だから、看護師は3人ふえた計算ですね。

○西村病院局経営企画課長

予算にあがっている人数というのは、あくまで見込みでございます。例えば、光総合病院、平成25年151名でございましたが、実際は、平成25年4月1日時点の人数は148人でございます。151人予定しておりましたが、実際は148人で

あったと。これは、予算を編成するのが12月ごろでございますが、それから、新年度始まるまでに急にやめられたとか、採用する予定であった看護師の辞退があったとか、そういったことで人数が変わるということは当然でございます。ですので、実際には平成25年4月1日は148人であったということでございます。

○大田委員

光は6人もやめて3人ふえたから4,200万円も下がったと。大和のほうは3名やめて4人にふえたから3,400万円下がったと。こういう解釈ですかね。

○西村病院局経営企画課長

手当につきましては、これ、賞与が含まれております。賞与につきましては、先ほど会計制度のときにご説明差し上げたとおりでございます。よろしいですか。

○大田委員

手当だから、新しいから減ったよと、少ないよと。年数に比べたら少ないとそういったことで了解しました。

○西村病院局経営企画課長

手当の減少につきましては、賞与引当金制度が創設したことが影響していると思います。賞与引当金繰入額は、ことし発生して来年支払うべき金額で下からから2番目ですね、ここに計上いたします。手当の中にある夏の賞与につきましては、4月から5月、2カ月分しか賞与として入っておりませんので、少なくなっているということでございます。

○大田委員

了解いたしました。もう一つ聞きたいのですが、貸倒引当金は、先ほどの説明では収金できないお金が貸倒引当金というような説明があったと思うのですが、それでよろしゅうございますかね。

○西村病院局経営企画課長

貸倒引当金につきましては、未収金のうち、将来回収することが困難と見込まれる債権、これを見積もったものでございます。

○大田委員

それで不足額として3,600万円、貸借対照表に入れたという解釈でよろしいですか。

○西村病院局経営企画課長

平成26年度からそういった制度ができましたので、26年度当初に引き当てておかなければならなかった金額を特別損失として計上をし、貸借対照表のほうにそれを掲載したということでございます。

○大田委員

大体わかりました。また、わからないことがあったら聞きます。

○大樂委員

それでは、大和総合病院の回復期リハビリテーションについてお尋ねさせていただきます。25年度末ではリハビリテーションの職員は29人ということですね。今、リハビリテーションの29人全員が、医療技術員が回復機能に当たってらっしゃるのでしょう。

○小田大和総合病院業務課長

職員数のことですか。

○大樂委員

違います。医療技術員です。

○小田大和総合病院業務課長

医療技術員の職員の人数ですか。

○大樂委員

医療する分には療養とリハビリがあると思います。それぞれの内訳を教えてくださいのですね。全部回復リハですか。

○小田大和総合病院業務課長

現在、リハビリの職員が18名になる予定です。この中で、回復期リハビリ病棟のほうに赴いてリハビリをしているという者は、限定された療法士さんが、5階に必ず行かなければいけないというようなことをしておりませんので、ほぼ全員がリハビリ病棟の患者さんの治療を行っております。

○大樂委員

もう1回、確認させていただきます。医療技術員の内訳は、どのような人が医療技術員となっているのですか。

例えば、理学療法士、作業療法士、言語、それは、ほかまだあるのですか。

○小田大和総合病院業務課長

医療技術員の内訳としましては、薬剤師、放射線技師、検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、以上が入ります。

○大樂委員

わかりました。それでは、先ほどおっしゃった18人というのは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の25年度末のことをおっしゃったのですか。それとも、26年度をおっしゃったのでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

26年度からでございます。

○大樂委員

それでは、26年度から4名増員になりますが、その内訳はどこかに書いてあったと思うのですが、それが足らなときは両方に行ったりするわけですね。

○小田大和総合病院業務課長

新規採用が、理学療法士が2名、作業療法士1名、言語聴覚士が1名でございます。全て回復期リハビリ病棟で治療を行います。

○大樂委員

わかりました。それではもう1点ですが、今の療養中の患者さんには1日何回ほど治療させてあげとるのでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長

回復期リハビリ病棟の患者さんにつきまして、1日平均3.4単位でございます。

○大樂委員

1回20分だと思うのですが、コンマの端数はどういようにして出したのですか。

○小田大和総合病院業務課長

回復期リハビリ病棟で行った全ての単位数割る入院患者の延べ患者数でございます。

○大樂委員

トータルで言うと、その当たった分ですね。わかりました。

それと、もう1点ですが、年間で教えていただきたいと思います。リハビリテーションの病棟と療養で、各々。

○小田大和総合病院業務課長

回復期リハビリ病棟で1日1人単価が2万6,000円でございます。

○大樂委員

療養が幾らですか。

○小田大和総合病院業務課長

療養病棟が1万9,000円でございます。

○大樂委員

わかりました。もう1回確認です。採用4名につきましては今から募集ですか、それとも、決まっているのですか。

○小田大和総合病院業務課長

既に決まっております。

○大樂委員

わかりました。終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○畠堀委員

先ほど、予算についてご説明いただきまして、大変詳しい説明で理解を深めたのですが、私の聞き逃しもありますので、1点ほどご質問させていただきます。

それでは、病院の業績見込みについて、先ほど、説明をいただきましたが、その背景となる状況についてお伺いしたいと思います。例えば、光については

入院収益が減少して、外来は横ばいと。大和につきましては、それとは逆で、入院収益については微増で、外来については減少ということで、先ほどご説明ございましたが、その背景について、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。また、特に、大和のほうにつきましては、医療相談収益については、昨年に引き続いて今年度もまた、大きく減少しているというような状況にあるわけですが、そのへんの特徴についても合わせてご説明いただけたらと思えます。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院の今年度の収益と言いますか、患者数についてでございますが、24年度の決算におきまして、1日の平均入院患者数が136.4人ございました。今年度の12月までの入院患者数の平均でございますが、125.9人と少し減少しております。外来のほうにつきましては、昨年度の決算、24年度の決算が353.7人、25年12月までの平均は341.9人となっております。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院の入院収益のほう外来収益のところでございますが、入院収益につきましては、今年度入院患者数約230人程度で推移をしております。ある程度、安定をしてきておりますので、来年度についてもこの人数で何とかいけるのではないかと見込んでおります。

それから、外来につきましては、今年度の見込みとしましては、大体160人程度ということで、180人で見込んでおりましたが、診療科の減少、あと医師の減少に伴いまして、その中で減少傾向になってきているということで、160人という数字を上げております。

それから、医療相談収益のところでございますが、25年度の予算が1億円、26年度の予算が7,350万円ということで、減少しております。さらに、24年度からも少し減少しているのですが、これにつきましては、大和病院のほうの機能としまして、予防医療、健康推進ということで力を入れてやっていかなければいけない事業でございますが、諸状況、医師の減少、あと、二次検査が少しできなくなったということも影響があるのだとは思いますが、今年度の見込みとしましても、大体、7,000万円少しというような見込みとなっていることから、来年度につきましても、今年度ぐらいの数字を予算とした次第でございます。

○畠堀委員

説明いただきました。特に、光総合病院については、実績をもとにというお

話だったと思いますが、それを踏まえた見込みということで考えたらよろしいのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

今年の1月、2月につきまして、患者数もだんだん増加してきております。決算を迎えないとわかりませんが、12月の予算作成時点では前年度と比較しまして、入院患者数、手術件数なんかも減っておりましたので、手術をされる患者さんの対象が少なかったと考えておりますが、それらを踏まえまして、若干予算を落としたということでございます。

○畠堀委員

光市において、この医療分については、大変、市民の皆さんからの期待も大きい病院なので、なるべく市民の皆さんから選ばれる病院になるように引き続きお願いしたいと思いますし、また、光市においても、この2つの病院が1つの公立病院という考え方もありますので、そのへんの機能の保管についても、両病院での連携もさらにお願ひしときたいと思います。

○田中委員

11ページの委託料について、少しお聞きしたいと思います。この予算参考資料は、平成25年度との比較が載っているのですごく見やすくありがとうございます。1点、廃棄物処理業務についてですが、先ほど、光総合病院の患者数の見込みが減るとお聞きしましたが、これ、処理業務のほうの金額というものはふえておまして、患者数が減れば廃棄物の量も減るのではないかなという推測が出るのですが、このあたりはいかがなものかお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

25年度と26年度の比較でございますが、消費税3%アップする部分もございます。それと、廃棄物につきまして、おむつを使用する患者さんの増減により多少、この廃棄物の費用が増減すると考えております。25年度の実績を見まして、26年度の予算を作成しております。

○田中委員

これ、ちなみに委託先というのは、かわらずということによろしいですか。

○田村光総合病院業務課長

委託先は前年度と同じ予定にしております。

○田中委員

おむつが増えるということもお聞きしたのですが、横ばいでもなくふえているというのが、患者数の減少を見てもびっくりしましたのでお聞きしました。

あともう1点、警備についてですが、これも同じように増額していらっしゃるのですが、これ増額したというのは、もちろん先ほどお話した消費税もあるのかもしれませんが、この業務内容の変更をお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

警備につきましては、25年度と26年度の業務内容の変更の予定はございません。

○田中委員

警備については、その業務内容が変わらないのであれば、金額もかわらないのではないかなと思うのですが、この3%以上に増額されている理由というのは何かございますか。

○田村光総合病院業務課長

消費税相当部分と、年末年始に、若干増員を頼んでおります。その費用が増加したと思われまます。

○田中委員

わかりました。勤務状況というか、年末年始のあたりとかにもよって多少かわるということで理解しました。

○笹井委員

まず、13ページ上段、退職給付引当金で、今回、全職員退職した分を引き当てるといことで、光が9億円、大和が10億円ほど引き当てておられるところでございます。ただ、11ページ、12ページに人数を見ますと、光は職員が213人、大和は154人なので、光のほうが人数は多いのですが、何で光のほうの人数が多いのに、退職の引き当てになると大和のほうの金額が多くなるのか、このあたりの理由を教えてください。

○西村病院局経営企画課長

退職金につきましては、その職員の勤務年数に応じて、退職の率も、当然、異なっております。勤務年数が長ければ退職金も多くなるということがまず

あります。それで、光と大和、その勤務年数による人数を見ますと、30年以上勤務をしている職員でございますが、光については10人、大和は19人。大和が9人多ございます。30年以上の勤務ということになりますと、退職金、大体2,000万円程度はあろうかと思しますので、9人多いということになりますと、約1億8,000万円、大和のほうが多くなるということでございます。

それから、10年以上30年未満の人数でございますが、これは、光は97人、大和は99人とほとんど変わりません。したがって、このあたりについては、金額の差はあまりないと思われまます。

そして、10年未満でございますが、光が94人、大和が46人と若い世代、勤務が短い10年未満の人数については、光のほうが多ございます。ただ、10年未満ということになりますと、退職金も89万円ぐらいだろうと思しますので、その計算しましたら、大体3,800万円ぐらい容易だろうということで、トータルをしますと、やはり30年以上の人数が大和のほうが多いということで、退職給付引当金も大和が多くなっているということでございます。

○笹井委員

わかりました。次に、11ページ、清掃業務が、光1,700万円、あとボイラー管理が1,800万円ありますが、この業務の発注方法について、入札なのか、随意契約なのかについてお聞きします。同様の件も大和についてもお聞きします。

○田村光総合病院業務課長

委託業者につきましての契約更新でございますが、毎年度評価シートにより評価を行いまして、随意契約をしております。ボイラー業務につきましても、随意契約としております。

○小田大和総合病院業務課長

大和病院も、清掃業務及びボイラー管理業務につきまして、随意契約で行っておりますが、清掃業務につきましては、昨年公募型のプロポーザル方式で公募をしまして、契約を行っております。その結果、若干、金額は下がっております。

○笹井委員

光は、評価シートによる随意契約ということですが、これは入札を取り入れられない理由は何ですか。入札よりも評価シートのほうが優れているというお考えがありましたら、それを説明ください。

○田村光総合病院業務課長

この評価シートによりまして、点数判定をしておりますが、点数が悪い評価となりましたときは、業者選定を行いなおすことを考えております。

○笹井委員

では、実際過去に、それで評価が悪くなって、業者をかえられたことがあるのかどうかお聞きします。

○田村光総合病院業務課長

ここ、私になって3年ですが、その評価シートの点数判定によって業者選定をしたことはございません。

○笹井委員

病院会計は公営企業会計ですので、必ず一般会計のルール、基本的に50万円以上は、入札というのが当てはめるのはどうかとは、私も考えております。幾つか、確かに専門的な業務に関しては、確かに随契で打ち合わせしながらやらなきゃならないところもあるかと思いますが、ただ、ボイラーとか清掃は、一般業務だと思っておりますので、これはもう経営の改善のためには、やはり、私は、入札で基本的に経費の低減を図っていける部分ではないかと考えております。今日はとりあえずそういうことだけ述べさせていただきまして、また、この件は今後の委員会等もありますので、またお尋ねしていきたいと思えます。

【討 論】：な し

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

④議案第10号 平成26年度光市介護老人保健施設事業会計予算

【説 明】：高山介護老人保健施設ナイスケアまほろば事務長
～ 別紙説明書のとおり

○笹井委員

では、まほろばについて幅広く質問させていただきます。最初に、参考資料

の1ページからお聞きしますが、利用予定数の見込みで、26年度は入所が68人、通所が22人となっています。これに、今、現在の平均的な実績値で言うと何人ぐらいになるのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

今は通所が17人ぐらいだったと思います。

○笹井委員

入所は何人ですか。

○高山介護老人保健施設事務長

入所は68.8人だったと記憶しております。

○笹井委員

わかりました。ということは、入所のほうは70床で68人ということですから、ほぼ大体フルに使っているということです。

一方、通所は定員30人ですが、実績が17人と。見込みも22人で、25年度からすると相当落ちとるわけですが、これはなぜこんなに落ちているのか理由を教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

通所とか、入所の施設がかなり最近できまして、居宅のほうにも、通所の利用者の方がいらっしゃったらお願いしますとお願いはしているのですが、なかなか、今こういう状況で、入所の施設があれば、ご家族の方は、病院でもう退院されたらいいよと。となると、次は老健か、特養かそういう方法手段を選ばれることが多くなっていると感じておりますし、実際、それに伴い、最近、通所の登録人数が、これもかなり減ってきております。一応、あちこち回ってお願いはしているのですが、希望者が少なくなっている。全体的に対象者が少なくなっているというのが現実でございます。

○笹井委員

通所に関わるスタッフの人数を教えてくださいたいのですが今、まほろばさんには全部で、ほかの資料ですと26人職員がいると聞いております。そのうち、通所にかかっているのが何人で、その人の資格ですか、教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

26人というのは正職員でございまして、あと、通所の人数でございしますが、今、正職員を2人配置しております。臨時職員も2名、現在配置して、職種は3名が介護福祉士の資格を持っております。

○笹井委員

わかりました。この差、結局今、正職員2人、臨時職員2人というのは、これは一応、予算で計上されている22人に対して必要数なのか。それとも、満床というか、マックスの30人に対しての必要数なのか、どちらですか。

○高山介護老人保健施設事務長

30人に対しての必要数でございしますが、職員の休みとかを考えますと、あまり少なくするのも、サービスとか、事故の防止には必要だと思いますので、4人の職員を配置しております。

○笹井委員

わかりました。2ページ、3ページにまいります。

2ページ、3ページは収支で、今回、特別損失まで入れると、赤字予算になるというような病院と一緒にですから、事業収益だけ見ますと、26年度の収益が3億9,000万円の収入が3億9,200万円、ところが、支出は3億9,800万円ということで事業収益だけ見ると、60万円ぐらいの赤字予算となっております。この理由について、教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

予備費を入れますと、収支が同じになっていると思うのですが。

○笹井委員

わかりました。予備費として350万円計上されているということですね。

一応、収支でも、プラスということですが、ただ、私がいつも前の委員会でも聞きましたが、普通、老人保健施設というのは、当然、満床ぐらいまで頑張っていて、収益を上げて、民間であれば、その中から建設費とか借金を返していくのですが、まほろばさんに関しては、とりあえず、満床までお客さんいるのに、何か収支的にはそれでとんとんであると。

当初、建設費に関しては、別に、支出も取り決めもありますからということでしょうが、本当にこれ、収支的に、経営的に、これでいいのだろうかという疑問があるわけですが、どうですか。他の民間とか、たまたま公的でもいいのですが、そこと比較して、まほろばさんは、ここはお金がかかるととか、こ

こが弱いというそういう分析をされたことありますか。

○高山介護老人保健施設事務長

特別に、分析で比較をしたことはございませんが、一番たくさんかかっているのは人件費だと思います。

○笹井委員

わかりました。人件費という言葉が出ましたので、人件費を聞かせていただきます。予算書の13ページに級別職員数が出ております。この今、介護士は1級が4人、2級が10人ということで、介護士の定義と資格を詳しく教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

ここに載せております介護士は、介護福祉士が平成26年度予算で13人、社会福祉士が1人、その職員が介護支援専門員資格を持っておりますので、その職員を上げております。

○笹井委員

これ、表の見方ですが、1級から8級までありまして、1級は年が若くて経験が短くて、8級が長いということで、14ページに書いてありますが、一応、そういう理解でよろしいですか。

○高山介護老人保健施設事務長

お見込みのとおりでございます。

○笹井委員

それで、私、わからないのでこれ教えてほしいのですが、15ページを比較しますと、15ページには4号級の人が14人となつとるわけですね。1級が4人で、2級が10人だったら、15ページのところにも4人と10人で別れて、別の級で掲載されるのではないかと思うのですが、これ、どうして4号級にみんな介護士を揃えているのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

15ページは昇給ですので、4号上がるという意味で、4号給のところに入っております。13ページの、1級、2級は給料表の1級、2級という表現でございますので、違ってくるといいう言い方は悪いですが、13ページと15ページは表が違うということでございます。

○笹井委員

4号上がるというのは、1年間で4号給上がった人は14人いるということでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

1年間で、一応、4号上がるということになっておりますので、4号は1年間勤務すれば1月が昇給期なので、1月に4号上げるということになっております。

○笹井委員

わかりました。今度は16ページにいきますが、16ページ特殊勤務手当が掲載されております。夜間看護から、看護師、准看護師、介護士があらうと思いますが、夜間看護の手当の額と、それから、一晩に何人の人が夜間看護手当を受け、何人勤めるのか、そこを教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

夜間看護手当、定額部分として、1回につき、6,200円。あと、深夜加算部分としまして、6時間の本棒に対する夜間勤務手当の計算式がありまして、それを加算して、大体1人1回につき7,000円から8,000円前後だったと思いますが、もう少しあるかもしれませんが、それぐらいつけております。

○笹井委員

一晩に結局何人の人が夜間看護に当たられるのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

一晩が5人で、2階、3階あわせて5人でやるようにしております。

○笹井委員

5人のうちの職種というのは看護師が5人ですか。それとも、看護師何人、介護士が何人という、そういう決まりがありますか。

○高山介護老人保健施設事務長

看護師、介護士あわせて5人ということで、なるべく看護師が1名夜勤をするようにしていますが、勤務の変更とかでなかなか組めないところがときどきございます。なるべく1名はいるように組むようにとはしておりますが、たま

に看護師がいないときがあります。いることがベストですが、現実的にはそういった状況でございます。

○笹井委員

わかりました。この、老健について、今までそんなに赤字を出してきてなく、順調基調できとると半ばの決算でもわかってはいるのですが、一方で、経費の見直しとか、そういうのを、例えば、外部にコンサルとかもあると思いますが、委託されて何か調査を受けるとか、そういうことは過去されたことはありますか。それから、また今後することについての取り組みについてはどうお考えでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

過去にはしたことはございません。今後につきましては、私は、即答できかねます。

○笹井委員

これで終わりますが、満床近くやっとする。通所に関しては、これは努力したほうがいいのか、それとも、お客がないところに、努力をしてもなかなか難しいというのもわかってはおりますが、そういった中で、とりあえずは、何とか赤黒とんとんというのが、そのままの体制。私は何かもう少し経営のしかたがあるのではないかなと感じてはおります。まあ、今日は具体的にそこまで明らかにはできませんでしたが、私もよく勉強してまた今後質問してまいりたいと思います。

○大田委員

参考資料の3ページの給料のところ、給料の9,400万円はどなたが入っているのか教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

給料の9,400万円につきましては、看護師、准看護師、介護士、先ほど言いました介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、栄養士、事務員の計26人分の給料となっております。

○大田委員

看護師から事務員までが合わせて9,400万円ということですか。

○高山介護老人保健施設事務長

そういうことになります。

○大田委員

まほろばのドクターはどうされているのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

1人、常勤でおりますが、ドクターにつきましては嘱託としておりますので、賃金に計上させてもらっております。

○大田委員

賃金のほうにね。わかりました。

そしたら、病院局は、光総合病院、大和総合病院、まほろばを管轄しておられるのに、給料の引き去りが無いのはどういうことでしょうか。わかりません。もう一遍言いましょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

わかるようにお願いします。

○大田委員

病院局は、光総合病院と大和総合病院とまほろばの3つを管轄されているでしょう。大和総合病院と光総合病院は病院局の給料を引いて、この予算の中へ計上されているわけです。管轄されているまほろばに対して、給料の、病院局の引き去りが無いが、それはどういうことですかとお聞きしたのです。わかりましたかね。

○高山介護老人保健施設事務長

病院局に入りました当初からそうなっておりますので、そういう慣例できております。

○大田委員

病院局にお聞きしましょう。

○田村病院局管理部長

平成16年に合併した当時、光市病院事業ということで、光、大和両総合病院が病院事業を開始いたしております。その後、まほろばが病院事業等とい

うことで入ってまいりました。ですから、そのままずっと来ておりますし、大和、光、両病院で病院局の給料等については按分をして出しております。

○大田委員

まほろばは、病院局が給料の引き去りというのはいらないよと。

○田村病院局管理部長

今のところは、そういうように考えております。

○大田委員

もうわかりました。私の聞き間違いかも知れませんが、一般会計からの繰入金があったように言われたと思ったのですが、ないのですかね、あるのですかね。もう1回、教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

一般会計からの繰入金につきましては、平成26年度は4,233万6,000円の繰り入れを予定しております。

○大田委員

了解しました。繰入金があるということで了解しました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第26号 光総合病院移転新築整備基本計画の策定について

【説 明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

まず、病院の基本方針ですね。理念、基本方針、それについてお聞きしたいと思うのですが、今、理念、私たちは良質で安心して心温まる医療を提供し、地域の皆様に信頼される病院づくりを努めます。そりゃ、そうだろうと思います。結構と思います。また、基本方針としては、患者さん中心の満足の高い医療と

いうのも書いてあるのですよ。どういうことを言われているのか説明してください。

○西村病院局経営企画課長

これは、職員全員が医療の主人公は患者さんであるということをしっかり認識し、患者さん一人一人の人格、人権を尊重しようということでございます。

○大田委員

人格、人権を尊重。そして、医療水準の向上にもっていくということですかね。そして、医療水準の向上というのは、どういうことを示されておられますか。

○西村病院局経営企画課長

良質な医療を提供するために、病院職員が一体となって常に研鑽に努めるとともに、医療機器等の充実を行っていかうということでございます。

○大田委員

その良質な医療というのはどういうことですか。

○田村光総合病院事務部長

良質な医療というのは、患者さんに優しいと言いますか、基本方針の1番に満足度が高いと言っていますが、患者さんが治療を受けたという意識が持てるような優しい医療という考えを持っていただければいいと思います。

○大田委員

3番の地域医療の確保と地域医療連携の充実とはどういうことですか。

○西村病院局経営企画課長

地域に必要とされる医療、こういった医療の提供に努めるとともに、地域全体で患者さんを支えていくために、地域の医療機関や介護福祉機関、行政等、そういった連携を充実強化していくということでございます。

○大田委員

救急医療の充実は、今、救急医療はできていると思うのですが、どのように充実しようとしているのですか。

○田村光総合病院事務部長

受け入れ体制の改善もありますが、施設に関しても救急患者を素直に受け入れられるような状態、体制もそうですが、施設も充実を図っていきたいと思っています。

○大田委員

体制も充実ですか。

○田村光総合病院事務部長

応援体制とか現在でもとっていますが、救急医療を受け入れるような病院としての医療の体制をきちんと今以上にとっていききたいという目標です。

それと、施設に関しての救急医療がきちんとかなせるような、その施設の充実も図っていききたいといういろいろな意味を含めていると思います。

○大田委員

これ、今でもできているわけでしょ。

○田村光総合病院事務部長

今以上に充実を図ってまいりたい。常に職員は頑張っていきたいと考えます。

○大田委員

それが、あたらしい病院をつくるとできると、確信されていると、そういう理解でよろしゅうございますか。

○田村光総合病院事務部長

基本方針ですから、病院を運営するための基本方針となっています。病院が新しくなろうと、古かろうと方針としてはかわらないと考えます。

○大田委員

救急医療を充実してください。次に安定した経営基盤の確立というものは、どのようなことなのか具体的にお示ししてほしいのですが。

○西村病院局経営企画課長

安定的または持続的に地域医療の中核病院として病院を維持していくためには、当然、まず、経営が安定しないことには始まらないと思います。

そういった意味で、費用の節減に努めるなり、そういったことで、経営基盤の確立を、まず、図っていくことが必要だということでございます。

○大田委員

だから、経営基盤の確立とはどういうことですかとお聞きしたのです。

○西村病院局経営企画課長

安定して継続的な医療が続けられるように病院を経営維持していこうと。そのために、経営上の基盤をきちんと図っていくという意味でございます。

○大田委員

なんとなくわかったようなわからんような答弁でございますが、次にいきます。今後充実すべき医療機能で、一番にがん治療を上げておられます。これはがん治療をやるというので、どういうがん治療でございますか。

○田村病院局管理部長

ページ数としては、説明資料の23ページに、充実すべき医療機能等というのがありますが、がん治療の区分、1番上の区分ですが、読みますと、放射線科の設置、また、内容は省きますが、外来化学療法室の設置、緩和ケア病棟の開設、病棟でのミキシングルーム設置というように考えています。

○大田委員

緩和ケアはがん治療科がやるのですか。

○田村光総合病院事務部長

がん治療の一環として緩和ケア病棟の考え方もあるということです。

○大田委員

結論はまた後で聞きます。放射線科の設置で治療というのが書いてあるのですよね。放射線治療専門医による治療とは、どういう治療をやられますか。

○田村光総合病院事務部長

ここに記載してあるのは、治療と言いますと照射ですが、照射と検査等も含めてのことであろうと。照射に関しては専門医が必要なので、今後、招聘がうまくいくかどうかにかかってくるとは思っていますが。

○大田委員

招聘、がん治療をする先生がまだ来られるか来られんかはわからないよと、そういうような解釈ですか。

○田村光総合病院事務部長

確定したものは伺っていません。

○大田委員

確定したものはわからないが、来られる可能性は高いという解釈でよろしゅうございますか。ここに書いてあるから。

○田村光総合病院事務部長

光市としては、こういうように充実をしていきたいということで記載しています。

○大田委員

22ページに書いてある患者さんの権利・人権の尊重というのがあるのですよね。1番に患者さんの人権を守り権利を尊重しますということはどういうことですか。

○田村光総合病院事務部長

読まれたとおりでありまして、人権を守って権利を尊重するという事です。

○大田委員

読んだとおりと解釈しましょう。2番の知る権利を保障しますは、これも読んだとおりですか。

○田村光総合病院事務部長

自分の診療に関して、知っておくことができると。そのためには、病院からカルテ等渡すとか、開示すること。個人の情報は自分自身が知っていくと、その権利は保障しますということです。

○大田委員

一般的に言うと、いい先生は黙っている先生よと言うような一般的な解釈、患者さんは、そういうように思っているのです。それじゃ、患者さんに、今、飲んだくすり、のどが悪いと、どうして悪いのか、そういうことを、全部教えてくださるのですか、聞いたら。知る権利、補償しますでしたら。

○田村光総合病院事務部長

ここに記載してあるのは、基本的な考え方であって、診療に関してのインフォームドコンセプトのことをおっしゃっているのだと思うのですが、それは、個々の医者と、その患者さんが対応したときの適応度というか、1つであろうと思います。これは、病院として、こういう方針でいきたいということであり、職員にも、これを推進させていきたいと考えています。

○大田委員

次に、5番の患者さんのプライバシーを守りますと、これはどういうことですか。

○田村光総合病院事務部長

患者さん本人の同意なしに、他の方にお知らせすることはありませんと。

○大田委員

それは当然のことでしょう。

○田村光総合病院事務部長

例えば、入院されていて何号室に入院されていますかと、問い合わせありますが、本人さんが知らせてもいいか、いけないか、だめだという時にはお知らせはいたしません。診療内容に限らずということ。

○大田委員

これは、入院患者さんのプライバシーを守りますということですね。

○田村光総合病院事務部長

今は一例を挙げただけです。

○大田委員

39ページ、病院会計収支見込みですが、30年度から急に5億2,600万円もふえているのですが、このふえる根拠を具体的にお示してください。

○田村光総合病院業務課長

病院会計収支見込みでございますが、平成30年から37年におきまして、医師の増員を見込んでおります。現在、16名でございますが19名を予定しております。手術件数とかの増加を見込みまして、平均患者数、平均単価を増やしてお

ります。また、緩和ケア病棟を開設する予定にしております。こちらにつきましても、病床20床のうちの75%、15人を想定しておりますので、収益が増える見込みとしております。

○大田委員

39ページの、この医業収益の計算方法を少し教えてほしいのですが。

○田村光総合病院業務課長

それでは、入院収益から説明させていただきます。

入院収益の計算につきましては、1日当たりの平均入院患者数掛けることの1日当たりの平均入院単価掛ける365日で計算しております。患者数につきましては、30年から37年につきましては、一般病棟150人、緩和ケア病棟を15人で計算しております。単価につきましては、平成30年から33年を4万3,000円、34年から37年を4万4,000円としております。緩和ケア病棟につきましては、平成30年から37年を4万2,200円として計算をしております。

それから、外来収益でございますが、外来収益の計算方法は、1日当たりの平均外来患者数掛けることの、1日当たりの平均外来単価掛ける244日で計算しております。平成30年から37年につきましては、1日当たりの平均患者数370人、1日当たりの平均単価を1万2,000円で計算しております。

○大田委員

この医療収益は、うち入院収益プラスうち外来収益ですか。

○田村光総合病院業務課長

医業収益の中に、入院収益、外来収益、それとその他に、医業収益のうちのその他の医業収益がありますが、その他の医業収益につきましては、計上しておりませんので、うちとしております。

○大田委員

了解しました。幾ら計算しても合わんじやったから、どういう計算しておられるのかなと思っていました。わかりました。

今、医師が16人から19人にふえると、先ほどもがんの専門医が増えるであろうと言われたのですが、その医師が3人も増えるという根拠はなにですか。

○田村光総合病院業務課長

先ほどからお答えしていますように、放射線科の医師につきましては、人数的に少ないと聞いておりますので、あくまでも想定でございますが、放射線科

の医師や、それから緩和ケア病棟を担当する医師、それと、今、常勤の医師がおりますが、こちらでも減少しておりますので、1名でも増員ができればと期待して19名としております。

○大田委員

現在、医師も足りないと言われているのに、新築になったら、光総合病院だけ3人増える可能性は十分にあると思っておられますか。

市長がうん、と言うてじゃから、いいのでしょうか、それで間違いないですね、皆さん。市長しか、うん、言うてないじゃないですか。

○市川市長

これは、この計画はあくまで、私たちが光市に素晴らしい医療を提供しようとする意気込みが書いてある。あなたが言うように、今、約束せえということは、約束をするものではない。私たちの意気込みが書いてありますので、その辺のところはよくご理解をいただきたいと思います。

○大田委員

市長の、すごい意気込みよくわかりました。市長の意気込みを、皆さん、持っておられたらいいですがね。

そして、救急病院ですので、救急医療対応できる環境を整備すると、理念にも書いてあるのですが、現在でも救急医療が十分できていないと私は思っているのですよ。新築移転されたら、救急医療がどうしてできるのか不思議です。一体、どうして今以上に救急医療ができるのか、教えてほしいのですが。

○田村光総合病院事務部長

できるではなくて、やっていかないといけないという意味だと思っています。

現在の救急医療に関して、おっしゃっているのは断っている部分とか、対応、引き受けの数とかの話とは思いますが、現存の16名の医師の中で、医師1名当たりになると、そんなに少ないという意識は今のところ持っていません。本来、19人、医師が増えるとなるとそれなりに増やしていけるのかなと思っておりますが、現状でも、その体制をとることによって、住民主体の救急医療を、なるべくやっていけるような状態をとろうと思っております。そのことに関しては、建設をする如何にかかわらずやっていきたいとうちの院長も副院長も言っておりますので、そのことは申し上げておきます。

○大田委員

そしたら今でも、十分やっていってもらわんと困ります。新しい病院になったから、救急医療体制を十分に持っていきこうというのではなくて、今でもやって、3人増える中で、1人は緩和ケアの先生が増えるわけでしょ。緩和ケアの先生も救急のほうに対応させるのですか、そうだと、そうじゃないでしょう。

○田村光総合病院事務部長

今の、基本方針と理念は、現在の光総合病院の基本方針と理念と、一向、変わっていません。病院としては、建物が建つとか建たないとかにかかわらず、基本方針と基本理念はそのままやっていきたいと考えています。建つからできないとか、建たないからできないというように申し上げるつもりはありません。

○大田委員

だから、今も十分できるように持って行ってほしいと思います。

それと、話は飛ぶのですが、どうしても新築移転、新築移転といわれているのですが、以前、私も言っているのですが、病院の西側に医師住宅があつて、そこに民有地があつて、それを買われて増築するというのはどうしてもできませんか。あそこの部分を医師住宅と民有地を買われた場合、随分広い面積があると思うのですが、そこのところを新築して南棟と一緒にひっつけて、北棟を改築すればできると思うのですが、どうでしょうか。

○田村病院局管理部長

今までも、一般質問等で、大田委員さんからそういうお話を聞いておりますが、病院局といたしましては、その考えはないということで、このたび移転新築という素案を報告をさせていただいて、このたび議案として提出をさせていただいております。

○大田委員

それを、計算されたことはありますか。

○田村病院局管理部長

一応、それはやりました。今の中林、あるいは医師住宅、ただ、中林建設さんに、この土地を売ってくれというような話はしておりませんので、これが実際、実現するかどうかは不確定でございますが、それはやりました。

それと、基本的に、なぜ移転新築かということになりましたら、これはもう、根本の話になりますが、現状の、今の光総合病院そのものがもう30年近くになって、医療的に陳腐化していると、施設としてですね。そういった中で、今、大

田委員の言われるのは、あそこの医師住宅、中林建設をその土地に増築をして、南棟とつないでということでございますので、南棟はそのまま残ると、今の委員さんの考え方は、そうなれば、南棟の病棟につきましては、今までいろいろお話をしておりました施設的な面でございますが、トイレであったり、病室の広さであったり、廊下幅であったり、そういった面は当然解消されないわけでありまして、そういった意味合いから言っても非常に厳しいということで移転新築をいたしたいということで、計画を出させていただいております。

○大田委員

それは、移転新築は移転新築、そういう計算をされましたか。計算したらどういふようになりますというのを教えてください。

○田村病院局管理部長

あそこの面積が1,800m²でございます。市のほうで（建設）図面を引いていただきました。敷地面積は800m²しかとれないということを知っております。高さにつきましても、3階から5階程度ということでございますが、それと、南棟から、これは施設の一体化、間に市道が入りますので、施設の一体化を考えたときに、高架等で結ぶ必要がございますが、ご存じのように3階ぐらゐまでに冷却塔、そういったものがありますので、3階から4階程度の高さで結ぶと、そうしたときに患者さんが、現実的に患者さんの動線を考えたときに、その増築した部分に何を持っていくか、患者さんはそれを、エレベーターを乗り降りして移動するということとなりますが、非常に不便であると、それと施設的には、面積的にも先ほど申しましたように、今いう大きなものはつくれないということでございます。

○大田委員

平面的には、結構大きなものができるのですか、あそこは。それは一応お聞きしときましょう。

それから、薬剤部門に災害時に対応できる医薬品の貯蔵できるスペースを確保すると書かれておりますが、外来患者は院外薬局に任せておられるのでと、私は思っているのですが、こちら、どのようにして確保されるのかというのをお聞きしたいのですが。

○田村光総合病院業務課長

確かに、院外処方光総合病院は行っております。入院患者様の分につきまして、在庫を抱えておりますが、この在庫を貯蔵しておく保管庫におきまして

も現在狭い状況でありまして、十分な保管ができていないとは思いません。

それに加えて、災害といいますと通常動く薬品以外にも備える必要がございますが、その保管場所が光総合病院の中にはございませんので、それを表記させていただいております。

○大田委員

どういう災害を考えておられますか。

○田村光総合病院業務課長

主に、地震とかで交通遮断が起こった場合とかを考えておりますが、薬品会社から薬品が届かないというような状況も考える必要があると思っております。

○大田委員

そうすると、常に入れていると、災害時に、いつ来るかわかりませんから。常に入れて、それを順繰りに、常に繰り返し、繰り返し使うと、その貯蔵庫を考えておられるのですか。

○田村光総合病院業務課長

災害が起こった場合に、やはり最低でも3日、多ければ、1週間程度の在庫が必要ではないかと考えております。今は、日々、注文しないと置けないようなスペースしかございません。それで、その保管庫を利用して、常に回転させるような在庫法を考えております。

○大田委員

それは入院患者のだけでしょ。外来の人は考えてない。

○田村光総合病院業務課長

この計画の中にも書いておりますが、災害が起こった場合の拠点病院といいますか、災害起こった場合にも対応するような病院にしなければいけないということで、患者さんがたくさん来院される場合もあろうかと考えておりますので、その在庫も必要ではなからうかと思っております。

○大田委員

今の、外来患者の人の人も少しは置くと、そう理解してよろしいですか。

○田村光総合病院業務課長

通常で、入院と外来と医薬品が違うかどうかというのは、私も詳しくわかりませんが、入院で使っているものを、多く在庫することによりまして、急患で来られた患者さんにも、災害で被災された患者さんにも対応できるのではなかろうかと考えております。

○大田委員

了解しました。それで、今は入院患者の確保をしているスペースが要るよと。それで、院外の薬局は今のところ考えておられないようですが、新築移転される場合には、院外薬局の敷地までも心配されるようなことが、この中に書いてあるのですが、院外薬局を病院側がその土地まで心配しなくてはいけないのですか。

○田村病院局管理部長

説明資料の34ページ、お願いいたします。その下に、立地場所の候補地として、ソフトパークを上げておりますが、34ページの写真の上に調剤薬局を入れております。基本的には、国の考え方は、院外処方を推進しているわけございまして、光総合病院も現在、院外処方を行っております。候補地に仮に移転した場合も、必然的に院外処方をやっていくということを考えておりますので、ここに書いてありますように、借地等を含めて検討する必要があると、賃借を検討する必要があるということでございます。

○大田委員

だから、公立病院がその土地までを心配しなくてはいけないのですかと。

○田村病院局管理部長

土地は病院の土地でございますので、賃借を検討していくということでございます。

○大田委員

病院の土地ではないということですね、貸すのは。今の解釈やったらそうですね。

○田村病院局管理部長

病院の土地を賃借すると申し上げました。

○大田委員

だから、病院の土地を民間に、院外薬局の土地まで心配しなくてはいけないのですかとお聞きしているのです。

○田村病院局管理部長

済いません。ここにも書いてあるように、検討する必要があるというようにしておりますので、それを今後検討していくということでございます。

○大田委員

何でも検討ですね。はい、検討ですね。

○市川市長

検討しなければどうするのでしょうか。

○大田委員

私に質問ですか。以前、新築移転した場合には、瀬戸風線ができ徳山中央病院にも救急搬送ができますからという説明がありました。以前にも聞いたかもわかりませんが、瀬戸風線ができるというのは、私も前にも言いましたが、新築と同時にできるような覚えはないのですが、病院局のほうはそういうような説明をされておりますが、そのところはどうでしょう。

○田村病院局管理部長

私は、そういうことを一度も言っておりません。

○大田委員

西村課長、言われましたよ。瀬戸風線ができますから、徳山中央病院の救急搬送が便利になりますと。

○西村病院局経営企画課長

私は、将来、瀬戸風線ができれば、搬送が便利になるというように申し上げたと思っております。

○大田委員

いかにも、できるようなものの言い方をしたやないですか。将来と言って、そりゃあ、病院だって、将来建てるのですよ。違いますか。瀬戸風線は、そのころまだ、どこまで行っているのですか。100何十億もかかる道路が、そんな

に早くできるのですか。

○市川市長

瀬戸風線は、今、つくっております。病院は100年先も、200年先も続く病院だと、私は思っておりますし、その中で、それができたら、どんなに市立病院が便利になって、たくさん入院患者が来られるかというのが、私は今からわくわくしております。

○大田委員

今の病院はそんなに不便ですか、搬送に。

○市川市長

搬送だけを言っているのではありません。

○大田委員

交通の利便性というのが32ページに書いてあります。交通アクセスがよい場所が望ましいと。病院として、救急車に支障がない立地が望ましいと書いてあります。今の病院、随分便利と思うのですが。

○田村病院局管理部長

今、大田委員が言われるように、現在の病院から徳山中央病院に患者を搬送すると、この面に関しましては、候補地であるソフトパークより便利であるということは、自明の理でございます。ただ今、委員さん言われたように、32ページに、5番目に交通の利便性と書いてございますが、これはあくまでも、第5章の立地要件の中の1から10までの要件でございます。要するに、候補地を選定するための要件でございますので、その1つの要素ではあります、交通の利便性というのは。ですから、ソフトパークと、今の病院を比べれば、利便性で言えば、現在の病院が利便性はあるとは思ってはいますが、ただ、全てを移転新築という考え方で、病院局としてはこの計画案を策定したわけでございますので、この立地要件をすべてを満たすということは、ソフトパークにおいてもなかなか難しいというように認識はしております。

ですから、それ以上の、ソフトパーク以上の立地場所、この10項目の要件に、ソフトパーク以上に該当するものはないということで、ソフトパークを候補地としてさせていただいたものであります。

○大田委員

新病院、来るのにも、私は現在の病院のほうが救急搬送はみやすかろうと思っております。

続いて、緩和ケアについてお聞きします。緩和ケアの担当は、常勤の精神科医師と書いてありますが、本当ですか。

○田村光総合病院事務部長

基本的には、精神科の医師が望ましいと思いますが、精神科に限るものでもありません。

○大田委員

そうですか。そしたら、別に精神科の医師でなくてもいいとそういう解釈ですか。

○田村光総合病院事務部長

そのとおりです。

○大田委員

ここに、常勤の精神科医師の確保ができれば、緩和ケア病棟を開設することが可能となったとわざわざここに書いてあるから。私は、精神科の医師でないといけんのかなど、わざわざ、ここに書いてあるから。

それから、その横、病院の機能評価機構認定病院になったことからというように書いてあるが、機能評価規定病院でないと、緩和ケア病棟は開設できないのですか。

○田村光総合病院事務部長

機能評価機構ができた当時から、緩和ケアを設立するためには機能評価を受けていないといけないという条件がございました。

○大田委員

私の調べたところでは、がん診療連携拠点病院もしくは財団法人日本医療機能評価を受けている病院、または、これに準ずる病院であること等が定められていると、別に、機能評価取ったから、緩和ケアやらんといけんじゃなくて、今、機能評価なくても緩和ケア病棟ができると、そういう認識をしているのですが、今の答弁では緩和ケア機能評価認定病院ではないとできないというそのところ、もう一遍お答えください。

○田村光総合病院事務部長

申しわけありません。今の私の意識では、機能評価機構を受診して、受けている必要があると、当時からありましたので、それ以外等というのは調べていませんので、機能評価を当然受けてとっていますので、そこでハードルはなくなったという意識でいました。

○大田委員

私は、そういうのはなくても、準ずる病院でありさえすればいいと思っていましたからですね。まだ、いろいろ一緒に勉強しましょう。よろしく願います。それから、病棟は計画としてはどこら辺をつくろうと計画されておられますか。

○田村光総合病院事務部長

まだ、その設計とか、その内容については、全く現状では申しわけないが、白紙という形になっています。

○大田委員

そうですね。緩和ケアといいますから。心の緩和も必要だと思いますから、そのようなところ考えて設計するのではなかろうかと思っております。また、当然、最初から満床を見込まれては、そこまでの計画はまだされてないとの解釈でよろしいですか。

○田村光総合病院事務部長

先ほど、説明をしたと思いますが、20床あるうちの15床を収益として上げているということで、満床ということではありません。

○大田委員

15床だったら、1人のドクターでよろしいですか。

○田村光総合病院事務部長

広島で話を聞いたときに、25床ではなくて20床とありますが、その中心となる医師は1名です。中心となる医師は1名で担当させてやっています。

○大田委員

中心となる医師は1人でやっていく。ほかに病院全体でみていくと。そうい

う解釈ですね。看護師なんかは、どういう体制でいこうと思っておられますか。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケアについては、今、光が7対1看護ですが、同様の7対1看護でいきます。

○大田委員

新築移転して実際にできたと。そのときに緩和ケア病棟のドクターがいないと。計画であるから、そういうのを望んでいるということですが、もしないとなった場合、どうされる覚悟でおられますか。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケア病棟をつくりませんが、申請するときに既に医師等の常勤、対応する常勤医師の届けが必要になりますので、いないと届けはできてきません。病棟としてできていれば、緩和ケア病棟という名称ではなくて、一般病床としての緩和ケアチームでやっていくことになると思っています。

○大田委員

チームかもわかりませんが、県内では下関や宇部、山口、周南、岩国、計5カ所の市に緩和病棟が現在できているのです。下関が28万人、宇部では17万人、山口では20万人、周南では15万人、岩国では14万人です。大体それぞれ、20床、今度、光も考えておられるのですが、光市の人口は5万3,000人です。実際の確保はどのような手段を考えておられるのかお聞きしたいのですが。15人と言われたのですが、5万3,000人で15人確保。

○田村光総合病院事務部長

委員さんが思われる緩和ケア病棟のあり方の考え方がはっきりわかりませんが、広島の県立病院にも緩和ケア病棟がございます。そこで、その医師と話をしたときに、今後の緩和ケア病棟のあり方としては、その一般病棟から緩和ケアに移るときに、以前は緩和ケアに行ったら、終の棲家ではありませんが、そういうイメージがありました。ところが現在は、緩和ケア、痛みをとるのが基本ですので、在宅に向けての努力をしていくと、それで、在宅復帰率のパーセンテージを上げていこうという試みが、緩和ケアの病棟の今の新しい取り組みとなっています。

○大田委員

そういう考え方ですか。

○田村光総合病院事務部長

はい。だから、そういう考え方の違いを委員さん方も理解されて、緩和ケアががん治療とかの最終目的ではなくて、在宅に帰ると、普通に生活ができるような医療を受けて、帰ってもそれが継続してできるという感じで受け止めていただければ、市民の皆様にも理解していただけるのではないかと考えています。そうすると、緩和ケアに入る方も入院患者にしても入りやすいと考えています。それで、15人程度は大丈夫ではないかなと考えていますが、よろしいでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

それでは何点か質問させていただきます。

まず、今回議案が出てきていまして、それとは別に基本計画も説明しようという形が出てきているわけですが、この計画に当たって、関係機関との調整の状況についてお聞きしたいと思います。山大の医局とか、光医師会あたりが関係機関と思うのですが、これについては、どのような段階にあるのか、具体的にいうとまだこれから行って説明するのか、それとも一通り、こういうのを見せて光としてはこういうのをやりたいと思いますよというところまでいっているのか、もしくはこれでいって、あっちがこれならよろしいという了解までいただいているのか、その辺の段階について、現状をお答えください。

○田村病院局管理部長

大学の医局に対しましては、既に関係の医局、十幾つのところには、こういう形で計画を、移転新築というのを考えているという話はしております。この基本計画の素案を見せたかということになりますと、その辺は見せておりませんが、ただこれは病院のホームページにも掲載しておりますので、公になっているものと理解はしております。それと、もう1つの光市医師会につきましても、こちらのほうにも出向きまして移転新築という話は既にさせていただいております。

○笹井委員

わかりました。次、緩和ケア病棟について、先行委員とかぶっているところもあるかと思いますが、まず緩和ケア病棟の採算のシミュレーションというの

は、一応されているのでしょうか。されていれば、大体収支がどれぐらいになるのかというのがわかれば教えてください。

○田村光総合病院業務課長

緩和ケア病棟だけの収支のシミュレーションは行っておりません。

○笹井委員

わかりました。病院全体は、一応、計画に出てきていますから、内訳はないと理解をいたしました。では、緩和ケア病棟について、さっき先行委員も、医師はどのように確保するのかという質問があったかと思いますが、それも含めてスタッフ、看護、介護、そのスタッフはどのように確保するのでしょうか。それは今の病院の中でのスタッフの中で希望者を募る。あるいは人事によって決めるのか。それとも今度新しく緩和ケア病棟設置しましたという、準備期間もあるわけですから、それに基づいて院外から集めるのか。どういう形で確保するのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

収支のシミュレーションの中にも、お示ししておりますが、医師につきましては、3名増員を計画しておりますが、看護師につきましては、現在145名でございますが、平成30年度は、18名増員を考えており、163名体制を考えております。医療技術職につきましては、現在29名でございますが、26年4月に3名の増員を予定しております。そのほかに30年に向けて、5名増員を考えておまして、37名体制を考えております。あと、臨時・パート職員としまして、看護補助者などを考えておまして、こちらも4名程度増員が必要ではなかろうかと考えております。その増員の中で緩和ケア病棟を運営していくようになろうかと思っております。

○笹井委員

次、説明資料の23ページに、今後充実すべき医療機能等ということで示されているところでございます。そのうち、一番はがん治療ということで、まず放射線科の設置ということが上げられておりますが、放射線についてのニーズは、どの程度あるのかを調べておられますでしょうか。そして、放射線科を設置することによる採算性についても調べておられますでしょうか。また、放射線科のスタッフはどのように確保されるのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

放射線科の採算性は今のところ、確定をしていないので考えていませんが、専門医の招聘については今後、議決が終わった後に動かれると思っています。放射線技師等に関しては、当然機器がふえれば、技師を増やすこととなりますが、放射線治療について、治療の一貫性として、最終的に放射がありますので、現在、徳山中央病院に放射線治療の場合に、お願いをしている部分がありまして、それが今何名ぐらいかというのは数字を持ってないのでわかりませ。人数の把握は申しわけない。今のところ行っていません。

○笹井委員

わかりました。放射線科について私も素人なので、ようわからん質問しますが、今、光総合病院におられるスタッフで、医師は別にして、技師とかについて放射線療法は機械があればできるのか、それとも新しく放射線科を設置することになれば、外からスタッフも技師も呼んでこなければいけないのか、どうなのでしょう。

○田村光総合病院事務部長

スタッフについて人数はあるにしても、現状のスタッフが利用方法、使用方法等を熟知すればできると思っています。

○笹井委員

わかりました。同じく23ページのその下で、がん治療の中に外来化学療法室の設置ということがあります。私も不勉強でわからないのですが、化学療法とは何かというのを教えていただきたいのと、これのニーズ、採算性あるいはスタッフの確保について、煮つまったものがありましたらお答えください。

○田村光総合病院事務部長

化学療法を簡単に言いますと、点滴で抗がん剤を打ったりしますが、身体に影響を及ぼすような薬剤をする部分において、安静にする必要があるとか清潔を保つ必要がある。そのために化学療法室の設置をお願いします。

現在、化学療法を実際に光でもやっています。ただ、それ専用の化学療法室がないので、病室で行ったりしていますが、安定して治療を行っていくために化学療法室という部屋を設置したいと考えております。

○笹井委員

わかりました。この化学療法については、特に今、放射線については新しく放射線科の医師が必要ということで認識しておりますが、化学療法については

別に特にそういう今の病院ではできない、新しい医師が必要なのか、それとも今の病院の医師で資格的にはできるのか、どちらなのでしょう。

○田村光総合病院事務部長

現状でも化学療法を行っています。現在のスタッフで行っています。その施設設備というか、それを行っていただきたいということのみであります。

○笹井委員

わかりました。では、次、同じく23ページで、人工透析医療について、人工透析室センター25床配備するとあります。透析については現在、虹ヶ浜の浅江にあります光総合病院でやっているわけですが、私の理解では、透析というのは、急性期、慢性期と医療を2つに分けた場合、慢性期ではないかなと認識しているところがございます。光の総合病院は、今慢性期と急性期で浅江の光総合と大和で分けておりますが、今回病院を移転するに当たって、透析を大和で慢性期医療を中心として大和でやるというような検討はされなかったのでしょうか。なぜ透析はそのままひっついて、テクノパークに行くというその理由についてお答えください。

○田村光総合病院事務部長

現在、人工透析は泌尿器科の医師が行っております。今後も泌尿器科の医師がずっと行っていく場合には、泌尿器科の医師が必要ですので、光でやる必要があるのではないかなと思っています。それで同じように、移転新築の計画にも人口透析を記載しています。

○笹井委員

理解いたしました。最後ですが、新しい病院の経営のマネジメントは、今の病院局のこの体制で行うのでしょうか。全国的に他の例なんかも見ると、マネジメント専門スタッフを招聘したというような事例なんかもあるようですが、そこら辺の新しい病院のマネジメントというのは今の体制で行うのか、また別のことを考えているのか、その辺お考えをお聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

現在検討していません。

○笹井委員

今のままこの体制でこれから新しい病院もやっていくという理解でよろしい

ですかね。

○田村光総合病院事務部長

はい、現状ではそういうことになっています。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大樂委員

それでは、先行委員とダブるところがありますがご了承ください。

緩和ケア病棟ですが、20床で多分75%ぐらいであろうというようにおっしゃっておりますが、先ほど、委員がおっしゃっていましたように、5万3,000人という単位にした場合、年間、今光市立総合病院のがんによって末期を迎えられた方は何人ぐらいおられるのですか。どこか根拠があるのではないですか。

○田村光総合病院事務部長

これは光総合病院の過去の実績といたしますか、数字の話ですが、平成22年からの死亡患者数の話ですが、22年が174名ありまして、そのうちのがんと思われる患者さんが76名で、23年度が132人のうち57名、24年が140名中79名という死亡の数になっていますので、そのあたりで理解していただけたらと思います。

○大樂委員

今、光市立病院の方が全部緩和ケアを使うとは限りませんが、市内のまだプラスアルファあると思うのですが、これが全部入られたとしても、75%、15床で埋まらないと思うのですよ。今、徳山中央病院が25床で20床ぐらいだと思います。緩和ケア病棟はさらに面積広くとりますから、1部屋ごとが、いろいろな設備入っておりますから。そんなのを一応計算された根拠があるのかなと思ったのですよ。今そういうのはないわけですか。根底にある数字というのは。これだけお亡くなりになって利用する方があろうから20床にしたとか、そういうのがあれば教えてください。

○田村光総合病院事務部長

病床をつくる上で、病棟の単位の考え方ですが、5床とか10床という単位の病棟をつくると、職員数もそれに対応して必要になるので、一つの単位病棟にしては20床が一番少ない数字かなと思っています。

○大樂委員

わかりました。そういう1ユニットという考え方で20床をひとくくりにしたということですね。ほかに大きな根拠はないと。

近隣の町ですが、専門先生は1人しかおられなくて、木曜だけお一人入っていかれるような医者が、徳山にいらっしゃいます。それは脳神経外科の先生が木曜日入られるのですが、常駐は1人だったと思いますね。そういった対応されていると思います。それもほかの科を受け持っておられます。だから、仮に光市立総合病院ができて対応可能かなと思うところもあるのですが、先ほど田村部長がおっしゃった中で、がん治療に特化しないということをおっしゃっていますね。そしたら、がんケア等にひとくくりじゃなくて、別項目で緩和ケア病棟というのをつくられたらよかったのではないかなと思います。これは作文の仕方ですが、ひっつけて言われたのかなと思ったのですが、それは今後とも一般の方も、がん以外の方でも末期を迎えた方がいるというお考えに変わりはないですか。

○田村光総合病院事務部長

緩和ケア病棟は、基本的にはがんともう一つありましたが、他の例えば肺炎とかそういう患者さんは対象になりませんので、項目としてはがん診療の最後につけるのが今は一番いいかなと思っております。

○大樂委員

それはようわかった上で質問させてもらったのですよ。先ほどおっしゃった中にがんを特化しないよと、一般で亡くなる方もあるとおっしゃったので、今それをお聞かせ願っております。

○田村光総合病院事務部長

がんを特化しないという意味ではなくて、その対応としては、在宅復帰率を目標とすると。だから、特化とかそういう意味ではなくて、最終的にそこで診るよという意味ではなくて、家の帰る前の一つのステップですよという言い方をさせていただきました。

○大樂委員

光市立総合病院の緩和ケアの取り組み方ですか、また別な組み方があるのかなと思いました。私たちが視察したところでは、末期の人を最後のみとりをして、とにかく救うのを、患者と家族を救うという2つの面を持っていることを

強調されておりました。亡くなった後、すごく寂しくなるから、あとフォローですね。そういうケアを大事にするとおっしゃっていましたので、プラス化学ケアもぜひ今後入れてください。

○田中委員

別冊の説明資料に沿って質問させていただきたいと思うのですが、結構細かい質問とか素朴な質問とか項目が多いのですが、よろしいでしょうか。そしたら、順番に沿って質問させていただきたいと思います。

2ページの光市病院事業のこれまでの主な経緯のところ、移転新築表明後、12月の基本計画の発表まで、どのようなプロセスをたどったのか、会議のメンバー、回数、検討内容、また参考意見を聞いた人とか結果などについてお聞かせください。

○田村病院局管理部長

まず、このたびのこの報告書といいますか、この説明の資料でございますが、これを作成するに当たっての会議でございますが、素案は一応事務局がつくりまして、市の行政のほうの政策調整会議がございますので、そちらのほうでまず1回諮った後に、その調整会議の下部組織である部会議を3回開いております。そこである程度の素案を持ちまして、政策調整会議にその後2回上げまして、そこで最終的に市の考え方としてこの素案でございますが、それを策定させて、昨年12月25日に全員協議会でご報告させていただいたという流れでございます。

○田中委員

庁内の中で他部署ですかね、ほかの部とお話をしながら検討したということで、外部の方の意見をお聞きしたことはございますか。

○田村病院局管理部長

外部のほうは直接ございません。

○田中委員

わかりました。そしたら、戻るのですが、市役所のほかの部署等もお話をしたということですが、一般質問とかの中でもほかの委員がまちづくりの視点でということが、何度もあったかと思いますが、そういった意味での市立病院が町に与える影響とかの部分もお話しされたと考えてよろしいですか。

○田村病院局管理部長

あくまでも先ほどの部会議、政策調整会議でございますが、この計画素案を審議したと。要するに計画の中身でございますね。それを関係各部署、例えばソフトパークの関係であれば経済部が所管にもなりますし、建設部だとか福祉保健部だとか、そういった部署でその計画に対しての話し合いをしたということで、今委員さん言われるまちづくりという観点からはしておりません。

○田中委員

まちづくりという視点ですが、町に与える影響とか、例えば道路とか交通に対してもそうですし、この案の中にあることに対して説明をし、意見を求めた、意見を皆さんが言われたと思ってよろしいですか。

○田村病院局管理部長

あくまでもこの計画素案に対する意見を各担当部署の考え方なりをお伺いしたと、それでまとめたということでございます。

○田中委員

そしたら、私は今からほかのことについても質問させていただきます。

各部署からも意見をお聞きしているという前提でよろしいですね。この案に対して各部署からも意見をいただいたということで、病院局だけではない視点の意見をいただいていると、皆さんでそういう意見をお聞きしながら進めたということでよろしいですか。

○田村病院局管理部長

この計画の素案、今のこれ説明資料になっておりますが、これについての各関係部署からのご意見をいただいたと、それを取りまとめてということでございます。

○田中委員

取りまとめてということなので、その意見も反映されてこの分に至ったと考えて進めたいと思います。

それでは、この中に地域医療を担う中核病院としての社会的使命とございますが、この地域とはどの範囲を言うのか、また、中核病院の役割ということで、それはどういうことかということをお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

まず、地域でございまして、これは光市ということでございます。

中核病院の役割でございますが、地域の民間診療所、そういったほかの医療機関と連携をして、入院や高度、また専門的な検査、手術などを行う病院ということでございます。

○田中委員

あくまで光市という地域の中での中核病院という役目を考えて進めていくと考えるとよろしいですか。

○西村病院局経営企画課長

そのとおりでございます。

○田中委員

了解しました。そしたら、次の質問にいきます。光市の病院事業あり方検討委員会の策定した計画の資料、また光市立病院再編計画の資料があると思うのですが、それを私たち議会というか議員が見ることはできますか。

○西村病院局経営企画課長

今、光市病院局のホームページに掲載させていただいております。

○田中委員

失礼しました。そしたら、3ページの光総合病院の概要についてお聞きしたいと思うのですが、当面、新病院が完成するまでの旧病院の運営管理、今の虹ヶ浜にある光総合病院の運営管理は今までどおり行うのか、また設備更新、26年度予算にもありましたが、どのような形で行っていくのかをお聞かせください。

○田村病院局管理部長

当面、新病院が完成するまでは、当然今の病院の運営管理を今までどおり行っていくということでございます。ただ、そこで医療設備だとかいろいろな設備がございしますが、当然延命化できるものは延命化を図っていくと。ただ、必要なものにつきましては、今年度、新年度予算でも計上させていただいておりますが、そういうものは必要であれば購入をするということでございます。

○田中委員

必要なものを購入して、延命化できるものはして、なるべく備えるということで理解しました。

続きまして、5ページになるのですが、外来患者減少傾向がありまして、入院患者は横ばいというのがずっとこれが見取れるのですが、その主な理由をお聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

最も主な理由は、外来患者に関しては長期投与が始まったことだろうと思っています。薬の長期投与、1週間分ではなくて2週間分とかですね。あとはリハビリの回数制限と、診療科、脳外科が減りましたので、その診療日数の減少等がありましたので徐々に減ってきていると思っています。

○田中委員

対応で薬の長期投与とかりハビリの回数が減ってということと理解します。それで、65歳以上の人口の傾向ですね。この中には年齢というか、人口とか年齢の動向というものが載ってないのですが、これにあわせて65歳以上の人口の傾向というものをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

65歳以上の患者数という理解でよろしゅうございましょうか。光総合病院に受診されている患者の65歳以上の割合という意味でよろしいでしょうか。光市の65歳以上の人口ということでありましたら資料の26ページでございます。

○田中委員

了解しました。26ページを見ると減ってきているということがわかるのですが、後ほどこの26ページについてはお聞きします。

続いて、6ページの平成14年10月に院外処方を実施開始していますが、その導入したときの見通しについてお聞きしたいと思います。院外処方を導入するときに、病院自体にどういった効果が期待されて導入されたかということについてお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

院外処方の目的自体ですが、患者さんの薬剤の管理でございます。いわゆる医薬分業が目的でございまして、病院の収益等を目的として行ったものではございません。しかし、これをやることによって購入する薬剤費等も減少をいたしております。また人件費等も減っておりますし、薬剤師がほかの病棟の薬剤業務などを行っている、そういった効果はございました。

○田中委員

薬の管理という部分を目的としてということで、費用ダウンより収益ダウンのほうが大きく外来収益が減少しているという部分が見取れたのですが、それはあくまで見込んでいたとおりということで理解してよろしいですか。

○田村病院局管理部長

ここである総収益、総費用でございますが、これ院外処方関係を出したものではありません。あくまでも入院外来合わせた総収益、総費用でありますので、院外処方での収益の差ということではございません。

○田中委員

そしたら、濟いませぬ、院外処方を開始してのみの影響で考えると、どのような影響だったかお聞かせください。

○田村病院局管理部長

申しわけございませぬ。今その資料は持ち合わせておりませぬ。

○田中委員

また後ほど教えていただければと思ひます。

もう一つ、平成15年度に病床利用率が大きく下がっているわけですが、これの理由についてお聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

申しわけありません。今答弁することができません。判断しかねています。

○田中委員

そしたら、この15年度に病床利用率が下がっているのですが、純利益がアップしているのです、この理由も一緒に教えていただければと思ひますので、お願いいたします。続いて、18年度から20年度まで赤字だった理由をお聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

平成14年から当時の診療報酬改定、いろいろ新聞等でも言われていますが、マイナス改定が大きくて、その影響が大きかったと考えています。

○田中委員

14年度に下がって、15年度、16年度、17年度と上がって、また18年度から下がっているのですが、それは同じ理由になるのですか。

○田村光総合病院事務部長

診療報酬改定は2年に一度ありまして、4年に一度大きく改正をされます。4年に一度大きな収益に対して影響を及ぼしてきます。徐々に上がってくるのは当然いろいろな努力といたしますか、算定の方法とかもやられて上がってくるのだらうと考えています。

○田中委員

そしたら、21年度からまた大きく上がっているのですが、これはまたその診療報酬改定がいい方向にいったという理解でよろしいでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

診療報酬改定だけで説明できるものではないですが、当時の医師の診療内容等とかもありますので、この年に上がったから下がったからという感じが、22年度診療報酬で下がったのは言いましたが、それによって上がったかどうかというのは説明がつかねますが。

○田中委員

いろいろと理由があって、診療報酬が変わることによっても大きく影響を与えていくということで理解しました。それで、7ページを見ると、平成15年度から給料比率がアップしているのですが、この理由についてお聞かせください。

○田村病院局管理部長

給与比率はご存じのように、医業収益と当然相対関係にございますので、院外処方実施による医業収益が減少したことによるものと考えております。

○田中委員

院外収益がアップしたので……。濟いません、理解できないので、もう一度お願いいたします。

○田村病院局管理部長

7ページの下の下段の表でございますが、その中の上から3つ目、職員給与比率、これは対医業収益でございます。医業収益に対して職員給与比率がどれだけあるかという、これが57.6%ということになっておりますが、これは平成23年度でございますが、要するに平成15年度から給与費の比率がアップしてい

る理由、その一つの理由としては、院外処方実施によって医業収益そのものが減少しますので、当然これ医業費用のほうも薬剤購入しませんから減少しますが、医業収益が減少したことによって相対的に比率が高くなったというのも一つの一因ではないかと思っております。

○田中委員

わかりました。それで、今示された表ですが、これ類似病院との比較が出ているわけですが、これ大体類似病院に比べられている病院は、大体院外処方をやられている病院なのでしょうか、お聞かせください。

○田村病院局管理部長

具体的にそこまでは把握はしておりませんが、現状の今の医療の流れを考えたときに、院外処方をされておられる病院がかなり多いのではないかと思っております。

○田中委員

すると、光の病院は黒字ということで、公立病院の中でも県内でも数少ない黒字病院ということでお聞きはしているのですが、この表を見ると、病床利用率が低くて診察収入は入院外来も高くして高収益な病院なのかなという感じがするのですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○田村病院局管理部長

高収益かどうかはわかりませんが、基本的には診療報酬ですから、これは公定価格、要するに病院独自が決められるわけではございません。

それと、今数字は確かなものは持っておりませんが、光総合病院の場合、医師1人当たりの診療は、たしか平成23年度の決算ベースで40数万円しておったと思います。これは県内の病院からいけば、美祢市立病院に次いで2番目の高い医師の稼ぎをしておったと思っております。

それと逆に、患者数につきましても少ない医師で患者を診ていると、これは100床当たりの単位で医師が何人患者を受け持つかという数値が出ておりますが、これについても光総合病院においては高い数字を示しておったと記憶をしております。

○田中委員

そしたら、今入院患者もそうですが、病床の利用率でたしか7割切るぐらいだったと思うのですが、そのバランスで今のこの収益が生み出されているという、経営努力もあるのですが、これが少ない医師で一生懸命頑張っている

ので、この収益が上がってきているということによろしいでしょうか。

○田村病院局管理部長

それもなかなかお答えが難しいところでございますが、一つは光総合病院、DPCに移行しているということ、当然手術は出来高算定になりますので、一概にこれがこうだから高いというのは済いません、ご答弁できませんが、ただ、今私が言ったのは、結果としてそういうことが言われていると、数字的なものをお示ししたということでございます。

○田中委員

仮定で、もしかしてということになってくるのですが、これ例えば病床が今、利用率といいますか、これが100%になった場合に今の総合病院はどのような状況になるとお考えかお聞かせください。

○田村病院局管理部長

100%になれば、当然医者はやめていくのではないかと思います。疲弊します。今の16人の状態で210人という入院患者数を持つというのは、かなり厳しいと思っております。やはり210床で今ドクター含めて頑張ってるんですが、どこがマックスなのかというのを私もはっきりしたことは申し上げられませんが、大体いつも入院患者、医師1人について8人の入院患者というような感覚だと思っておりますので、なかなか厳しいものがあるのではないかと考えています。210人ということになれば。

○田中委員

もちろん医師の数がそのままではとは思っていないのですが、210床回る医師を配備して、フル回転で運営した場合の見通しをお聞きしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

210床、100%稼働したとして、収支の話だろうと思うのですが、今と同じように黒字が出るかというところでもないという気がしています。当然費用も同じようにかかってくるし、現在黒字でいけているのは、今の患者数の対応する医師及びコメディカル、看護師さんの数で7対1をとっていますが、それで幸い7対1をとっていて、費用についても医療機器をなるべく引っ張っています。本来なら更新すべきものを、今のこういう状況もありますので、それを更新1年、2年延ばしながらやっていますので費用を抑えられています。それを210床になると、更新をきちんとやって、それがうまくプラスマイナスゼロと

いいですか、黒字にそのままいけるかというところ、その辺は疑問もあるところではあります。

○田中委員

そしたら、大きく回すだけがいいだけではなくて、現場の努力と今の状況の中での現場のすごい努力で現状に至っているということで理解しました。

続いて、9ページの預金残高の推移についてお聞きしたいと思います。

一般会計からの繰り入れを始めた時期と金額の推移についてお聞きしたいと思います。

○田村病院局管理部長

まず、3条の関係は昭和44年から320万円からスタートしております。4条のほうは、昭和47年から750万円でございます。昭和52年から58年の7年間については、不良債権解消ということで3億4,000万円が繰り入れをされております。

また、平成16年から18年については、繰り入れが減額をされております。そうした流れで、基本的には総務省の通知に基づきまして、病院のほうには繰り入れが現在入っているというような状況ですが。

○田中委員

昭和44年ぐらいから繰り入れが始まって、ずっと現在に至っても繰り入れを続けて行っているということで理解しました。

次に10ページの地域の実情に応じた医療提供体制の確保とありますが、先ほど、光総合病院で考えている地域の範囲というものをお聞きしました。それで、光市でのというご回答だったのですが、実情として、地域の実情というものをお聞かせください。地域の実情に応じたとあるので。

○西村病院局経営企画課長

地域というのは光市でございます。実情でございますが、ここに掲げております5疾病5事業、これらを行う上で市内の光総合病院を含めた医療機関、これらの医療機能、それぞれの病院の役割に応じてという意味でございます。

○田中委員

それぞれの病院でということなので、この光市という地域の中での病院との連携もすごく密に必要だということで理解しました。

近年の患者数の増加というものがございますが、光総合病院では近年の患者

数の増加は見受けられないような感じがするのですが、その辺についての理由をお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

この10ページの近年の患者数の増加とあるのが、次の精神疾患にかかっているものであります。ですから、光市の患者が増えるとかというのではなくて、いわゆる精神疾患が最近増えてきたということでございます。

○田中委員

濟いませぬ、自分の国語力のなさでした。申しわけありません。

そしたら、続いて、10ページから15ページのあたりにそれぞれの医療に対する対応が紹介されておりますが、周南市の病院なども紹介され、小児医療では山口大医学部附属病院も出ておりますが、現在の医療単位を考えた場合は、ここで紹介されている病院のある地域までが連携が必要な地域と考えてよろしいですか。

○西村病院局経営企画課長

基本的には医療圏単位であろうと思います。医療圏ですから、周南医療圏だと思います。ただ、高度医療ですとか3次医療ということになると、逆に山口大学等の病院と連携する場合もあろうかと思っております。

○田中委員

そしたら、地域ということでは光市を見るのですが、周南医療圏ということでは全体の見通しとか連携も必要、考えていかないといけないということでは理解をいたしました。続いて16ページの光総合病院の今後のあり方についてお聞きしたいと思います。現在の光市は急速に高齢化が進みという文があるのですが、それを数値で教えていただけますか。

○西村病院局経営企画課長

65歳以上の比率でございますが、昭和55年が10.5%、平成12年が19.9%、平成17年が23%、それから推計にはなりますが、平成27年には32%と、人口の3分の1程度を占めるのではないかと推測されるところであります。

○田中委員

数字で見ても高齢化が進んでいることがよくわかりました。

もう一つ、2つの病院を一つの病院に捉えとあります。光市には2つの公立

病院があつて、それぞれを一つと捉えて取り組んでいくということですが、この計画の中にある光総合病院の完成予定の平成30年には、大和総合病院はどのようになっているのか、また、その中で建てかえの必要性とか、どのように考えられているのかをお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

大和総合病院の建てかえの必要性ということでございますが、先ほど予算のところでご説明いたしました。耐震診断を今年度予定しております。その結果、状況に応じて今後検討してまいるということでございます。

○田中委員

耐震結果を見てからということで、今後の検討課題ということで理解をいたしました。続いて17ページの地域における位置づけとあり、これも同じように他の病院が紹介されておりますが、少なくともここで紹介されている病院との連携が必要だと考えますが、その病院とは意見交換を今回行っているのかお聞かせください。

○田村病院局管理部長

濟いませぬ、意見交換というのはどういふ意見交換でございませぬか。

○田中委員

この移転新築を計画する中で、行ふということと連携の診療科目によってはかわり方も変わってくると思ふので、そういったことの連携のお話をされているのかお聞かせいただけたらと思ひます。

○田村病院局管理部長

先ほど申し上げましたように、大学の医局に対しましては医師派遣の関係がございませぬし、話をしております。それと光市医師会につきましてはこういう計画をつくつたと、まあ移転新築ということでお話はしておりますが、例えばじゃここである県立総合医療センターだとか徳山中央病院に光病院が建てかわるからというふうなお話はしてございませぬ。

○田中委員

私も病院同士とか医師会というシステムがよく勉強不足でわからないところはあるのですが、基本的には医局とか医師会を通じて連携を行っているということで、病院同士の何ていひませぬか、交流というかお互いが会つて意見交

換するようなことは基本的にはないと考えていいですか。

○田村光総合病院事務部長

どの程度のレベルかというのがわかりませんが、救急に関しては当然話し合いが持たれています。あとの連携というか患者の受け渡しの連携は、当然お互いに持っていますので、そのあたりの話し合いというのは進んでいます。

○田中委員

光の総合病院にとっても影響あることなのですが、その広域の地域で周南医療圏とかこの地域で見た場合に、相手方の病院にも影響与えることだと思うのです。そういった意味でお互いに意見交換をするのが、これ素人考えなのですが、普通ではないのかなと思うのですが、そういったことは行っていないという理解でよろしいですか。

○田村病院局管理部長

今、病診連携、病病連携等は田村部長が回答されたとおりなのですが、例えば委員さんの思われる意図が私もわかりかねますが、例えば徳山中央病院が、あるいは岩国国病、あるいは柳井の国病だとか徳山医師会病院、あるいは徳山リハビリ病院が新築でできましたが、そういった病院が光総合病院にあるいは大和総合病院のほうに来られまして、今後これからこういう病院を建てるからというようなお話はございませでしたし、あくまでも病院としては経営という一環で、要するに病院の移転新築を考えていくということでございますので、病病連携とは違うのではないかと思っております。

○田中委員

お互いにそういうことは行わないということで、理解をしました。それで次の18ページに移ります。18ページにがん治療の充実とのことですが、専門医が確保できるかは不透明であるとあります。率直な話でしょうが、山大附属病院からの医師派遣に頼っている状態で、医師確保が不透明ということは山大附属病院の理解協力を現状ではいただけないように思えるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

これまでもお答えをしたような記憶をしているのですが、まずこれは計画素案でございまして、説明資料ですが、まずこの確定をしたわけではない。そういう中で大学のほうに医師を3年後、4年後あるいは5年後何人くださいとい

うような話も具体的にはできない。ですから今こういう形で計画をつくりましたと。それで、今後こういう形で進めていきますということは大学医局のほうに話をしておりますが、まだそういう段階には至ってないというのが実情でございます。

○田中委員

はい、今まで光総合病院、大和総合病院の医師確保のために全力で尽力されて、医療の確保していただいているのですが、その中でやはり医師確保がすごく難しく現状に至っているというものもあり、すごく医師の確保について不安に思うわけですが、今後新築移転で210床フル稼働するための医師の確保というのは非常に不安です。意気込みをと先ほど言われていましたが、その不安を払拭する何か方向性といいますか、根拠が私たちとしては、私たちというか私としてはほしいのですが、その何かその不安を払拭する根拠があればお示しいただければと思うのですが。

○田村病院局管理部長

今ここでご答弁させていただくのは、医師確保に向けて努力をしますということでございます。

○田中委員

もう努力をするしかないということで、よろしく願いいたします。同じく18ページの緩和ケア病棟の開設とありました。先ほど先行委員のお話の中にもありましたが、私たち委員会で視察にも行ったのですが、緩和ケアに対する認識もずいぶん違うなというのを感じましたので、やはり同じ緩和ケアでも違う病院を見ると全く違った印象というのがあって、ぜひ同じ病院を見て意思の疎通というか、こういう方向でいくのだという、今後視察なんかも行いながら、取り組んでいけたらと思うわけですが。続いて、23ページの光総合病院の基本方針の中にあります現在候補地をソフトパークのところ選ばれておりますが、この候補地を今、現状利用されている方がいると思うのですが、そのことをどのように把握されているかについてお聞かせください。

○田村病院局管理部長

経済部のほうから、サッカーの練習場として使用されているということは聞いております。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田中委員

先ほどのお話に続いていきたいと思います。候補地をサッカーの練習場として使っているということを把握されているということだったのですが、新築病院が移転するとこの練習場というものはどうなるのかお聞かせいただければと思います。

○森重副市長

今のサッカーの練習場は、確かに使っていただいているわけですが、現状はひかりソフトパークの分譲地について未利用の場合にお貸しをしているという状況でございますので、当然あの土地に限らず利用が決定すれば、その期間においてお貸しをしているわけでございますので、必然的に練習場がなくなるということでございます。

○田中委員

契約というか安くてそうなっているというのは、もちろん僕も知っていて理解するところなのですが、あまりにも冷たくてどうしようにするのかは、やはり子供たちの未来の希望でもあるわけですし、またこれ浅江中のサッカークラブも使っておりますので、今後のことになるのかもかもしれませんが、ぜひこれも一緒に考えていただければと思います。

そして続いて、医師住宅と駐車場と現地にあるわけですが、それも含めた跡地の計画、解体費はどれくらいかかるのか、先ほど答弁の中で市のほうが公益性のものをつくるのであればそれを優先するというお話がありましたが、そのあたりでどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

先ほどもご答弁させていただきましたが、まず市のほうが公共用地としてそれを利用されるということであれば、それをまずは優先いたしますし、そうでなければ、売却ということを検討するということになると思っております。それから、解体の費用でございますが、昨年12月に佐賀の県立病院が実際に病院を解体しております。その時の単価が約1万8,000円程度でございました。現状の病院施設1万1,763m²でございますので、この単価をもとに推計をいたしますと約2億1,000万円程度の費用がかかるのではないかと思います。これあくまで、詳細に設計してみないことにはわかりませんが、大体およそそれぐらいになるのではないかと考えております。

○田中委員

はい、わかりました。約2億1,000万円解体費がかかるということ。そしてまた跡地の計画に対してはこれからというお話もお聞きしたのですが、先ほどお話した候補地のサッカー場もそうなのですが、今の跡地と候補地のその先どうするのかという、サッカー場ですね、サッカー場をどうするのかというのは、やはり同じ地域に住む者にとっても、どうなのっていう不安があります。これ計画の中でぜひ一緒に考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、アクセス道の整備についてお聞きしたいと思います。車が線路を横断することで渋滞が予測されたり、線路を横断しないルートからはいびつな形で信号もない危険な三差路、また県道光徳山線の渋滞への対応など必要になってくると思います。そして中村町のアクセスルートに上げられている部分も、浅江小学校の通学路で児童が横断歩道を渡る道になっております。そのあたりで、先ほど庁内の部とお話したということなのですが、建設部のほうとかも含めてお話したと思うので、そのあたりでアクセス道について何かご意見があったのか、またどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○田村病院局管理部長

アクセス道、部会等の中でそういうアクセス道についての話はありませんでした。そういう話は具体的には出ておりません。そのアクセス道をどう考えるかと言われますと、なかなか病院として現状あるアクセス道、今言われたように踏切を渡るかとかあるいは兼清外科さんの前の交差点のことを言われるのであろうと思いますが、それに対して病院局として、じゃあそれをどうするかというところまでは、意見を持ち合わせておりません。

○田中委員

病院局としては意見を持ち合わせていないということですが、部会議をやられたのであれば、そこまでやはり意見をお聞きして、どういう影響があるのかというのを考えるべきではないかと私は思います。

アクセス道について、皆さん言われていますが、整備は絶対に必要になってくると思うのです。なので、そのあたりの方向性、どういうようにするのかというところまでのやはり、それこそ意気込みをお聞かせいただいて計画というものを進めていただければと思います。

続いて病院間シャトルバス、今大和のほうから光のほうにも行っておりますが、また光駅から遠くなる分、光駅等結ぶシャトルバスについても必要になってくるのではないかと考えるのですが、そのあたりのお考えについてお聞かせ

ください。

○西村病院局経営企画課長

今、光大和のシャトルバスでございますが、新病院に移転しましてもやはりその辺のバスは継続していきたいと考えております。ルートについてはまだ、今から検討をしていきます。光駅と新病院間のバスにつきましても、今後の検討課題と考えております。

○田中委員

シャトルバスを大和病院との間には走らせるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、今、26年度とまってはいるのですが、駅前整備計画というものが建設部のほうでありました。駐車場、駐輪場の整備を行うということだったのですが、アクセス道を考えると、やはり光駅からの連結というものが重要になってくるかと思うのですが、そのあたりでやはり駅前整備もそうですし、駅もそうですし、病院局だけではなくて市内での連携がものすごい必要となってくるかと思うのですが、そのあたりについて部会の会議もやられたというお話もあったのですが、連携をどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思ひます。

○田村病院局管理部長

冒頭部会の話もさせていただきましたが、あくまでもこの計画の中身、この中身の問題点等を精査をといたしますか、意見をいただいたということございまして、今委員さん言われるその光駅前の整備計画云々といひますか、それとか例えば光駅の高架の問題だとかそういった話は部会の中では出ておりません。これはあくまでも、やはりまちづくりの中で1つ病院が移転することによってどのようなアクセスも含めましてどういう対応していくかといひるのは、確かに委員さんの言われることもわかりますが、なかなかこれ病院局が建設部の予算を掌握しているわけではございせんし、そのあたりのことにつきましては回答をいたしかねるということございします。

○森重副市長

田中委員が仰せのとおりだと思ひます。長年、光市の玄関口であります光駅の周辺の整備の問題といひるのは、病院の問題が今出て来ておりますが、それに加えて既に委員ご案内のとおり、県道光柳井線の新設工事もあります。このあたりは十分に市内の中で検討していかなければならない問題だと思ひておりま

す。ただ、一般質問でもお答えを申し上げておりますとお関係機関等々もございます。駅周辺の開発においては莫大な予算等も考えられますので、このあたりは総合的なまちづくりの観点で、しっかり市内の意見集約と市としての考え方も今後明確にしていく必要があるように考えております。

○田中委員

今副市長が言われたとおり、ほんとに莫大な費用がかかって総合的な目線でやっていかないという部分があります。これ民間病院だったらただ単にその民間病院が移転してという考え方、民間なので言えないという部分があるかもしれませんが、あくまで公立病院なので、ぜひ光市としてしっかり市内の中でも連携してみんなで取り組んでいただければと思います。

まだまだ質問があるのですが、ほかの委員の質問もあるようなので、ひとまずここで終わりたいと思います。

○萬谷委員

それでは、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

24ページが主になると思うのですが、人工透析室センターについて、25床に配備予定の人工透析室をセンター化するとどのような空間になるのか、今答えられるものがありましたら答えていただければと思います。

○田村光総合病院事務部長

一応センター化という記載をさせていただいているのは、そこで一旦そこだけで受付を通らず、もうそこだけで最初から終わりまでできると。いけば外来と同じようにそこに休養室もありロビーもありトイレもありという感じで設営できたらと考えています。

○萬谷委員

わかりました。もし最先端のセンターがあれば私ども見に行って参考にさせてもらえればと思っております。

次に、総合診療科の設置とありますが、総合医の養成の取り組みについて説明できる範囲で構いませんのでお願いできればと思います。

○田村光総合病院事務部長

現在総合医の指導医を養成いたしました。今5名が指導医を取得してきました。大学のほうの地域医療支援室、大学の学生の研修でうちを使用するときに、指導医が必要なので一応指導医をとっていただきました。

現在、地域医療推進室のほうで、学生が地域卒の学生が10人増えていまして、その学生が総合医の資格を取得していただければということをやっています。その指導の一役を担っていかうという事を考えていまして、何年か5、6年したときに、指導医というか、その派遣医師をお願いできるのではないかと期待を込めて、指導していきたいと考えています。

○萬谷委員

はい、わかりました。今の時点ではそういう感じですね。次に、公募型プロポーザルによる設計施工一括発注方式を導入する予定だと書いてあるのですが、メリット、デメリットをどのように整理しているのか。もし、前に書いてあります減価償却負担の軽減という意味も含めて、説明いただければと思います。

○西村病院局経営企画課長

整備手法についての考え方でございますが、設計施工一括発注方式、これについてはまだ決定しているわけではございません。今後検討していくということでございます。一般的なメリットですが、まず工事期間の短縮が図られる。それから民間業者の単価を使いますので、そういった意味でコストの軽減が図れますから、いわゆる減価償却費が抑制されると、それに民間ノウハウによる新しい最新の技術等そういったものが上げられております。デメリットでございますが、工事業者と施工管理、これが同じ業者になりますので、その辺で品質管理というところでチェック等その辺が指摘されているところでございます。

○萬谷委員

わかりました。了解しました。まだ決まってないということなので、またこの辺は注意して見ていこうと思っています。

最後になりますが、国立岩国医療センターですが、何年か前に調剤薬局の建設用地として岩国市が入札にかけまして1,000m²の土地ですが、市としては5,000万円程度でというところが、合計で入札されたというのを聞いたことがあります。今回ソフトパークは、何か規定で10年間は切り売りできないというように私も聞いているのですが、例えば賃貸料ですね。入札にかけるとかそれよりも高い賃料をもらえれば、それは病院の経営にも役に立つと思うのですが、その辺はお考えでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

他市の病院を見ますと、やはりそういった敷地を売却する。または賃貸するなどさまざまなやり方でやってらっしゃいます。確かにその賃貸料、入札にか

けてかなり大きな金額で貸しているという事例もございます。今後、そういった事例いろいろ情報を収集いたしまして、これからどういうやり方がいいのか検討してまいりたいと考えております。

○萬谷委員

ぜひ、皆さん必要とされている土地だと思しますので、やはり調剤薬局等の土地等もこれから検討して、入札とかできるだけ高く貸していければなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○畠堀委員

本議案につきましては、市民の安全・安心の一層の充実に向けた重要なテーマであるとともに、市民福祉、とりわけ市民生活への影響も非常に大きいことから、慎重かつ十分な議論が必要だと考えます。

本委員会での審査につきましても、場合によっては先進事例の研究にも取り組む中で、さらに整理検討をすることも必要だと考えます。

こうしたことから、とうてい本日の委員会では十分な対応を行うことは不可能だと考えます。従って、光市総合病院移転新築整備基本計画の策定につきまして、継続審議を求めます。

○土橋委員長

動議ですね。

○畠堀委員

はい。

【採 決】：挙手多数「継続審査」

(2) その他

【質 疑】

○田中委員

まず、1つ目が光総合病院の移転について決定したいきさつをお聞きしたい。また、交通アクセスも不便ではないかというご意見に対してです。

○西村病院局経営企画課長

光総合病院の移転先がソフトパークになったことということでございませ

うか。

この選定に当たりましては、土地の必要面積、また、整形地であること、早期に取得可能であるなど、そういった要件をまず整理をいたしました。

その中で、交通アクセス等を考えれば課題はありますが、ソフトパーク以上にそういった要件にかなうところがなかったということから、ソフトパークに候補地として選定をしたものでございます。

○田中委員

2点目が、新築移転計画に対して、病院の通院を目的とした交通弱者への対応についてどのように考えているか。また、現状においても医師数が不足し診察が行えないケースがあるが、総合病院としてきちんと医師を確保し、市民の安心できる安定した病院運営をお願いしたいのですが。

○西村病院局経営企画課長

民間バス事業者等へバスのルート変更等そういった要望をしていきたいと考えております。また、光駅と新光総合病院これを結ぶシャトルバス等についても、今後の課題として検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

医師不足の診療科のことでございますが、全ての診療科が整っている病院。そして、それが身近にあるというのは誰もが、理想の病院であろうかと思いません。現状、医師不足、偏在化、こういった社会的問題となっている中で、そういう理想の病院を運営していくのは、現実的には非常に難しいというのが実情でございます。

病院としましては、今後も医師確保に努めてまいりたいと思っておりますが、常勤医師の確保ができない診療科については、非常勤医師による週一、二回程度の外来診療を確保してまいりたいというところでございます。

○田中委員

光市立総合病院は、院内全面禁煙となっているが、入院患者の場合、喫煙習慣のある方に24時間我慢するということは酷ではないかと考える。喫煙施設を設けた公共施設は多くあり、光市立総合病院にも入院患者専用の喫煙スペースを設置してはいかがか。お聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

健康増進法の施行に伴い、病院等の施設は受動喫煙の防止の措置に努めることとなりました。光総合病院につきましては、禁煙外来も設置し、禁煙治療を行っております。そのため、病院の敷地内を全面禁煙とさせていただいております。

ます。また、病院は患者さんを健康な体にするを目的とした施設でございますので、そのへんをご理解願いたいと思っております。

○田中委員

光総合病院を移転するに当たり、現地をどのように活用するのかを早急に示すべき。また、新病院の診療科に東洋医学、漢方治療も設置してほしい。

○西村病院局経営企画課長

移転新築に既済して、現地をどのように活用するのかということでございますが、これについてはこれからの課題であると考えております。

まず、市が跡地について公共的な目的に利用する考えがあるのであれば、それを優先したいと考えております。もし、なければ売却等について検討をしていくことになろうかと考えております。

それから、東洋医学科の設置についてでございますが、診療科の設置にはそれぞれ専門に治療が行う医師が必要でございますが、現在、光総合病院のそういった専門家の医師が在籍しておりませんので、そういった東洋医学の専門の科については、今のところ設置は考えておりません。

以 上